

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



オーストラリア政府

外務貿易省 (DFAT)

DFAT国別情報報告書 スリランカ

2024年5月2日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

略語	3
用語解説	5
1. 目的及び範囲	6
2. 背景情報	7
国の概要	7
人口統計	8
経済概況	8
政治制度	15
人権枠組み	17
治安状況	18
3. 難民条約に基づく申立て	22
人種／国籍	22
宗教	25
（実際の又は転嫁された）政治的意見	30
関心の的となる集団	38
4. 補完的保護の申立て	53
恣意的な生命剥奪	53
死刑	55
拷問	55
残虐、非人道的又は品位を傷付ける取扱い又は刑罰	57
5. その他の検討事項	60
国家による保護	60
国内移住	64
帰還者の処遇	65
文書	68
不正の横行	70

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

略語

ACMC	全セイロン人民会議 (All Ceylon Makkal Congress)
ADR	補助登録長官 (Additional Registrar General)
AITC	全セイロン・タミル会議 (Ahila Ilankai Tamil Congress)
ATA	テロ対策法 (Anti-Terrorism Act) (草案)
AUD	豪ドル (Australian Dollar)
BBS	ボドゥ・バラ・セーナ (Bodu Bala Sena)
CIABOC	贈収賄・汚職疑惑調査委員会 (Commission to Investigate Allegations of Bribery or Corruption)
CID	犯罪捜査部 (Criminal Investigation Department) (スリランカ警察の一部門)
EPDP	イーラム人民民主党 (Eelam People's Democratic Party)
EPRLF	イーラム人民革命解放戦線 (Eelam People's Revolutionary Liberation Front)
GANHRI	国内人権機関世界連合 (Global Alliance for National Human Rights Institutions)
GBV	ジェンダーに基づく暴力 (Gender-Based Violence)
GDP	国内総生産 (Gross Domestic Product)
HRC	国際連合人権理事会 (UN Human Rights Council)
HRCSL	スリランカ人権委員会 (Human Rights Commission of Sri Lanka)
HSZ	高度警戒区域 (High Security Zone)
I&E法	移民法 (Immigrants and Emigrants Act)
ICCPR法	市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights Act)
ICRC	赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross)
IDP	国内避難民 (Internally Displaced Person)
ITAK	ランカ・タミル連邦党 (Ilankai Tamil Arasu Kachchi)
ITJP	国際真実・正義プロジェクト (International Truth and Justice Project)
JVP	人民解放戦線 (Janatha Vimukthi Peramuna)
LGBTQIA+	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、同性愛者、インターセックス又はエイセクシャル (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer, Intersex or Asexual)
LKR	スリランカルピー (Sri Lankan Rupee) (現地通貨)
LTTE	タミル・イーラム解放のトラ (Liberation Tigers of Tamil Eelam)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

MMDA	イスラム教徒婚姻・離婚法 (Muslim Marriage and Divorce Act)
MNA	イスラム教徒全国同盟 (Muslim National Alliance)
MP	国会議員 (Member of Parliament)
NCEASL	スリランカ福音同盟 (National Christian Evangelical Alliance of Sri Lanka)
NGO	非政府組織 (Non-Governmental Organisation)
NIC	国民身分証明書 (National Identity Card)
NIMH	国立精神衛生研究所 (National Institute of Mental Health)
NPC	国家警察委員会 (National Police Commission)
NPP	国民人民勢力 (National People's Power ('Jathika Jana Balawegaya'))
OfR	賠償局 (Office for Reparations)
OHCHR	国際連合人権高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights)
OISL	国際連合スリランカ人権調査高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights Investigation on Sri Lanka)
OMP	失踪者局 (Office on Missing Persons)
PLOTE	タミル・イーラム人民解放機構 (People's Liberation Organisation of Tamil Eelam)
PTA	テロ防止法 (Prevention of Terrorism Act)
SIS	国家情報局 (State Intelligence Service)
SJB	統一人民勢力 (Samagi Jana Balawegaya ('United People's Power'))
SLFP	スリランカ自由党 (Sri Lanka Freedom Party)
SLMC	スリランカ・イスラム教徒会議 (Sri Lanka Muslim Congress)
SLNI	スリランカ海軍情報局 (Sri Lanka Navy Intelligence)
SLPP	スリランカ人民戦線 (Sri Lanka Podujana Peramuna ('Sri Lanka People's Front'))
TELO	タミル・イーラム解放機構 (Tamil Eelam Liberation Organization)
TID	テロ捜査部 (Terrorism Investigation Division) (スリランカ警察の一部門)
TMVP	タミル人民解放のトラ (Thamil Makkal Viduthalai Pulikal ('Liberation Tigers of the Tamil People'))
TNA	タミル国民連合 (Tamil National Alliance)
TNPF	タミル国民人民戦線 (Tamil National People's Front)
UN	国際連合 (United Nations)
UNFPA	国際連合人口基金 (United Nations Population Fund)
UNHCR	国際連合難民高等弁務官 (United Nations High Commissioner for Refugees)
UNP	統一国民党 (United National Party)
USD	米ドル (US Dollar)
WFP	世界食糧計画 (World Food Programme)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

用語解説

アラガラヤ (Aragalaya)	2022年に起こった反政府抗議運動を指し、「闘争」を意味する。
アスウェスマ (Aswesuma)	2023年に導入された福祉給付金支給制度
グラマ・ニラダリ (Grama niladhari)	村役場
ヒジャブ (Hijab)	イスラム教徒女性の衣類で、頭部を覆うが顔は隠さない
クアジ (Quazi)	イスラム教徒婚姻・離婚法 (1951年) に関連する事案について裁定を下す裁判官
ユクティヤ (Yukthiya)	2022年12月に開始された麻薬撲滅作戦を指し、「正義」を意味する

本報告書で使用する用語

高リスク	DFATが、インシデントの強い発生パターンを意識している状況
中リスク	DFATが、ある行動パターンを示唆するほどの十分な数のインシデントを意識している状況
低リスク	DFATは複数の事件を把握しているが、それらが1つのパターンを形成すると結論付けるには証拠が不十分であるという状況

公的差別

1. 法的措置又は規制措置が特定の集団に適用される結果、他の区分に属する国民も利用できる国家による保護又は国家サービスへのアクセスが阻害されてしまうこと（例として、個人登録又は身分証明書取得の困難、書類受理の困難、恣意的な逮捕や拘禁などが挙げられる）
2. 特定の集団に対する国家公務員の行動の結果、本来利用できるはずの国家による保護又は国家サービスへのアクセスが阻害されてしまうこと（立法上の措置又は行政上の措置の実施不履行を含む）

社会的差別

1. 社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）による行動の結果、通常であれば社会の他の区分に属する人々が利用できる財又はサービスに対する特定の集団によるアクセスが阻害されてしまうこと（例として、不動産賃貸拒否、財又はサービスの販売拒否、あるいは雇用差別などが挙げられる）
2. 社会の構成員（家族、知人、雇用主、同僚又はサービス提供者を含む）による排斥又は除外

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

1. 目的及び範囲

1.1 この国別情報報告書は外務貿易省（DFAT）により、保護状態の判定だけを目的として作成された。本書は公表時点でのDFATの最良の判断と評価を示すものであり、スリランカに関するオーストラリア政府の政策とは明確に異なる。

1.2 本報告書では、国別の概要を網羅的にではなく、全般的に提示する。本書はオーストラリア国内の意思決定者向けに、最新の事例を取り上げる形で作成されており、個別の保護ビザ申請には言及しない。本報告書は意思決定者向けの政策指針を記載するものではない。

1.3 2019年6月24日に*国外移住法（Migration Act）*（1958年）第499条の下で発布された閣僚指令（Ministerial Direction）第84号には以下のように記されている。

外務貿易省が保護状態の判定を目的として明示的に国別情報評価を作成し、その評価を意思決定者が閲覧できるようになったら、意思決定者は自らの意思決定に際し、関連性があれば、その評価を考慮に入れなければならない。意思決定者は当該国に関する他の関連情報を検討することを妨げられるわけではない。

1.4 本報告書は、DFATが有する現場知識並びにスリランカ及び他地域に所在する一連の情報筋との議論を活用している。国際連合の諸機関、米国国務省（US Department of State）、英国内務省（UK Home Office）、世界銀行（World Bank）、国際通貨基金（International Monetary Fund）、様々な人権団体（ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）やアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）など）、スリランカ国内の非政府組織、地元メディア及び国際メディアが作成したものを含め、信ぴょう性のあるオープンソース報告書を考慮に入れている。ある報告書又は嫌疑について、DFATが特定の情報源に言及しない場合、これは情報源の保護が目的である場合がある。

1.5 今回更新された国別情報報告書は、2021年12月23日に公表されたスリランカに関する前回のDFAT報告書に取って代わる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2. 背景情報

国の概要

2.1 スリランカ（旧セイロン）は1948年に英国からの独立を果たした。少数民族のうち最も多いタミル族（Tamil）は英国統治時代、優先的な扱いを受けていた。独立後、歴代政権は多数派のシンハラ族（Sinhalese）コミュニティの優位性を促進する措置を發布してきた。シンハラ族の民族主義―反タミル族暴動の発生を含む―や、二流の地位の意識が、タミル族分離独立運動へと発展し、この運動ではタミル族が多数派であるスリランカ北東部における独立国家（タミル・イーラム（Tamil Eelam））の樹立を追求した。

2.2 タミル族独立国家の誕生を推進すべく、複数の武装集団が登場した。最も有名な集団、タミル・イーラム解放のトラ（LTTE、別名「タミルのトラ（Tamil Tigers）」）は1976年に結成され、1983年にゲリラ戦を開始した。強制徴用と自爆攻撃の使用で知られるLTTEは、タミル族居住区域の事実上の支配を維持した。2002年の停戦により、国家部隊とLTTEの間での戦闘は鎮静化した。政治的和解に至らず、2005年に停戦は崩壊した。国家部隊が2007年7月にスリランカ東部を奪還し、2008年1月に北部に残っていたLTTE支配地域を制圧すべく大規模な攻撃を開始した。その結果、指導者のヴェルピライ・プラバカラン（Velupillai Prabhakaran）を含むLTTE幹部が排除された。LTTEは2009年5月に降伏した。国際連合（国連）と様々な人権団体が、この戦争の最終段階で発生した深刻な人権侵害を文書にまとめており、マヒンダ・ラージャパクサ（Mahinda Rajapaksa）の大統領在任中（2005年～2015年）に最大40,000人の民間人が殺害された可能性がある。推定によると、スリランカ内戦中に延べ約100,000人が殺害され、900,000人以上が避難民となった。

2.3 マイトリパーラ・シリセーナ（Maithripala Sirisena）が2015年1月の大統領選挙でマヒンダ・ラージャパクサに勝利した。2019年11月にはゴーターバヤ・ラージャパクサ（Gotabaya Rajapaksa）―LTTEが打倒された時の国防省（Ministry of Defence）次官であり、マヒンダの弟―が大統領に選出された。ゴーターバヤは、2019年4月に国内のイスラム教徒過激派によるテロ攻撃が発生した後での国家安全保障の強化、経済を刺激するための減税の実施、そして単一国家の強化を約束した。さらに、首相としてのマヒンダを含め、一家のうち3人を閣僚に任命した。LTTEの打倒を統括したことで多くのシンハラ族から英雄視されたラージャパクサ家の復帰により、行政部門における権力の集中が一段と進み、調停プロセスの弱体化と財政政策の緩和に向けた活動が活発化した。

2.4 2022年、スリランカはその歴史上最悪の経済危機に見舞われた結果、生活必需品が不足し、停電が長期化し、ハイパーインフレーションが起こり、それに伴って社会的／政治的不安が増大した。ラージャパクサ家による不適切な経済管理が認知され、アラガラヤ（闘争）として知られる大規模な抗議活動に発展した。マヒンダは2022年5月に辞任し、代わって以前首相を5期務めたラニル・ウィクラマシンハ（Ranil Wickremesinghe）が後任となり、国外逃亡したゴーターバヤも同年7月に辞任した。同月、議会はウィクラマシンハを大統領に選出し、秩序の回復と経済の安定化を委ねた。大統領に選出されたウィクラマシンハはスリランカの民族的／宗教的多様性を許容し、そして土地開発や経済開発に関するものを含めタミル族コミュニティが直面する様々な問題の解決策を見出すことの重要性を認めた。本書公表時点でこれらの取組は継続中であった

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が、進歩は限定的であった。

人口統計

2.5 スリランカの人口は2,200万人である。約30%が西部州（Western Province）で暮らし、同州にコロンボ（Colombo）（商業と政治の中心地）とスリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ（Sri Jayawardenepura Kotte）（立法府のある首都）がある。他の重要な都市部の例としてキャンディ（Kandy）（中部州（Central Province））、ゴール（Galle）（南部州（Southern Province））、トリンコムアリー（Trincomalee）とバットィカロア（Batticaloa）（東部州（Eastern Province））、そしてジャフナ（Jaffna）とキリノッチ（Kilinochchi）（北部州（Northern Province））が挙げられる。

2.6 最新の国勢調査（2012年）によると、シンハラ族が人口の74.9%、タミル族が15.3%、イスラム教徒が9.3%（スリランカではイスラム教徒が別名「ムーア人（Moor）」と呼ばれ、民族集団と宗教集団の両面で捉えられている）を占める。他の民族集団（バーガー族（Burgher）、マレー族（Malay）、スリランカチェッティ族（Sri Lanka Chetty）、バラサ族（Bharatha））が残り埋める（合計で人口の0.5%）。タミル族人口の4分の1余りースリランカの総人口の4.1%ーがインド系の出自である（「プランテーション・タミル族（Plantation Tamil）」、「ヒルカントリー・タミル族（Hill Country Tamil）」又は「アップカントリー・タミル族（Up-Country Tamil）」として知られる）。スリランカ人の約80%は農村部で暮らしている。

2.7 スリランカは現在、出生率の低下（女性1人当たり2.1人）と平均寿命の伸びを背景に、社会全体の高齢化が進んでいる。国際連合人口基金（UNFPA）の予測によると、スリランカでは2030年までに5人に1人が60歳以上となる。現在の平均年齢は33.7歳である。

2.8 シンハラ語とタミル語が公用語とされ、タミル語は大抵北東部で使われている。政府や都市部では英語も幅広く話されている。

経済概況

2.9 世界銀行はスリランカを下位中所得国に分類し、2020年に上位中所得国とした分類から格下げした。国民1人当たり国内総生産（GDP）は2021年の時点で4,000米ドル（約6,000豪ドル）であった。西部州が最も栄えているーコロンボ都市圏がスリランカのGDPの半分を生み出す。サービス部門と製造部門が全体的なGDPと雇用の90%余りを占め、それぞれ労働力全体に占める割合は46%と30%である。農業部門は労働力の24%、GDPの8%を占める。観光と国外からの送金は国民所得の重要な源泉である。観光業はコロナ禍の影響で崩壊してしまっただが、その後、外国からの訪問者はコロナ禍前の水準に戻った。国外からの送金は2021年にGDPの6.2%に相当していたが、送金額は経済的機会を求めて国外移住するスリランカ人が増えるにつれて増加すると予想される。

2.10 スリランカの全体的な失業率は2022年に5.3%であったが、15歳～24歳の層では26%であった。失業率には地域差もある。世界銀行の推定によると、スリランカの経済危機が原因で500,000人が失業したと考えられる。2021年時点で労働力の60%近くが非公式経済で雇用され、その多くは、仕事関連の社会的給付など、法的な保護や権利が与えられない状況にある。

2.11 貧困レベルは2020年から著しく悪化し、2022年の経済崩壊に付随して発生したインフレーションや所得損失により、スリランカの経済的ぜい弱性が深刻化した。世界銀行の推定によると、人工の10%が貧困ラインに近い生活水準にある。

2.12 世界銀行によると、貧困率は2022年に前年と比べ倍近くの25.6%にまで上昇し、貧困者数も250万人増えた。世界銀行の予測によると、貧困レベルは今後数年間、25%超のまま推移するであろう。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

経済崩壊

2.13 スリランカは2022年前半、深刻な経済危機に陥った。これに寄与した要因の例として、広範囲に及ぶ対外債務、低い歳入徴収率（スリランカは税込対GDP比が最も低い国の1つであった）、2019年4月に発生したテロ攻撃やコロナ禍での国境閉鎖の後における観光産業の深刻な縮小、コロナ禍に起因する国外からの送金の減少、ロシアによるウクライナ侵攻に起因するエネルギー価格や食糧価格の上昇、それに2021年4月に政府が下した化学肥料輸入禁止決定などが挙げられる。スリランカのソブリン信用格付けは2020年に引き下げられ、これは所得・付加価値税の減税によって政府の債務返済能力が阻害されるという観測が根拠であった。国際資本市場へのアクセスを失ってしまい、政府は対外債務の返済や必須輸入品の代金支払いのために外貨準備高に頼った結果、準備高の急減につながった。政府によると、使用可能な外貨準備高は2019年11月に75億米ドルあったのが、2022年6月には2,500万米ドルにまで減った。

2.14 輸入品の代金を支払うための外貨が足りなくなり、スリランカは燃料、調理用ガス、電力及び医薬品など必要物資の深刻な不足に見舞われ、電力を最長で1日13時間止める羽目になった。こうした不足や通貨の崩壊により、インフレーションが記録的な水準となり（2022年9月時点で70%、特に食糧と燃料が値上がりした）、必需品は手に入るとしても多くのスリランカ人にとって手が届かなくなった。2022年5月、スリランカは石油が底を突き、政府は経済が「完全に崩壊した」と報告した。またスリランカは初めて債務不履行にも陥り、国際通貨基金（IMF）に援助を求めた。IMFは2023年3月に4年間、29億米ドルの救済パッケージを承認した。IMF及び外国債権者による支援の条件として、スリランカは現在、構造改革と緊縮財政措置を実施しており、これに増税や支出削減が含まれる。

2.15 経済危機が原因で人道支援が著しく困難になり、貧困が深刻化し、新たな貧困層が生じた。2023年3月、570万人が人道支援を必要としていた。世界銀行の推定によると、75%の世帯が生活の混乱や所得獲得機会の減少を背景に、所得の縮小に見舞われた。それと並行して、インフレーションが人々の購買力を損ね、前代未聞のレベルで生活費を圧迫した。

2.16 食糧インフレーションは2022年8月に93.7%に達し、基礎食品は低所得層にとって法外に高価となった。食糧安全保障情報ネットワーク（Food Security Information Network）は2022年に初めて、スリランカを重大な食糧危機にある国に分類した。2023年1月、世界食糧計画（WFP）はスリランカ人の30%が食糧不安の状態にあり、60%の世帯において食糧消費が減り、より低価格で栄養価の低い食品を食べている、又は完全に絶食している、と認めた。2023年1月に食糧不安に陥った世帯の割合が最も高かったのはウーワ（Uva）州（47%）とサバラガムワ（Sabaragamuwa）州（39%）で、西部州（23%）は最も低かった。2023年8月時点で、全児童の半数近くが栄養不良で、5人に1人が衰弱に苦しんでいた。地元情報筋によると、一部の世帯は子供の通学を諦めた、就職先を探して他地域に移住した、家又は土地を売った、所有物を質入れした、及び／又は対策として貯金を切り崩した。

2.17 地元情報筋がDFATに語ったところによると、経済状況は2022年以降安定化し、必需品が手に入るようになり、インフレーションは1桁になり、ルピー相場が上がり、送電停止も終わった。輸出、観光、国外からの送金の回復に伴い、外貨準備高が増え、政府のIMFとの取引の結果、世界銀行や他の多国間貸主からの追加資金拠出が可能になった。とは言え、生活費の圧迫は依然、特に低所得世帯にとって顕著で、一般的な生活水準が低下してしまった。緊縮財政措置によってこうした圧迫が悪化しており、例えば、電力価格は2022年8月以来、140%を超えて上昇していた。セイロン電力庁（Ceylon Electricity Board）によると、500,000人余りの顧客が料金を支払えなくなった後、送電網から遮断されていた。深刻な危機は終わった一方、経済状況は依然として困難で、回復プロセスは長期間に及ぶと予想される。世界銀行によると、スリランカの経済は2023年に2.3%縮小したが、2024年4月時点では2024年内に中程度の成長（2.2%）に戻ると予想され、2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

年の深刻な景気低迷後の安定化の兆候が見られる。

2.18 地元情報筋によると、国外移住はスリランカの人々にとって、全てのコミュニティ及び社会経済的階級にまたがって魅力が高まっていた。公式統計によると、600,000人余りのスリランカ人が2022年と2023年に、経済的に不安定で生活水準が低下する中、合法的な手続を経て国外での雇用を求めて出国した。ほとんどが中東へ移転した未熟練／半熟練の労働者であったが、医師、看護師、ITエンジニア、学者など、熟練の専門家の出国者数の増加も顕著であった（「保健」及び「教育」も参照のこと）。地元情報筋によると、2023年1月～6月に2,000人の公務員もスリランカを離れていた。政府は国外からの送金を増やすために一時的な国外移住を奨励したが、その後、「頭脳流出」に対する懸念が増大する中、そうした政策を取り止めた。地元情報筋によると、頭脳流出はスリランカの将来の成長潜在性にリスクをもたらした。地元情報筋がDFATに語ったところによると、民族性を問わず、経済状況はスリランカ人の最も重要な懸念であり、人々がスリランカを去りたがる主な理由である。

2.19 DFATの評価としては、2021年版の本報告書の公表以来、経済状況が悪化しており、それがスリランカの全国的な国外移住の主たる推進要因である。

北部と東部の経済状況

2.20 農業と漁業は、総じて農村経済圏である北部と東部で圧倒的に多く、ジャフナでは農業が人々の生計の60%余りを占める。経済状況は内戦後の期間に、低い基準からにせよ改善したとは言え、これらの州は依然、他地域と比べ開発が進んでいない。失業率は全国平均より高く、世帯所得は低い。北部州のムライティブ（Mullaitivu）県とキリノッチ県はスリランカで最も貧しい（ムライティブ県では住民の57%が貧しく暮らしている）。多くの世帯が生活費を賄うために国外在住の親類からの送金に頼っている。

2.21 経済危機の影響は北東部で激しく感じられ、具体例として必需品の不足や長期間にわたる停電（時には1日4時間しか送電されないこともあった）といった形での影響が挙げられる。地元情報筋によると、こうした圧迫は弱まってきたものの、生活費や緊縮財政措置が依然、世帯に重くのしかかっていた。こうした圧迫の顕在化の一例として、2022年前半、246人の児童が親から北部州内の児童開発施設に預けられ、2021年の158人から著しく増えた。燃料と食糧の価格は2023年6月時点で高止まりしたままで、地元情報筋によると、多数の人々が食事を抜いていた。地元情報筋によると、北東部の企業は投資を行っておらず、建設部門が縮小し、日雇い労働の機会も減った。数人の地元のタミル族情報筋がDFATに語ったところによると、現在、人権ではなく経済がタミル族の中核的な懸念である。

2.22 地元情報筋によると、内戦中と内戦後に築かれたコミュニティレベルの回復力のおかげで、経済危機の全面的な影響をある程度は軽減できており、これは人々が苦難に慣れてきたからであった。南部と異なり、不足は今に始まったことでなく、コミュニティベースの共同体及びその他、地元主導の経済的セーフティネットの形態が一段と確立された。国外在住のタミル族からの送金も影響の緩和に寄与し、特にジャフナがそうであった。自家消費向けの農業ももう1つのセーフティネットを提供した。WFPが2023年1月に実施した世帯調査の結果、北部州では26%の世帯が食糧不安の状態にあり、それと比べ東部州では35%であることが分かった。

2.23 軍隊は、2009年5月以降は積極的な防衛力の役割を果たしていないが、北東部では経済的に積極的な役割を果たしている。軍隊は主に営農に従事していたが、建設や接客など他の部門でも活動し、報告によると幼稚園を運営していた。地元情報筋によると、軍隊の経済活動が地元市場を歪め、正規の経済を追い払ってしまい、民間人の雇用機会を奪い、コミュニティの信頼を損ねている。地元のタミル族情報筋によると、軍隊は元LTTEメンバー、主に女性を農場で雇っていた。国連の特別手続では一貫して、軍隊による経済への関与を止めるよう政府に呼び掛けてきた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.24 地元情報筋がDFATに語ったところによると、債務のレベルが北東部で高く、これは小規模金融業者からの高利での借入れによって拍車がかかっている。小規模金融業者は内戦前の期間、特に2014年以降にこれらの地域で特に活発に活動しており、法外な金利で貸し付け、女性世帯主世帯を含むぜい弱な世帯をターゲットにすることが多い。地元情報筋は一部の小規模金融業者の慣行を「悪徳」や「債務の罠」と表現した。シリセーナ政権は小規模融資について35%の上限を課し、一部の借主には救済措置を提供しており、現政権はこの産業の規制改善に向けた信用規制庁法案（Credit Regulatory Authority Bill）の導入を計画している。登録された小規模金融業者は合法的に営業でき、小規模金融法（Microfinance Act）（2016年）ではこれらの業者の業務を規制している。地元情報筋によると、ジャフナで自殺者が多いのは債務を返済できないことが原因とされている。

2.25 DFATの評価としては、スリランカの経済危機は既に困難であった北東部の経済状況を更に悪化させ、それが主因となってこれらの地域から人々が一国内で／国外へ、合法／非合法に一移住した。

闇金融業者

2.26 スリランカでは、コロomboやジャフナをはじめ、「闇金融業者」（非公式、無免許の金貸し）が活動していることが知られている。地元情報筋はこれらの業者のまん延度について言及できなかった。高金利で貸し付ける、あまり評判の良くない小規模金融業者は闇金融業者と同一視されることが多かった（「北部と東部の経済状況」参照）。

2.27 地元情報筋がDFATに語ったところによると、高金利融資はジャフナで受けやすく、近年は違法融資が増加していた。地元情報筋によると、非公式金融業者は村々で活動しているが、小規模金融業者の「搾取的慣行」がますます大きな懸念となっていた。正式な銀行からの融通を利用できない人々、信用歴が全く又はほとんどない人々、そして現金が今すぐ必要な人々が、非公式の金貸しに融資を求める傾向が最も強かった。

2.28 地元情報筋によると、北部では闇金融業者がギャングを雇って債権回収を手伝ってもらい、時には暴力が用いられた例もあった。コロomboでは、闇金融業者が返済不履行に備えて担保（例えば不動産証書、車両、金又は宝石）や家族の詳細を要求している。報告によると、闇金融業者は強固な地域ネットワークを維持し、逃亡者の居場所を突き止めることができる。

2.29 地元情報筋がDFATに語ったところによると、闇金融業者の被害者が国家による保護を求めることは理論的には可能であるが、実際には難しく、それは闇金融業者とギャングの力が強く、警察に影響力を及ぼすことができるからである。一部の地元メディアの報道によると、闇金融業者は政治家ともつながりがある。

福祉

2.30 政府が実施する社会福祉プログラムは、低所得層へ現金支給、食糧援助及び教育へのアクセスを提供するものである。主要な社会福祉プログラムである「アスウェスマ」の下での支給額は、受給者の社会的区分（移行、ぜい弱、貧困、極貧）に応じて月額2,500スリランカルピー（12豪ドル）から15,000スリランカルピー（70豪ドル）までの範囲である。アスウェスマは2023年7月に始まり、「サムルディ（Samurdhi）」として知られていた以前のプログラムに取って代わった。2023年9月、内閣は、サムルディを以前受けていたがアスウェスマについては資格要件を満たさない393,000余りの世帯について、サムルディ給付を延長することに合意したが、選定プロセスに反対する上訴は保留中である。他の現金支給プログラムの例として高齢者手当（Senior Citizens' Allowance）（70歳以上が対象）、障害者給付金（Disability Benefit）及び慢性腎臓病給付金（Chronic Kidney Disease Benefit）が挙げられる。地元情報筋によると、これらの給付

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は少額である。スリランカには失業者や非公式経済で働く人々向けの福祉プログラムがない。

2.31 政府はコロナ禍でのロックダウンの影響を緩和すべく、低所得世帯や高齢者などへの様々な1回限りの支給を通じて社会福祉を拡大したほか、現金支給も拡大し、2022年の経済危機の間にはインフレーションによる圧力を相殺すべく、別個に支給額を上乗せした。

2.32 最新の記録がなく、それが行政部門の非効率によって更に悪化している状況は、政府の福祉がそれを必要とする人々（新たな貧困層を含む）に行き届かないことを意味する。世界銀行によると、貧しく暮らすスリランカ人の50%余りが政府の福祉プログラムの対象になっていない。福祉給付金の配分に政治的なえこひいきがあるという報告も複数あった。サムルディは極めて政治化され、また複数の報告が示唆するところ、多くの貧しい人々が、選挙運動に参加しないと給付を受けられなかった。アスウェスマの初期段階では受給者の選定をめぐって懸念が提起された。

2.33 IMFによる2023年3月のスリランカ緊急援助プログラムには、福祉拡大措置が含まれていた。2023年6月、世界銀行は、スリランカにおける福祉支援対象者選定の改善と非効率の排除に役立つよう考案された、より広範なスリランカ向けの7億米ドルの助成の一環として、2億米ドルの福祉支援を承認した。

保健

2.34 公的保健制度は全てのスリランカ国民が無償で利用でき、医薬品は全ての州の国立病院から無償で入手できる。民間医療も利用でき、上質で、特にコロンボがそうであるが、ほとんどのスリランカ人にとって途方もなく高額である。介護と施設の質に地域格差が存在し、特に都市部と農村部の間での格差が大きい。コロンボは国内で最良の保健サービスと成果を提供する。北東部での保健サービスは内戦後の期間に改善したものの、国内の他地域と比べると依然低水準である。民間医療施設は北東部でも利用できるが、ほとんどの人々にとって途方もなく高額である。

2.35 スリランカの平均余命は78.8歳（女性81歳、男性74歳）である。歴史的に、スリランカには母子保健分野に強いという記録がある—2014年から2020年にかけて、出生の100%に熟練者が立ち会った。スリランカは癌の予防、スクリーニング及び治療に関して適度に良いプログラムを設けているが、比較的人口の多い都市圏に限られる傾向にある。

2.36 地元情報筋がDFATに語ったところによると、アルコールや薬物の乱用問題が増大しており、ヘロイン、大麻、結晶メタンフェタミンが最も使用頻度の高い薬物である。アルコールや薬物の乱用は、報告によるとここ3年間で増加しており、経済的圧力が強まった時期と一致する。数種類の薬物／アルコールのカウンセリングサービスが、国立病院やNGO部門を介して利用可能であった。軍が薬物犯罪者向けの更生施設を運営している。地元メディアの報道によると、2023年12月17日から2024年1月17日にかけてユクティヤ（「正義」）として知られる全国規模の薬物取引撲滅運動が展開され、これにより1,900人近くが更生施設に送られた。国際的観測筋の報告によると、スリランカは薬物使用者に対して過剰に懲罰的な、治安ベースのアプローチを取る。

2.37 本書公表時点で、公式統計によると、スリランカは672,000件余りの新型コロナウイルス症例を記録し、17,000人近くが死亡した。新型コロナウイルスワクチン接種率は高く、約1,500万人が二度のワクチン接種を受け、850万人がブースターを受けた。

2.38 スリランカ社会のあらゆる部門と同様に、経済危機は医療制度にも前代未聞の圧力を加えた。医療用補給品のほとんどを輸入に頼るスリランカは、外貨準備高が欠乏したため輸入を制限せざるを得なくなった結果、医薬品や医療機器の深刻な不足に陥った。国連人権高等弁務官によると、2022年5月末までに、生命を脅かす病気に対する76種類の薬物や手術機器を含め、200近くの医療品目が不足していた。パラセタモールやビタミンCなど基礎医薬品のほか、狂犬病予防ワクチンも不足した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.39 それ以来、医療品不足はかなり解消した。地元情報筋の推定によると、2023年6月時点で医薬品の90%が北部州の公的保健制度で入手できる状態で、同年末までには正常な状況に戻ると予想された。公的保健制度で入手できない場合、医薬品は民間薬局で購入可能であったが、インフレーションとそれに伴う生活費の圧迫による影響で一部の人々には手が届かなかった（インスリンや心臓病治療薬は特に高価であるとのことであった）。糖尿病、コレステロール、高血圧、インフルエンザの治療薬は、本書公表時点で幅広く入手可能であった。

2.40 2021年にスリランカの医師数は住民1,000人当たり1.2人であったが、この比率は医療専門家の国外移住が顕著に続いた状況下で減少した。同年から2023年5月にかけて、850人の医師と274人のスペシャリストが国外移住した。保健省（Ministry of Health）の予測によると、スリランカは2024年に4,299人のスペシャリストを必要としていたが、2023年6月時点で2,007人しかおらず、心臓専門医、微生物学者、皮膚科医、救急医、麻酔医、病理学者を含め750人のスペシャリストの欠員が埋まっていなかった。ジャフナ教育病院（Teaching Hospital）（北部州最大の公立病院）では職位の15%が2023年6月時点で欠員であったが、これには国外移住に起因する欠員が含まれる。報告によるとこうした圧力は農村部で最も激しく、これは医療専門家が欠員補充のため都市部へ移転したためであった。地元情報筋によると、多くのスリランカ人が医療のために長距離を移動する交通費を負担する余裕がなかったため、未治療の農村部の患者が増えた。

2.41 DFATの評価としては、スリランカでは医療へのアクセスに関して民族性又は宗教を根拠とする差別はない。またDFATの評価としては、経済危機によって生じた保健制度への深刻な圧力は弱まり、医療品不足も緩和されてきたが、医療専門家の国外移住が保健制度全体の対応能力に影響を及ぼしており、特に農村部がそうであり、保健サービスへのアクセスに悪影響を及ぼしている。

精神衛生

2.42 地元情報筋によると、スリランカ全土で精神衛生ニーズが顕著で、特に内戦の影響を受けた北東部がそうである。精神病の有病率はコロナ禍と経済危機の後に増大した。セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）が2022年6月に実施した調査によると、回答者の4分の1余りが、家族の誰かが経済崩壊関連の圧力に起因する精神衛生や心理社会的福利の減退の兆候を示していると回答した。地元情報筋によると、統合失調症と鬱病が最も高頻度の精神病形態で、内戦関連の心的外傷後ストレス障害はタミル族居住区域で非常に多い。経済危機以来、北東部を含めて自殺率も増大している。公式統計によると、ジャフナでは2022年に175人が自殺し、2023年1月から4月にかけて更に54人の自殺（及び50人の自殺未遂）が報告された。自殺はある種の社会的汚名を伴うが、地元情報筋によると、家族は概して地元コミュニティから同情され、支援を受ける。

2.43 スリランカでは精神衛生関連サービスが提供される。国立病院には精神科があり、精神病治療薬は公的制度を通じて無償で提供される。保健省はコロンボで精神衛生専門の病院—国立精神衛生研究所（NIMH）—をコロンボで運営している。NIMHは様々な精神衛生問題を抱える年間8,000人の患者に対応し、24時間体制で救急ケアと外来診療施設を提供する。

2.44 精神衛生関連サービスは民間の病院や診療所を通じて利用することもできるが、平均的なスリランカ人にとっては費用が途方もなく高額である。コロンボを拠点とする全国精神衛生評議会（National Council for Mental Health）などのNGOが、カウンセリングや短期・中期の入院患者ケアを含め、精神衛生及び中毒関連の様々なサービスを提供する。いくつかの精神衛生ヘルプラインも用意され、例えば自殺予防のための年中無休24時間対応のヘルプラインや、NIMHが管理する通話料無料の全国ヘルプライン（テキストメッセージ経由でのアクセスも可能）などがある。

2.45 精神衛生関連サービスは北東部でも、さほど広範囲ではないにせよ利用でき、公的保健制度を通じてコンサルタントの精神科医に対応してもらえる。失踪者局（OMP）及び賠償局（OfR）は国連人権理事会（HRC）の決議第30/1号に従って政府が設置した部局で、これらは内戦

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の影響を受けたコミュニティに心理社会的支援サービスを提供するが、地元のタミル族情報筋は非常に否定的に捉えていた。赤十字国際委員会（ICRC）が失踪者の家族向けに提供する心理社会的支援サービスは高く評価されている。地元情報筋によると、北東部での精神衛生支援に改善は認められるものの、まだ不十分で、この制度は「提供する側の負担が過剰に重い」とのことであった。

2.46 地元情報筋によると、スリランカでは、特に農村部で、精神病患者が社会的汚名を着せられるという状況が続いているものの、コミュニティの姿勢にある種の肯定的な変化も見られ、人々は以前よりも精神衛生について積極的に話すようになってきている。しかし、否定的なコミュニティの姿勢も根強く、それは人々が自分の精神衛生について心を開いたり治療を受けようとしたりする場合の阻害要因になる可能性がある。精神病を抱えて暮らす人々は社会的孤立やいじめを経験する可能性があり、就職や結婚に苦勞する可能性もある。結果として、地元情報筋がDFATに語ったところによると、人々は一般的に自分の精神病を隠そうとし、必要でない限り治療を避ける。北部の場合、地元情報筋によると、精神衛生関連サービスの利用可能性に関する意識を欠く状況が続いていることが、治療に対するもう1つの障壁である。

2.47 DFATの評価としては、精神衛生関連サービスを全てのスリランカ人が利用できるが、サービスの質、利用可能性、アクセス可能性に大きな開きがあり、北東部では依然として不十分である。またDFATの評価としては、精神病に付いて回る社会的汚名は一時期と比べればさほど深刻、広範囲ではなく、特にコロomboや他の大都市圏ではそのような状況である一方、相変わらず多くの人々にとって必要な支援を求める妨げになっている。

教育

2.48 政府は初等教育から第三期レベル（大学生）までの教育を無償で提供する。16歳までは義務教育である。スリランカは初等教育と前期中等教育ではほぼ完全な就学率を達成した。15歳以上の国民の92%余りが識字能力を有する。

2.49 教育はシンハラ語とタミル語で行われ、生徒全員が1年生から英語を学ぶ。タミル語を話す教師が足りないため、タミル族が多数派を占める区域以外ではタミル語教育に支障をきたしている。北東部ではシンハラ語と英語を話す教師が少ないため、北東部出身の生徒にとっては将来の教育と雇用の選択肢に影響が及ぶ可能性がある。イスラム教徒は私立のイスラム教学校（マドラサ（madrassa）（週末学校を指す場合もある））又は公立学校に通って、仏教ではなくイスラム教を学ぶことを選択できる。

2.50 コロナ禍と経済危機は教育へのアクセスを激しく混乱させた。スリランカは世界で最も長期間にわたりパンデミック関連の学校閉鎖に見舞われた国に数えられ、そうした学校閉鎖は特に、国内でも開発の遅れた、遠隔学習をあまり実施できない地域の生徒に悪影響を及ぼした。出席率は2022年の経済危機の間に低下し、一部の学校はリソース不足が原因で完全に閉鎖した。ユニセフが2022年10月から11月にかけて実施した調査の一環として、60%近くの世帯が、燃料や輸送手段がないことを理由に子供が少なくとも1回は学校に行きそびれたと回答し、17%の世帯は、子供が学校に行けない日がほとんどであった、あるいは2週間余り学校に行けないこともあったと回答した。地元情報筋によると、14歳～16歳の生徒の中退が北部州で2022年に著しく増加し、児童（ほとんどは男子）は学校を辞めて家族の農業又は漁業を手伝った。インフレーションによる圧力と所得損失が依然、貧困世帯が教育にアクセスする能力を阻害していた。地元情報筋によると、生活費負担の増大により、一部の世帯は子供を学校に通わせる余裕がなくなってしまった。地元情報筋によると、2,000人の大学講師が2022年1月から2023年8月にかけて国外移住し、スリランカの教職員の半数近くが欠員となった。

2.51 DFATの評価としては、スリランカ人は民族又は宗教を根拠とする差別といった差別を受けることなく教育を受けることができる。コロナ禍と経済危機の結果、一部で学習機会が失われ、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

特に貧困世帯の児童がそうであった。教職員が国外移住したため、第三期教育サービスが縮小してしまった。

政治制度

2.52 スリランカは議会制と大統領制が混在する多党制民主主義国家である。大統領は直接選挙で選出され、任期は5年間（最長2期まで）で、国家元首、政府の長、軍隊の最高司令官を兼務する。首相は大統領から任命される。首相は国会議員（MP）でなければならない。議会は一院制で、225人の議員からなり、うち196人は直接選挙で選出される。MPの任期は5年間である。次の大統領選挙とMP選挙はそれぞれ遅くとも2024年と2025年に実施予定である。

2.53 2022年10月、議会は第21次憲法改正を採択し、これはアラガラヤ運動の主な要求事項の1つであった大統領権限の低減を目的に考案された改正であった。第21次改正では、第20次改正（2020年10月に議会により採択）によって廃止されていた大統領権限に対するチェックのほとんどを再導入した。最も顕著であったのは、第21次改正では憲法評議会（Constitutional Council）を復活させたことである。憲法評議会は上級裁判所並びに選挙管理委員会（Election Commission）、国家警察委員会、人権委員会及び贈収賄・汚職疑惑調査委員会などの独立機関について大統領に提言を行う一かつ大統領によるこれらの機関の任命を承認しなければならない（第20次改正の下では、これらの任命は大統領の裁量権で行われていた）。10人の委員からなる憲法評議会は議会の議長が委員長を務め、他の委員には首相、野党党首、与党、野党及び少数政党所属のMP、並びに首相と野党党首が合同で選任する市民団体からの非政治的の代表者3人が含まれる。

2.54 行政面では、スリランカは9州（中部、東部、北中部（North Central）、北部、北西部（North Western）、サバラガムワ、南部、ウーワ、西部）と25県に分かれる。各州に直接選挙で選出され州首相の指揮下に置かれ5年間を任期とする議員で構成される州議会（Provincial Council）があり、州知事が中央政府に対する代表者として大統領から任命される。州議会選挙は前回2014年に実施されたが、それ以来、延期を繰り返している（州議会は2018年に任期満了となって以来、機能していない）。県の行政は中央政府から任命される県長官（District Secretary）が率いる県事務局（District Secretariat）が司る。県は地区事務局（Divisional Secretariat）が行政を司る地区に更に細分化される（現在、スリランカには331の地区事務局がある）。グラマ・ニラダリ（村役場）は地区事務局の従属単位であり、ほとんどのスリランカ人が国に対して何か手続を行う際の最初の窓口である（全国に14,000余りのグラマ・ニラダリがある）。

2.55 地方選挙（地方自治体議会、地区議会、都市議会の議員を選出）は前回2018年に実施され、ラージャパクサが率いるスリランカ人民戦線（SLPP）の大多数が復帰した。地方議会議員の任期は4年間である。地方選挙は2022年3月から合法的に延期となって2023年3月に実施予定であったが、資金不足を理由にウイクラマシンハ政権によって無期限延期となった。本書公表時点で新たな選挙実施日は未確認である。

2.56 スリランカでの選挙は概して自由かつ公正で、平和的に権限が移譲される。エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（Economist Intelligence Unit）はスリランカを欠陥のある民主主義国家と特徴付け、2023年に公表した民主主義指数において対象167か国中70位とした（「政治的意見」も参照のこと）。

調停

2.57 2015年9月に公表された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）によるスリランカ調査（OISL : Investigation on Sri Lanka）報告書では、国家部隊とLTTEの部隊が2002年から2011年にかけて重大な違反を犯し、場合によっては戦争犯罪及び人道に対する罪に相当する可能性があるとして認定した。シリセーナ政権は、2015年10月に国連人権理事会（HRC）が採択したHRC決議第30/1号

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の下、一連の移行期正義、調停及び説明責任追及措置を実施すると誓約した。これに失踪者局（OMP）、賠償局（OfR）、真実・正義・調整・再発防止委員会（Truth, Justice, Reconciliation and Non-Recurrence Commission）及び戦争中における人権・国際人道法に対する違反の嫌疑を調査するための特別弁護人が付帯する司法メカニズム（Judicial Mechanism）の創設が含まれた。

2.58 HRCに対する誓約のうち、本書公表時点ではOMP（2017年9月）とOfR（2018年10月）のみ創設されていた。2020年3月、ゴーターバヤ・ラージャパクサ政権はHRC決議第30/1号に対するスリランカの支持を撤回し、そして代わりに「国内で考案及び実行される」プロセスを通じて調停と説明責任を模索する意向であると述べた。ウィクラマシンハ政権もこの立場を維持し、そして2023年3月、南アフリカ・モデルに基づいて真実・調停委員会を創設すると誓約した（実現法制が2024年1月に審議された）。内戦時代の犯罪を捜査及び訴追するための司法メカニズムは、本書公表時点ではまだ積極的に検討されていなかった。

2.59 OMPは、失踪者の安否の明確化及び家族への不在証明書の発行に関して、限られた程度しか進歩していない。不在証明書は、ある人が失踪していることを確認する法的に有効な文書であり、最終的な状態の確認を待つ間、近親者には一定の法的権利（例えば銀行口座や不動産証券の閲覧）及び暫定的救済措置が付与される。DFATの理解としては、暫定的救済金は2021年以来支払われていない。政府によると、2023年7月時点で、OMPは1,313件の不在証明書を発行していた。OMPは失踪者の家族に200,000スリランカルピー（約930豪ドル）の一時金を支給する。地元情報筋によると、支給額は少額で、ほとんどの家族が受領を拒否していた。2022年4月、OMPの委員の1人がOMPを独立的に行動していないとして非難し、辞任した。

2.60 OfRは金銭的補償（土地に関する権利の回復を含む）並びに住宅供給面、生計面及び心理社会的な支援の提供を付託されている。OfRの報告によると、OfRはこれまでに北東部で130,000世帯へ何らかの形で援助を提供してきた。政府によると、2022年にOfRは内戦に起因する死亡者、負傷者、失踪者及び財産損害に関連する2,400件の請求について、総額4億500万スリランカルピー（約190万豪ドル）を支出した。OMPと同様に、OfRに付託された案件のほとんどが、本書公表時点でまだ処理待ちであった。

2.61 地元情報筋がDFATに語ったところによると、OMPとOfRの独立性がゴーターバヤ・ラージャパクサ大統領の任期中にひどく制限されてしまっており、例えばOMPの場合、政府から独立しているとはみなされない委員長が任命されたり、過去の違反に関係したとされる委員が任命されたりした。地元のタミル族の情報筋はこれらのメカニズムを正当と捉えておらず、現政権による調停の意図を非常に嘲笑的に見ているとのことであった。

2.62 世間の注目を集めた殺害や失踪（「象徴的事例」）を含め、内戦時代の人権侵害の嫌疑について、依然として説明責任が明らかにされていない。ゴーターバヤ・ラージャパクサ大統領の任期中、戦争犯罪人とされた数人の被告に対する訴訟を法務長官（Attorney General）が取り下げた。同時に、内戦時代の重大な違反について確実視されて告発された又は有罪とされた数人が上訴で無罪となった、又は大統領から赦免された。2023年9月、国連人権高等弁務官はスリランカについて、「尋常でなく説明責任を欠いた状況にある」と述べ、「あらゆるレベルでの説明責任の欠如」を現在のスリランカにおける「根本的な人権問題」として挙げた。

2.63 移行期正義と調停はなかなか進まない状況にある。国際的観測筋によると、内戦時代の違反の説明責任に関する有意義な進歩は、訴追を含め、しばらくは期待できそうにない。

汚職

2.64 スリランカでは汚職がまん延し、政府のあらゆるレベルで発生している。トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）は2023年に公表した汚職認知指数（Corruption Perceptions Index）（180は最も汚職がひどいという格付け）において、スリランカを

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

対象180か国中115位とした。IMFは、2023年9月に公表したスリランカに関するガバナンス診断評価の一環として、公的な支出や調達及び国営企業の経営におけるものを含め、「国家機能全体にわたる体系的かつ深刻なガバナンスの弱さと汚職の起こりやすさ」を報告した。トランスペアレンシー・インターナショナルによる最新のグローバル汚職バロメーター（Global Corruption Barometer）（2020年）によると、スリランカ人の79%が政府の汚職を大問題と捉えており、16%は直近12か月以内に公的サービスを受けるために賄賂を支払ったことがあると回答した。地元情報筋によると、交通違反の罰金の見逃しに関するものを含め、警察官が賄賂を受け取ったり、親が子供を良い学校に入学させてもらうために金銭的な誘因を使うのは日常茶飯事である。また米国国務省によると、通関手続や政府調達プロセスの一環として国際企業から賄賂をせがまれる例もある。複数の現職MPが現在、汚職を疑われている。

2.65 公職者による汚職には刑事罰が適用されるが、一貫して執行されているわけではない。2022年6月、都市開発・住宅供給担当大臣（Minister of Urban Development and Housing）兼与党院内幹事長（Chief Government Whip）のプラサンナ・ラナトゥンガ（Prasanna Ranatunga）は、西部州の州首相を務めていた2015年に、ある実業家に賄賂を要求した罪で罰金及び執行猶予付き懲役刑に処せられた。国連人権高等弁務官の指摘によると、2020年から2022年にかけて申し立てられた複数の汚職事件が、法務長官又は贈収賄・汚職疑惑調査委員会（CIABOC）が技術的理由により起訴又は告訴を取り下げた後、打切りとなった。法務長官局と同様に、ゴーターバヤ・ラージャパクサ大統領の任期中におけるCIABOCの独立性も疑問視された。IMFは、2023年9月に実施した評価の中でCIABOCについて、説明責任を負う他の機関と同様に、その役割を果たす「権限も適格性もない」と認めた。

2.66 IMFによる支援要件に従って、2023年7月に議会は新たな汚職防止法を可決し、同法により、国連汚職防止条約（Convention Against Corruption）（2004年批准）の下でスリランカが負う義務が有効となった。他にも様々な規定がある中で特に、新法ではCIABOCの権限を強化し、また民間部門やスポーツ関係のオフィシャルを含め、公共部門からCIABOCへの付託事項を拡大している。同法ではCIABOCが地方及び外国の法執行機関と合同で調査を行うことを認め、また全ての選挙における立候補者に公開資産申告を要求し、性的な賄賂要求を特異的な汚職行為に当たると規定している。CIABOCは内部告発者の保護も行う。議会は現在、資産回復と政府調達に関する別の法制の制定を進めている。政府は汚職や不正行為を防ぐための公的支出を監視する監察官（Inspector-General）制度の導入を計画している。地元情報筋は、汚職防止のための立法枠組みの強化及び公共財務管理の改善に向けた努力を歓迎すると述べた一方、実施面で難題が生じるであろうとも述べた。

人権枠組み

2.67 スリランカの憲法では、国際的に認識されている多くの人権（憲法では「基本的権利」として認識）を保障している。例として、思考、良心及び宗教の自由、拷問からの自由、恣意的な逮捕、拘禁及び刑罰からの自由、言論、集会及び結社の自由、並びに法の前での平等を含む平等に扱われる権利が挙げられる。また憲法では、基本的権利として、市民は一切、人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見又は出生地を根拠に差別されることがあってはならないとも規定している。憲法第17条では、誰であれ、行政措置によって基本的権利を侵害された場合に最高裁判所（Supreme Court）に救済を請願する権利を与えている。基本的権利の請願は日常的に行われ、大抵は請願者に有利な結果となる。

2.68 スリランカは人権に関する全ての中核的な国際法律文書の締約国である（全リストについてはOHCHRのウェブサイトを参照のこと）。スリランカは死刑の廃止を狙いとする市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書（Second Optional Protocol）の締約国ではないが、死刑執行の事実上の一時停止を遵守している—最後の執行は1976年のことであった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

治安状況

2.69 スリランカの治安状況は、2009年の内戦終結以来、著しく改善してきた。国家は軍隊が引き続き大規模な駐留を保持する北東部のタミル族居住区域を含め、国全体の統制権を行使している。近年では殺人が急減している（現在、人口100,000人当たり2.4人の割合）。

2.70 2019年4月21日（復活祭の日曜日）、地元のイスラム教徒過激派が西部州（コロombo、ネゴンボ（Negombo））と東部州（バットикаロア）でキリスト教徒の教会やホテルに対して同時テロ攻撃を仕掛け、272人が殺害された。これらはスリランカにおける内戦以来初のテロ攻撃であった。政府によると、犯行集団－ナショナル・タウヒード・ジャマア（National Thawheed Jammath）とジャマアト・アル・ムラトゥ・イブラヒム（Jamaat-al Mullathu Ibrahim）－はそれ以来、制圧されているとのことである。

2.71 内戦期間（1983年から2009年まで）中全体を含め、スリランカでは近年の歴史の大半において非常事態が宣言され、治安部隊には広範な権限が与えられ、司法機関による監督なしに逮捕や私有財産捜索を行うことができる。2022年に非常事態宣言が3回出され、これらは経済崩壊が誘因となった社会的／政治的不安への対応であった。これらは全て、既に解除されている。直近の非常事態宣言中（2022年7月17日から8月18日まで）、政府は西部州で軍隊を動員し、外出禁止令を課した。それより前の、アラガラヤ抗議運動との関連で出された非常事態宣言には、略奪に関与した者や「他人に危害を及ぼした者」に対する銃撃命令のほか、全国規模の外出禁止令及びソーシャルメディアへのアクセス制限が含まれていた。

2.72 抗議活動はスリランカではよく行われ、概して事件が起こることもなく経過するが、時には暴動と化す場合もある。警察は2022年と2023年に時々、武力を行使して反政府抗議活動を解散させ、アラガラヤ関連の抗議活動もこれに含まれる。アラガラヤ抗議運動は2022年3月から7月にかけて、スリランカの近代史では前例のない規模で行われ、結果としてマヒンダ・ラージャパクサ首相とゴーターバヤ・ラージャパクサ大統領の辞任に至った（後者は国外逃亡した）。総じて平和的に行われたものの、アラガラヤ抗議運動は暴力沙汰と数人の死亡者が目立った。ラージャパクサ支持者による攻撃への対抗措置として、反政府抗議者はMPの自宅に放火し、首相の住居を完全に焼き払い、大統領官邸（Presidential Palace）、大統領官房（Presidential Secretariat）及びその他の政府庁舎に侵入した。一部の事例では治安部隊が実弾、放水銃、催涙ガスで対抗した。2022年9月、国連人権高等弁務官は治安部隊について、長期間にわたり「かなり自制した」として称賛したが、同弁務官及び他の国連所属人権エキスパートは治安部隊の対応の一部を過剰であったと表現した。

2.73 スリランカでは複数の犯罪集団が活動し、薬物取引に関与している。対立する犯罪集団同士の衝突が2023年に増加し、2023年1月から10月にかけて50人余りの殺害が報告された。組織犯罪活動は西部州と南部州で最も目立つ。一部の人は犯罪増加の原因を、内戦時代から続く武器の流通にあると見ている。地元情報筋がDFATに語ったところによると、組織犯罪集団による実業家への強要、恐喝、脅迫は日常茶飯事である。警察は犯罪集団に対する作戦を強化し、そして2023年12月に公安大臣（Minister of Public Security）は薬物関連活動に対する全国規模の特別作戦－ユクティヤ（「闘争」）－を発表した。地元メディアの報道によると、この作戦の一環として2023年12月17日から2024年1月17日にかけて約40,000人が逮捕され、約1,900人が薬物犯罪者向けに軍が運営する更生施設へ送致された。大量の麻薬も押収された。OHCHRによると、この作戦は「手荒」であった（「保健」及び「恣意的な逮捕及び拘禁」も参照のこと）。

北部と東部の治安状況

2.74 北部州は内戦終結後15年経ってもなお、軍隊が大規模に駐留し、治安部隊員は民間人6人につき1人の割合である。軍隊の駐留はLTTEが降伏直前まで支配していた地域の域内と周辺で最

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

も顕著である（マナー（Mannar）県、ムライティブ県、ヴァヴニヤ（Vavuniya）県、キリノッチ県を指し、これらはヴァンニ（Vanni）地域又はワンニ（Wanni）地域としても知られる）。元LTTEメンバーのほとんどがこれらの区域に居住する（例えばキリノッチはLTTEの事務管理面での中心地であった）。

2.75 ジャフナでは、軍隊がパラリに高度警戒区域（HSZ）を設けている。軍隊は東部州でも顕著な駐留を保持しているが、地元情報筋がDFATに語ったところによると、東部での駐留は北部に比べるとかなり小規模である。北東部の軍人は総じて基地内と検問所に閉じ込められ、DFATが視察した際には通りに軍人の姿は見られなかった。地元情報筋によると、軍隊と警察は強力な諜報・監視能力を有し、分離独立主義者やイスラム教徒過激派を綿密に観察している。LTTEは2009年に徹底的に打倒され、現在は活動していない。地元情報筋によると、北東部における軍隊の駐留は内戦終結以来、大幅に減少したわけではなく、保安上の脅威の割には不相応なほどであった。

2.76 人々は概して北部州と東部州へ、またこれらの州内で自由に移動できる。内戦時代の検問所はほとんどが2015年に撤去されたが、その後に設置された検問所（ほとんどは2019年の復活祭の日曜日の爆弾攻撃後に設置された）はほとんどが犯罪活動の規制という表明された目的のために残っている。地元情報筋によると、検問所は内戦以来「体系的に低減」されていた。DFATが数えたところではジャフナとバッチカローアの間に検問所が5か所、約350 km間隔で設置されていた。ジャフナ又はバッチカローアの市内には検問所がなく、入国時の検査のみである。検問所には軍人又は警察官、あるいは両者が同時に配備されていた。地元の一部の情報筋が、保安検査中の差別的な処遇又は嫌がらせを報告した。地元の他の情報筋がDFATに語ったところによると、ほとんどの人々が検問所を難なく通過する。

2.77 軍隊は主に北部州で、薬物取締法の執行や経済を含む様々な民間人の活動に関与している。現政権はより広範な費用削減活動の一環として、今後数年間で軍隊の規模を縮小すると約束しているが、これがどの程度、北東部での軍隊駐留に影響を及ぼすと予想されるかについては、本書公表時点で不明であった。

2.78 軍隊は内戦中及び内戦後に北東部で基地や付随する緩衝地帯（HSZとして知られる）を確立する目的で大量の私有地と国有地を占有した。HSZへのアクセスは保安を理由に制限される。軍隊による土地占有が原因で非常に多数のタミル族が避難民となり、一部はまだそのままだの状態が続いている（これは内戦によって避難民となった人々の帰還を阻む主な理由である）。北東部で軍隊が占有していた土地のほとんどが既に解放され、公式統計によると、2009年以来、軍隊は以前占有していた国有地の90%と、以前占有していた私有地の92%を既に解放及び再分配している。それ以外の土地の解放に向けた努力が続いているが、2019年以来、大幅に減速している。地元情報筋がDFATに語ったところによると、土地は徐々に、また散発的に解放されている。場合によってはある村が解放される可能性があっても、付随する農地又はほとんどの直接アクセスルートは解放されない場合がある（HSZの一部のみである）。政府は国家安全保障を理由に土地を返してもらえない地主に補償金を支払うことを誓約した。地元情報筋によると、北東部での軍隊及び非軍関係機関による土地収奪は、考古学的理由及び／又は宗教上の理由によるものが多いが、タミル族コミュニティにとって増大する懸念材料である（「タミル族」も参照のこと）。

2.79 北東部では犯罪集団が活動している。地元情報筋によると、犯罪集団は活発に薬物取引に関与し、支払に関する保護サービスを提供し、そして強要、強盗及び身代金目的での誘拐に関与している。最も有名なアアヴァ（Aava）という集団は主にジャフナで活動している。アアヴァ集団の正確な規模は不明で、地元の一部のタミル族情報筋は、この集団の活動がどのように組織化されているかを疑問視した。地元のタミル族情報筋によると、アアヴァ集団のメンバーは債権回収や他の個人的紛争の和解を目的に雇われる可能性がある。また報告によると、アアヴァ集団のメンバーはジャフナで無差別攻撃も行う。地元情報筋によると、タミル族の若者の間でギャング文化が増大している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.80 地元情報筋によると、犯罪集団からの暴力、嫌がらせ又は脅迫に直面した人々は警察に報告し、保護を求めることができるが、実際には概してそうすることを躊躇する。地元情報筋によると、この躊躇の原因は、報復されるという不安や、犯罪集団が警察とつながっているというコミュニティの認知にある。さらに、地元情報筋によると、警察は報告を受けても通常は措置を講じてくれない。

2.81 DFATの評価としては、スリランカの他地域同様、法と秩序は北部と東部でも保たれている。またDFATの評価としては、犯罪集団（アアヴァ集団など）がこれらの地域では活発である一方、平均的な人々に危害を及ぼすリスクは低い。さらに、DFATの評価としては、犯罪集団の被害者は保護を求めることができるが、実際には国家による保護が必ずしも有効ではなく、犯罪集団と警察が結託しているという現実の不安又は認知された不安が、一部の人々にとっては保護を求める際の妨げになっている。

旧タミル族民兵組織

2.82 タミル人民解放のトラ（TMVP、別名カルナ・グループ（Karuna Group））とイーラム人民民主党（EPDP）は、内戦時に政府側に付き、国家部隊と一緒にLTTEを相手に闘った、旧タミル族民兵組織である。OISLはTMVPとEPDPについて、内戦中、報告によれば国と共謀して、LTTEメンバーであると疑われた人々の超法規的に殺害したり強制失踪させたりし、民間人を攻撃及び誘拐し、児童を徴用した、と認定した。TMVPは複数のタミル族実業家に対する強要でも告発されている。TMVPとEPDPは引き続き活動しているが、武装を解除し、現在は政治に関わっている。どちらも現在、議会に代表者を送り出しており、EPDPからはウィクラマシンハ政権に大臣を出している。

2.83 TMVPは東部で活動し、ほとんどがバットикаロアでの活動である。地元情報筋によると、TMVPは北部には正式な出先機関がない。TMVPは2007年に政党として登録され、2008年に東部州の州議会選挙で過半数の議席を獲得し、2018年の地方選挙でも数議席を獲得した。創設者のヴィナヤガムルティ・ムラリタラン（Vinayagamoorthy Muralitharan、別名カルナ・アンマン（Karuna Amman））はかつてLTTEの東部州担当上級司令官であったが、2004年3月に政府側に寝返った（報告によると4,000人の戦闘員を引き連れた）。彼は2008年から2015年までMPを務め、マヒンダ・ラージャパクサ大統領の任期中に副国家統合大臣（Deputy Minister of National Integration）を務めた。TMVPは現在の議会で1議席を有し、党首のシヴァネサトゥライ・チャンドラカンタン（Sivanesathurai Chandrakanthan、別名ピラヤン（Pillayan））が就任している。チャンドラカンタンは東部州の元首相で（2008年から2012年まで）、2022年4月に農村道路開発担当国务大臣（State Minister of Rural Road Development）に任命された。

2.84 EPDPは北部、主にジャフナで活動している。1990年に結成されたEPDPは1994年に政界に参入した。創設者のダグラス・デヴァナンダ（Douglas Devananda）は1994年から議会のジャフナ県代表を務めており、2000年からは複数回、閣僚に就任したことがある。デヴァナンダはラージャパクサの側近である。デヴァナンダは現在、漁業大臣（Minister of Fisheries）を務め、ウィクラマシンハ大統領が創設した調停に関する内閣小委員会の委員である。EPDPは現在の議会で2番目に大きい連立タミル族政党であり、2議席を占める。

2.85 地元のタミル族情報筋がDFATに語ったところによると、TMVPとEPDPは元LTTEメンバー及び／又は両党に反対するタミル族の人々（国外に亡命しようとしたが帰還したタミル族を含む）に脅威をもたらすことはなくなった。両党とも武装派閥を維持しておらず、準軍事的活動を止めて久しく、民主的政治プロセスで非常に大きな役割を果たしている。DFATは最近、TMVP又はEPDPが起こしたとされる暴力の報告は把握していない。

2.86 DFATの評価としては、TMVPとEPDPは北東部で治安を脅かすリスクは低く、タミル族がTMVPやEPDPによる嫌がらせや暴力に直面するリスクも低い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人身取引

2.87 スリランカでは人身取引シンジケートが活動しており、国外移住したいという人々の願望を利用している。スリランカからの人身取引は海路又は空路で移動する形態を取り得る。地元情報筋によると、オーストラリアとカナダが好まれる行先である。

2.88 米国国務省が2023年6月に公表した人身取引報告書（Trafficking in Persons Report）では、スリランカ政府が訴追の強化や取引被害者のための第2の避難所の確立を含め、人身取引への対処及び最低基準の遵守に向けて有意義に取り組んでいると認めた。また同報告書では、人身取引で有罪判決を受けた者に対する量刑が不相当で、十分な抑止力になっていないとも指摘し、公職者が人身取引の片棒を担いでいるという信ぴょう性のある報告について懸念を表明した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3. 難民条約に基づく申立て

人種／国籍

3.1 憲法では人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見又は出生地を根拠とする差別を禁じている。また憲法では全ての市民が自由に独自の文化を促進し、独自の言語を使用することができる」と規定している。これらの保護規定は実際、概して遵守されている。

3.2 スリランカ人はほとんどがシンハラ族、タミル族又はイスラム教徒である（民族別の人口構成については「人口動態」を参照のこと）。人々はそれぞれ独自の民族コミュニティ内で暮らす傾向にあるが、異なる民族集団が近接して暮らし、大都市圏では互いに平和的に共存している。コロンボは商業の中心地として、国内の他地域から多数のタミル族やイスラム教徒が経済的機会を探し求めて集まって来る。また多数のタミル族とイスラム教徒が内戦中に北東部での戦闘から逃れるためにコロンボへ引っ越した。タミル族は北部州で人口に占める割合が最も多く、この地域は内戦中に孤立し、また1990年にイスラム教徒がLTTEによって排除されたため（「国内避難民」参照）、多様性が低くなっている。東部州は対照的に混合型である－2012年の国勢調査（最新の調査）時点で人口に占める割合はタミル族が39.2%、イスラム教徒が36.9%、シンハラ族が23.2%であった。

3.3 DFATの評価としては、ほとんどのスリランカ人が、教育を受ける、就職する、及び政治に参加する能力を含め、人種又は民族性を根拠に公的差別又は社会的差別に直面するリスクは低い。またDFATの評価としては、タミル族とイスラム教徒はシンハラ族住民と比べ、国家によるモニタリングという形での公職者による嫌がらせに直面するリスクが高い。

タミル族

3.4 タミル族はインド南部のタミル・ナドゥ（Tamil Nadu）地域を発祥地とする、言語と文化に特徴のある民族集団である。タミル族はスリランカでは2つのグループ、すなわち（1）現在のスリランカへ紀元前5世紀に祖先が移住してきた人々（「スリランカ系タミル族」、「セイロン・タミル族」又は「ジャフナ・タミル族」として知られる）と、（2）英国の植民地時代に茶プランテーションで働くために祖先が移住してきた人々（「プランテーション・タミル族」、「ヒルカントリー・タミル族」又は「アップカントリー・タミル族」として知られる）に大別される。後者はタミル族人口の4分の1を占め、中部州、サバラガムワ州及びウーワ州に集中している。タミル族はスリランカで2番目に多い民族集団である（2012年の国勢調査によると人口の15.3%を占める）。ほとんどのタミル族がヒンドゥー教徒であるが、キリスト教徒もかなりの割合に上る。タミル語は公用語の地位を得ている。

3.5 タミル族は、元過激派を含め、政治的に活発である。一連の政党がタミル族の利益を促進しており、例として2020年の議会選挙後に10議席を獲得したタミル国民連合（TNA）として知られる連合に属する政党などが挙げられる。TNAに属さない他のタミル族政党も、インド出身のタミル族を代表する党を含め、現在の議会に代表者を出している。本書公表時点で、ウィクラマシンハ政権の閣僚に2人のタミル族がいた（漁業大臣のダグラス・デヴァナンダと、水道・不動

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

産インフラ開発担当大臣のジーヴァン・トンダマン（Jeevan Thondaman））。現在の法務長官（サンジャイ・ラジャラトナム（Sanjay Rajaratnam））もタミル族である。

3.6 少数派のタミル族と多数派のシンハラ族の間での政治的不満が内戦につながった（1983年から2009年まで－「国の概要」参照）。タミル族は、ラージャパクサ家がタミル族コミュニティを敵視する政策を追求したと判断しており、例として移行期正義や調停のプロセスを積極的に弱体化させたことや、内戦時代からの重大な人権侵害の嫌疑について刑事免責をまん延させたことなどが挙げられる。ウィクラマシンハ大統領はより融和的なアプローチを取り、そして真実・調停委員会の創設を通じた措置を含む調停の推進と、第13次憲法改正（1987年に採択され、第13次改正では一連の行政機能に対する監督権限を有する州議会を設立することになっていたが、これらの権限はまだ完全には委譲されていなかった）の完全実施を誓約した。

3.7 地元のタミル族情報筋がDFATに語ったところによると、タミル族は相変わらず人権上の難題に直面しているものの、国家による嫌がらせや虐待は2015年以来大幅に減少していた。地元情報筋によると、タミル族に対する国家の敵意のレベルはウィクラマシンハ政権下で緩和し、タミル族は脅威を感じなくなっていた。地元のタミル族情報筋によると、タミル族の内戦終結記念行事における治安部隊の立会いは政権交代以来減少していたが、2023年11月に一部の記念行事が妨害され、数人が逮捕された。

3.8 数人のタミル族が政府雇用における差別を報告したが、地元情報筋はこれの原因について、公式政策ではなくむしろ言葉の壁（すなわちタミル族がシンハラ語又は英語を話さなかった場合）にあるとした。政府の奨励策をよそに、タミル語を話す警察官や軍人の数は、北東部を含め、依然として少ない。タミル族は差別を受けることなく法制度及びその他の形態の国家による保護を利用できるものの、実際には言葉が障壁になり得る。一部のタミル族は国家によって監視される可能性があり、理由の例として過去におけるLTTEとのつながり、人権問題に関する唱道、それに失踪者に関する抗議活動への参加などが挙げられる。テロ防止法（PTA）の下、主に内戦中にタミル族は他のどの民族集団と比べても多くの人々が拘禁されたが、後にほとんどが釈放された。

3.9 土地収奪は、タミル族コミュニティと国家の間での緊張の原因である。地元情報筋がDFATに語ったところによると、北東部では軍用地収用が続いていたが、今では次第に考古学、林業及び野生生物の保護担当部門など、軍隊以外の機関が先導するようになってきた。地元情報筋はこれに関して考古学局（Department of Archaeology）を特に積極的な機関として挙げた－同局はヒンドゥー教の聖地を含むタミル族の土地を没収し、その際、仏教僧及び／又は軍隊が同行し、表向きは保全を目的とすることが多いとのことであった。一部の例では、没収された土地に仏教の像や構造物が建立されている。タミル族はこれを、国内の伝統的にタミル族とヒンドゥー教徒の居住地域を「仏教化」しようとする意図的な取組と捉えている。東部ではイスラム教徒もこのような形で影響を受けている。ウィクラマシンハ大統領はそうした収容を止めさせると約束したが、地元情報筋によると、相変わらず発生している。

3.10 南部出身のシンハラ族が北部へ、また特に内戦後の期間には東部にも再定住しており、報告によると一部は政府から援助を受けている。地元のタミル族情報筋によると、これは北東部の人口動態を変えることが狙いである。北部ではほとんどのシンハラ族がムライティブ（LTTEの敗北前の最後の拠点）で暮らし、ジャフナにはシンハラ族がいるとしてもごくわずかである。北部は依然、圧倒的にタミル族が多い一方、東部はタミル族とイスラム教徒がほぼ同等の割合であるが、少数派のシンハラ族もかなりの規模である（人口の4分の1近くを占める－「人種／国籍」参照）。

3.11 DFATの評価としては、タミル族は公共部門での雇用を含め、民族性を根拠とする公的差別に直面するリスクは低い。またDFATの評価としては、公共部門でタミル族が占める割合が低いのは総じて、公式政策ではなく言語面での制約が原因である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

監視、嫌がらせ、逮捕、拘禁

3.12 内戦中、多くのタミル族が治安部隊によって、特に北東部で、監視や嫌がらせを受けたり、逮捕及び／又は拘禁されたりした。LTTEのメンバーと支持者はほぼ全員がタミル族であった一方、治安部隊はLTTE支持の理由を民族性にもあるとみなし、また時々、有事規制が差別的な形で適用されることもあった。

3.13 治安部隊は相変わらず北東部の公の場での集会や抗議活動を監視している（これは2022年に南部で行われたアラガラヤ抗議運動にも当てはまった）。治安部隊は、タミル族国家樹立を促進している、又は内戦関連の政治的に敏感な問題を追求していると疑われる個人や集団を監視したり尋問したりしている。例として、失踪者や軍占有地解放に関する唱道活動を行っている人々、内戦関連の記念行事の企画者や参加者、HRCの様々なプロセスに従事する人々（例えばジュネーブで開催されるHRCセッションへの参加）、国際コミュニティの代表者と定期的に交流している人々などが挙げられる。

3.14 元LTTEメンバーは、当人の経歴次第では監視されたり尋問を受けることもある。地元情報筋がDFATに語ったところによると、監視と尋問は通常、軍諜報機関や警察が行っていた（警察犯罪捜査部（CID）及び別個のテロ捜査部（TID））。例として訪問、電話、物理的偵察などが挙げられる。監視は大抵、平服の警察官／士官による家族、友人、雇用主、近隣住民の尋問が付帯する。DFATは、人々が表向きは掛け間違いの電話を受け、会話が録音され、質問される、という報告があることも承知している。国に雇われた情報提供者が、元LTTEメンバーを含め、タミル族コミュニティ内で活動している。当局は、禁止対象タミル族集団を含め、国外の集団とのつながりを監視していることが分かっている。

3.15 タミル族による内戦関連記念行事はラージャパクサ家の政権下で制限された。ウィクラマシンハ政権は、一部の記念行事に対し、より寛大なアプローチを取ってきた。5月18日の記念行事（タミル族が内戦終盤で殺害された人々を追悼する）は2022年と2023年には総じて事件が起こることもなく経過した。マーヴェーラル・ナール（Maaveerar Naal、「偉大なる英雄の日」、11月27日）という記念行事も同様に、2022年には概して事件が起こることもなく経過した（地元情報筋によると、ジャフナでの行事を含め、これらの行事における治安部隊による監視は最小限であった）。しかし、一部のマーヴェーラル・ナール記念行事が、ヴァヴニヤとバッチェカローアの行事を含め、2023年11月に警察に妨害され、またヒューマン・ライツ・ウォッチによると、9人のタミル族がPTAの下で逮捕された。

3.16 当局は相変わらず、北東部でタミル族、特に独立国家樹立を促進していると疑われるタミル族や、人権又は内戦に関連する政治的に敏感な争点に関与しているタミル族（第3.13項で定義されているとおり）、それに以前LTTEに所属していたタミル族の監視を続けている。DFATの評価としては、国家から監視されるタミル族は（訪問と尋問という形での）嫌がらせに直面するリスクが中程度である。またDFATの評価としては、禁止対象集団としてのLTTEを賛美していると疑われるタミル族は、監視、逮捕、拘禁に直面するリスクが高い。さらに、DFATの評価としては、普通のタミル族は、北東部在住者を含め、監視、嫌がらせ、逮捕、拘禁に直面するリスクは低い。

カースト

3.17 シンハラ族仏教徒とタミル族イスラム教徒はカースト、すなわち生まれながらの固定された社会的階層に区分され、カーストは伝統的に人々の職業、社会的地位、結婚できる相手を決定付ける。スリランカにおけるカーストの例として、土地を所有するベッラーラ（Vellâlar）カーストや、伝統的に抑圧されているパンチャマー（Panchamar）カーストが挙げられる。これら及び他のカースト集団に属する多数の準カーストも存在する。インドと比べればはるかに顕著では

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ないものの、スリランカではカースト制度が認識され続けている。地元情報筋はカーストを、公然とは語られない、スリランカにおける「隠れた問題」と表現した。

3.18 地元情報筋によると、カースト制度は北部州と、インドに起源を持つタミル族において最も強固である。報告によると、カーストは東部州ではさほど顕著な役割を果たしていない。地元情報筋がDFATに語ったところによると、北部のタミル族住民は下級カーストの住民が圧倒的に多く、上級カーストのタミル族北部住民はほとんどが内戦中に去ってしまった。また地元情報筋によると、元LTTEメンバーもほとんどが下級カーストの出身である。

3.19 地元情報筋によると、下級カーストのタミル族は性的搾取者や薬物売人としてのステレオタイプ型が多い。多くはゴミ収集や葬儀場など、単純労働に従事していた。一部の人々は教育面での差別を経験した。地元情報筋によると、下級カーストの児童は使用済みの教科書を与えられ、上級カーストの児童は新品の教科書を支給される。地元情報筋によると、上級カーストのタミル族は自分より下級のカーストのタミル族から献血を受けること、あるいは自分より下級のカースト出身のタミル族の警察官に質問されることを拒否する（彼らは代わりにシンハラ族の警察官に対応してもらうことを好む）。タミル族の政党は下級カーストのコミュニティ出身の候補者を減多に出さない。異なるカースト間での結婚はタミル族の人々から汚名を着せられ、冷たい目で見られた。実行するとなれば、夫婦は概して駆け落ちせざるを得なかった。地元情報筋によると、タミル族の世帯は子供が下級カーストの相手と結婚した場合、勘当するのが珍しくない。

3.20 DFATの評価としては、カーストは依然としてタミル族コミュニティ内では重要であり、下級カースト出身のタミル族は上級カーストのタミル族からの社会的差別に直面するリスクが高い。

宗教

3.21 宗教は社会において重要な役割を果たし、民族性と密接な相関関係にあり、ほとんどのシンハラ族が仏教徒で、ほとんどのタミル族がヒンドゥー教徒である。シンハラ族とタミル族のキリスト教徒は少数派である。イスラム教徒は別個の民族／宗教集団と捉えられている。仏教が群を抜いて大きな割合を占める宗教で（人口の70.2%）、次いでヒンドゥー教（12.6%）、イスラム教（9.7%）、キリスト教（7.4%）の順である。

3.22 憲法では宗教の自由を保障し、また仏教には「最優先の地位」を与え、国に対しては仏教の「保護と促進」を義務付ける一方で宗教的少数派の権利も保護する。少数派の人々は憲法により、公的又は私的な崇拝の場で自分の宗教、慣習、実践、教えを明確にする権利を与えられる。仏教信仰省（Ministry of Buddha Sasana, Cultural and Religious Affairs）が宗教活動を統括する。礼拝所は当局に登録しなければならない、礼拝所を新設する場合は公式許可を得なければならない。

3.23 スリランカは仏教徒、ヒンドゥー教徒、イスラム教徒、キリスト教徒の宗教上の休日を認めている。宗教は公立と私立の小中学校で必須科目である。生徒は仏教、ヒンドゥー教、イスラム教又はキリスト教を学ぶことを選択でき、授業の定足数は15人である。定足数以上の生徒がいない場合、別の宗教を学習しなければならない。宗教コミュニティは自分達の宗教を教える学校や教室を自由に運営できる。政府は仏教徒コミュニティが運営する宗教学校に資金を拠出するが、宗教的少数派が運営する学校は私費で賄われている。

3.24 改宗する権利が憲法で定められており、自分の意思で宗教を選ぶ自由が保護されている。地元情報筋がDFATに語ったところによると、改宗はイスラム教徒よりもシンハラ族とタミル族が行う場合が多い（イスラム教徒の改宗はまれとのことである）。地元情報筋によると、イスラム教徒は別の宗教に改宗した場合、家族やもっと広範なイスラム教徒コミュニティから排斥されるリスクが高い。地元情報筋によると、ローマカトリック教会（スリランカで最大のキリスト教派）はかなりの数の信徒を失い、それらの人々はより小規模な、主に福音主義キリスト教派に転向し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。

3.25 宗教の侮辱、宗教的憎悪の助長又は礼拝所の攻撃は刑事犯罪である。ウィクラマシンハ政権は宗教的調和に対する認知された脅威の撲滅を追求しており、例として市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）法第56号（2007年）（ICCPR法）の下での措置が挙げられる。同法では、差別、敵意又は暴力の扇動に相当する宗教的憎悪を禁じている。ICCPR法の下での違反は14日間保釈が認められず、10年以下の懲役に処せられる。批判筋によると、ICCPR法は事実上神への冒とく防止法として、特に仏教を侮辱する人々に対して使用されている。2020年8月、宗教又は信条の自由に関する国連特別報告者はICCPR法について、表現の自由を保障していないことから、ICCPR第19条に「完全には準拠していない」と評価した。2023年5月、シンハラ族仏教徒のお笑い芸人、ナターシャ・エディリスーリヤ（Natasha Edirisooriya）が、ブッダを中傷したとされるパフォーマンスを行った後、宗教的憎悪の扇動の容疑で逮捕された。エディリスーリヤは何度も申請した末に2023年7月に厳格な保釈を認められたが、本書公表時点ではICCPR法と刑法（Penal Code）の下での訴訟が係属中であった。

3.26 スリランカは歴史的に宗教に寛容で、様々な宗教が平和的に共存している。この伝統は2019年4月の復活祭の日曜日に関したテロ攻撃や、複数のシンハラ族仏教徒国粋主義者集団の出現によって頓挫してしまった。宗教的少数派は時々、自由に礼拝する能力を制限する脅迫や威嚇に直面する可能性があり、特に農村部がそうである。インターネット上でのヘイトスピーチや差別が、特にイスラム教に対して、まん延している。地元情報筋によると、地方の公職者や警察官（圧倒的に仏教徒が多い）は宗教的少数派に偏見を抱き、紛争が発生すると常に少数派の相手側に味方する。

3.27 スリランカでは複数のシンハラ族仏教徒国粋主義者集団が活動している。例としてボドゥ・バラ・セーナ（BBS）、シンハ・レ（Sinha Le（「ライオンの血」））、シンハラ・ラヴァヤ（Sinhala Ravaya（「シンハラ族の叫び」））、マハソン・バラカヤ（Mahason Balakaya）などが挙げられる。これらの集団のうちBBSが最も有名で、2012年に創設されたBBSは暴力行為やヘイトスピーチに関与し、主としてテロ行為と関連があるとみなすイスラム教徒だけでなく、キリスト教徒も標的にしている。2022年10月、BBSの指導者、グナナサラ・セロ（Gnanasara Thero）の逮捕状が發布され、これは彼がイスラム教徒に対するヘイトスピーチの容疑について答弁するための出廷に応じなかったためであった（本書公表時点で彼はまだ自由の身であった）。BBS及び他のシンハラ族仏教徒国粋主義者集団は依然として活発で、地元情報筋によると、宗教的少数派を標的にし続けているが、刑事免責となることが多い。

3.28 DFATの評価としては、法律や公式政策では概して宗教を根拠とする差別がない一方、宗教的少数派は下級の公職者や警察官からの公的差別に直面するリスクが中程度で、特に農村部及び／又は仏教徒が多数派を占める地域がそうである（「イスラム教徒」及び「キリスト教徒」参照）。宗教的少数派、特にイスラム教徒は、シンハラ族仏教徒国粋主義者集団からの社会的嫌がらせに直面するリスクが中程度であるが、これらの集団の影響力はウィクラマシンハ政権下で減少した。DFATの評価としては、仏教を中傷していると認知された者は逮捕、拘禁及び訴追されるリスクが中程度である。

イスラム教徒

3.29 イスラム教徒はコロンボやキャンディ（Kandy）を含めスリランカ全土に居住し、比較的大きなコミュニティは東部（アンパラ（Ampara）、バットィカロア、トリンコムアリー（Trincomalee））、北部（マナー）、北西部（ブッタラム）にある。イスラム教徒は東部州で単一最大の宗教コミュニティを形成している。スリランカのイスラム教徒はほぼ全員（98%）がスンニ派（Sunni）である。小さいシーア派（Shi'a）コミュニティもあり、ダウッディ・ボーラ（Dawoodi Bohra）（3,000人未満）がほとんどを占め、過半数がコロンボ在住である。少数では

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

あるがスーフィ（Sufi）の伝統を踏襲するイスラム教徒もいる。イスラム教徒はタミル語を母語とする人が圧倒的に多い。

3.30 イスラム教徒はビジネス、産業、市民サービス、政治に積極的に参加している。かなりの富を築いたり、政府の要職に就いたり（現外務大臣（Minister of Foreign Affairs）のアリ・サブリー（Ali Sabry）など）、裁判官になった者もいる（現最高裁判所裁判官のA.H.M.D.ナワズ（Nawaz））。複数のイスラム教徒政党が議会でコミュニティの利益を代表している。イスラム教徒コミュニティはイスラム教学校を運営しているが、2019年4月にバツィカロア近郊のカッタクディ（Kattankudy）というイスラム教徒の町出身の複数名が復活祭の日曜日を狙ったテロ攻撃を行った後、捜査対象となった。

3.31 イスラム教徒と仏教徒の間での緊張は2009年の内戦終結以来増大しており、両者間での暴力沙汰も散発的に発生している。2018年2月、複数のシンハラ族仏教徒国粋主義者がアンパラ市内のイスラム教徒所有の住居、店舗、モスクに放火し、これはあるイスラム教徒のレストランがシンハラ族女性を不妊にする目的で食品に「不妊薬」を混入させているという噂が原因であった。続いて更なる衝突が2018年3月にキャンディで発生し、これはイスラム教徒の一団にシンハラ族男性1人が襲撃されたという報告後のことで、これに対応して政府は10日間の非常事態宣言を課した。DFATはそれ以降に起こったこの種の事件を把握していない。

3.32 複数のイスラム教徒によると、彼らは2019年4月の復活祭の日曜日に起こったテロ攻撃以来、PTAの下での大規模な逮捕及びその他、差別的と認知された公職者の慣行といった形態を含め、不当に標的にされてきた。これらの攻撃の直後に課せられた非常事態宣言では公の場で顔を覆う衣服を着用することを禁じ、これはイスラム教徒コミュニティを標的にしたものであると幅広く理解された。当時の報道によると、一部の商店、病院、裁判所、大学はヒジャブ（顔を覆わないもの）を着用した女性の立入りを阻止した。非常事態宣言は2019年8月22日に解除された。地元情報筋によると、これらの攻撃に続いて反イスラム教徒のレトリックや暴力が増加し、イスラム教徒は襲撃されたり交通機関の利用を拒否されたりし、イスラム教徒の事業所や住居が暴徒に襲撃され、イスラム教徒の事業所は複数のシンハラ族仏教徒国粋主義者集団が画策した運動が展開される中でボイコットされた。2020年3月、政府は新型コロナウイルス関連の死亡者について火葬を義務付ける政策を採択した。イスラム教では火葬を禁じており、この政策はイスラム教徒にとって大いにトラウマとなったが、2021年2月に廃止された。

3.33 復活祭の日曜日に起こった攻撃との関連で約2,300人（ほとんどがイスラム教徒）がPTAの下でのテロ犯罪容疑で逮捕され、その一部は限定的又は薄っぺらな証拠が根拠であった。ほとんどは既に釈放されている。地元情報筋の推定によると、2023年4月時点で115人が罪状なしに投獄されたままであったが、人数は検証困難である。宗教又は信条の自由に関する国連特別報告官の2020年の報告によると、PTAの下で逮捕された多数のイスラム教徒が法定代理人の確保に苦勞し、中にはイスラム教徒弁護士が報復を恐れた例もあった。地元情報筋によると、弁護士や家族はPTAの下で拘禁された人々との面会を制限され、訪問を許可された場合でも厳格な身体検査を受ける可能性がある。

3.34 地元情報筋がDFATに語ったところによると、PTAの下で以前逮捕されたが後に釈放されたイスラム教徒や、まだ拘禁中の人々の家族は、国家に監視され、イスラム教徒コミュニティから避けられている。地元のイスラム教徒情報筋によると、人々はPTAの下で以前逮捕されたイスラム教徒と付き合い又はそのようなイスラム教徒を雇うことを躊躇し、それは国家から悪い目で見られることを恐れてのことである。一部ではそのようなイスラム教徒と家族が自分達のコミュニティからテロリストとして完全に拒絶された例もある。

3.35 地元のイスラム教徒情報筋によると、復活祭の日曜日のテロ攻撃後に彼らが経験した最も重大な圧力は既に静まり、イスラム教徒は現在、概して自分達の信仰を自由に実践できるようになっている。一方、同じく地元のイスラム教徒情報筋によると、彼らは相変わらず嫌がらせ、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

威嚇、偽情報に見舞われており、PTAの下での逮捕は彼らのコミュニティを脅す目的で用いられ、特にカッタクディのイスラム教徒がそうである。地元の東部州在住のイスラム教徒情報筋によると、彼らは相変わらず、バツィカロアの（タミル族の）地元政府職員による生計支援プログラムの配分や公共部門雇用での差別を含め、公的差別を受けている。また彼らによると、タミル族とイスラム教徒の間に土地紛争が起きた場合、地元政府公職者は常にタミル族に味方する。イスラム教徒によると、2021年3月に導入された、輸入されるイスラム教関連の宗教教科書（コーランを含む）全てについて公表前に国防省（Ministry of Defence）に提出して過激派に関する内容を精査させる旨の要件は、他の宗教には適用されないことから、差別的であるとのことであった。

3.36 地元のイスラム教徒情報筋によると、過激思想の兆候の監視を含め、監視が続いている。監視されるリスクが最も高い人々の例として、PTAの下でのテロ行為犯罪容疑で拘禁中の人々の家族及び法定代理人、PTAの下で以前逮捕されたが後に釈放された人々、コミュニティ活動家、特に国際コミュニティの代表者と協力関係にある活動家並びにイスラム教諸国から資金提供を受ける組織などが挙げられる。監視は電話、訪問、物理的偵察といった形態を取り得る。地元のイスラム教徒情報筋がDFATに語ったところによると、モスクやイスラム教学校が国家情報局（SIS）とTIDによって監視されている。

3.37 2021年3月、ゴーターバヤ・ラージャパクサ政権は、「暴力的な過激派宗教イデオロギーを抱く」人々を対象とする非急進化プログラムを制定する規制を発布した。この規制の下、法務長官は「地域社会の不協和音」を扇動する者に対し、訴追の代わりに1年間ないし2年間の更生措置を受けるよう勧めることができる。イスラム教徒はこの規制を、特にイスラム教徒コミュニティを標的にしたものであると捉え、複数の市民社会組織が同規制の有効性に異議を唱える基本的権利請願を最高裁判所に提起した。2021年8月、最高裁判所は同規制を最終の裁定が下されるまで一時停止とする仮命令を発布した。最高裁判所は2023年11月に同規制を法的に無効と宣言し、その理由には、同規制が平等性に対する基本的権利、思考、良心、宗教の自由及び逮捕と拘禁からの自由の侵害に当たるとみなされることが含まれた。

3.38 イスラム教徒コミュニティは依然、認知された人口増加、富及びテロ行為とのつながりに関するものを含め、頻繁にインターネット上でのヘイトスピーチや差別の対象になっている。複数のNGOが2022年と2023年に起こったイスラム教徒コミュニティに対する財産損害やプロパガンダを含む脅迫、差別、暴力の事件を文書にまとめた。複数のシンハラ族仏教徒国粋主義者集団、特にBBSは相変わらずイスラム教徒を標的にし、とりわけヘイトスピーチを通じて攻撃している。地元情報筋によると、これらの集団からの国家による保護は不十分である。

3.39 DFATの評価としては、イスラム教徒は、治安部隊による嫌がらせや監視及びシンハラ族国粋主義者集団による組織化された偽情報流布活動という形での公的／社会的差別に直面するリスクが中程度である。イスラム教徒は、コロomboを含め、コミュニティが十分に確立／統合された地域で公職者による暴力又は社会的暴力に直面するリスクは低く、総じて自分達の宗教を自由に実践できる。過激派思想及び／又は過激派とみなされる集団とのつながりを疑われたイスラム教徒は、PTAの下で行われるものを含め、監視、逮捕、拘禁に直面するリスクが高い。

キリスト教徒

3.40 スリランカのキリスト教徒は80%余りがローマカトリックである。規模が大きい他の宗派の例として英国教会系（Anglican、セイロン教会（Church of Ceylon））、神の集会（Assembly of God）、末日聖徒イエスキリスト教会（The Church of Jesus Christ of Latter-day Saints、モルモン教（Mormon））、オランダ改革派教会（Dutch Reformed Church）、エホバの証人（Jehovah's Witnesses）、メソジスト（Methodist）、ペンテコステ派（Pentecostal）などが挙げられる。福音主義者も小規模ではあるが増加している。キリスト教徒コミュニティはシンハラ族とタミル族の両方を含み得る。キリスト教徒は全国にまたがり、全ての主要都市でキリスト教徒の存在が見受

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

けられる。比較的大きなキリスト教徒コミュニティは西部州、東部州、北部州、北西部州にある。

3.41 スリランカ福音同盟（NCEASL）というNGOが、2022年に起こったキリスト教徒に対する差別、財産損害、身体的暴力、ヘイトスピーチ、脅迫の事件81件を文書にまとめ、それによると、56%は警察官を含む国家行為者が関係していた。地元情報筋によると、教会と牧師に対する暴力の呼掛けや、偽情報（例えば、数件のソーシャルメディア投稿においてキリスト教徒をアラガラヤ抗議運動に協力しているとの理由で告発した）を含め、インターネット上でのヘイトスピーチが増加している。2023年12月、有名な福音主義牧師のジェロム・フェルナンド（Jerome Fernando）の下で逮捕され、理由は彼が説教の中で仏教、ヒンドゥー教、イスラム教を中傷したと報告されたことであった。フェルナンド牧師は2024年1月に保釈された。

3.42 キリスト教徒を狙った攻撃は、主に牧師と信徒に対する物理的脅迫や言葉での脅迫、礼拝の妨害、教会閉鎖要求が関係する。攻撃は、あまり確立しておらず活発に布教活動を行う福音主義者集団を狙うことが圧倒的に多い。実行犯は主に仏教徒で、次いでヒンドゥー教徒、それにさほどでもないがカトリック教徒が加担することもある（福音主義者集団によるカトリックの布教活動が摩擦の原因になる例が増加している）。2022年3月に起こったある事件で、数百人の仏教徒がゴール県（南部州）内の礼拝中であった教会の土地・建物に侵入し、教会を閉鎖しないと殺すと言って牧師を脅した（参加者1人が負傷したとのことである）が、報告によると誰も逮捕されなかった。イスラム教徒過激派が2019年4月21日にコロンボ、ネゴンボ、バットикаロアで、復活祭の日曜日の行事を行っていた3つのキリスト教会（2つはカトリック、1つはプロテスタント）を同時に自爆攻撃した。DFATは、その後における、キリスト教徒に対してイスラム教徒が暴力又は目に見える敵意を実行した重大事件を把握していない。地元のキリスト教徒情報筋がDFATに語ったところによると、彼らはイスラム教徒を自分達のコミュニティに対する脅威と捉えているわけではない。

3.43 地元情報筋によると、農村部のキリスト教徒は都市部のキリスト教徒と比べ威嚇、差別、暴力に直面するリスクが高く、このリスクが最も顕著なのは少人数の非カトリック宗派の非人々である。カトリック教徒は、特に都市部で十分に確立し、ほとんどリスクに直面しない。

3.44 地元情報筋がDFATに語ったところによると、礼拝所の定義が2019年から拡大し、聖書学習教室は当局に登録しなければならなくなり、キリスト教徒が自由に礼拝する能力が阻害されている。地元情報筋によると、これらの登録要件は仏教徒に対してはさほど厳格に強制されていない。さらに地元情報筋によると、公立学校入学時にキリスト教徒が差別され、キリスト教は一部の学校では授業科目になっておらず、特に農村部がそうである（キリスト教徒の教師不足が表向きの理由である）。

3.45 地元情報筋によると、仏教徒の公職者は主教的少数派に偏見を抱き、キリスト教徒が仏教徒相手の宗教紛争（例えば礼拝所の合法性又は既存の礼拝所の改修許可に関連する紛争）に巻き込まれると、公職者は常にキリスト教徒に不利な裁定を下す。さらに地元情報筋によると、宗教の自由に対する権利の侵害を理由にキリスト教徒が申立てを届け出てもそれ以上調査されない場合があるため、一部のキリスト教徒は紛争を警察に報告するのを思いとどまってしまう。

3.46 2023年1月、ローマカトリック教会が届け出た基本的権利請願への対応として、最高裁判所は当時のシリセーナ大統領と4人の治安担当高官について、復活祭の日曜日のテロ攻撃を防止できなかったことに関して職務怠慢の有罪と認定した。最高裁判所はシリセーナと治安担当高官に対し、被害者とその家族の基本的権利を侵害したことの賠償として自腹で補償金を支払うよう命じた。

3.47 DFATの評価としては、キリスト教徒、特にカトリック教会及び他の主流宗派に属するキリスト教徒は公的差別又は社会的差別に直面するリスクが低く、特に都市部ではそうである。またDFATの評価としては、社会的差別のリスクは、物理的脅迫や言葉での脅迫を含め、福音主義キリスト教徒の場合は相対的に高い。2019年4月の復活祭の日曜日の攻撃があったとは言え、DFAT

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の評価としては、キリスト教徒がイスラム教徒からの暴力に直面するリスクは低い。

ヒンドゥー教徒

3.48 ヒンドゥー教徒は北部州と東部州に集中するが、スリランカ全土に居住している。ヒンドゥー教徒は北部で圧倒的多数を占め、東部では（イスラム教徒に次いで）2番目に大きい宗教集団である。地元情報筋がDFATに語ったところによると、考古学局は北東部にある伝統的にヒンドゥー教徒が権利を主張する遺跡をめぐる紛争ではきまって仏教徒に味方し、これらの場所に仏教徒用の構造物を建設することを許可する（「タミル族」も参照のこと）。地元情報筋によると、シヴ・セナイ（Shiv Senai）、ルドラ・セナ（Rudra Sena）、ラヴァナ・セナ（Ravana Sena）などのヒンドゥー教徒国粋主義者集団が北部でキリスト教徒やイスラム教徒に対するヘイトスピーチを促進し、改宗禁止法を唱道している。

3.49 DFATの評価としては、ヒンドゥー教徒は自分達が多数派でない地域を含め自由に信仰を実践しており、宗教を根拠とする暴力又は差別に直面するリスクは概してない。

異教徒間結婚

3.50 スリランカにおける異教徒間結婚の件数に関する公式データはない。宗教法よりむしろ、国の法律がほとんどの異教徒間結婚を律則する。地元情報筋によると、異教徒間結婚は北東部よりも南部で多く、都市部や中流階級の人々からは許容されやすい。

3.51 スリランカ人は自分の宗教コミュニティ内での結婚を奨励され、世帯によっては異教徒間結婚を承認しない場合もある。異教徒間結婚が発生しても、概して異教徒同士の夫婦とその子供が排斥されるという結果にはならない。地元情報筋によると、イスラム教徒は非イスラム教徒と結婚した場合、仏教徒、ヒンドゥー教徒、キリスト教徒が同様に異教徒間結婚した場合と比べ、自分達のコミュニティ内で社会的汚名を着せられる可能性が高い。

3.52 DFATは、異教徒間結婚した夫婦とその子供に対する、雇用や教育に関連する差別を含む公的差別の例を把握していない。

（実際の又は転嫁された）政治的意見

3.53 憲法では、普遍的参政権に基づく無記名投票による自由かつ平等な選挙を規定している。選挙権年齢は18歳である。スリランカは独立以来、定期的に民主的選挙を実施してきた。選挙は概して、最近の大統領選挙や議会選挙を含め、自由かつ公正であったと捉えられている。少数民族が政治プロセスに参加することを妨げる法的制限はなく、少数派の利益を代表する政党が活発に活動しており、複数の元タミル族過激派もMPを務めている。憲法では政党による分離独立の促進を禁じている。

3.54 スリランカの政治情勢は強化で多様である。本書公表時点で84の政党が選挙管理委員会に登録済みで、広範囲に及ぶ民族、宗教、イデオロギー面での利益を代表している。これらの政党のうち15党が現在の議会に代表者を出し、5党がタミル族コミュニティを代表し（合計16議席）、3党がイスラム教徒コミュニティを代表している（合計3議席）。本書公表時点で、ウィクラマシンハ政権の閣僚にタミル族が2人、イスラム教徒が1人いた。政党は、提携関係又はイデオロギーを問わず、自由に活動し選挙を闘うことができ、概して嫌がらせ又は暴力のリスクを負うことなくそうすることができている。登録政党は同じ法的枠組みによって律則される。DFATは、シンハラ族、タミル族、イスラム教徒又は他の政党が扱いの違いに直面しているという情報を把握していない。

3.55 政治家に対する暴力は起こり得るものの、頻発してはいない。2022年5月9日、アマラキ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ールチ・アトゥコララ (Amarakeerthi Athukorala) という、与党SLPP所属のMPが、当時のゴータバヤ・ラージャパクサ大統領の支持者とアラガラヤ抗議運動参加者の間で複数回にわたり衝突が起きた際に死亡した(アトゥコララは以前、西部州ガンパハ (Gampaha) 県で暴徒に包囲された後に2人を銃で撃って1人を殺害したことがあった)。これらの衝突はコロンボで行われていた平和的な反政府抗議活動の開催場所へのラージャパクサ支持者による攻撃が誘因であった。報復として、アラガラヤ抗議運動参加者はコロンボや他の場所でSLPP所属の政治家を標的にした。公式データによると、106人のMPの家屋、事務所、車両などの財産が破壊又は損傷を受け、8人が死亡した。政党の党員、州議会／都市議会の議員及び元大臣が所有していた財産244件の破壊又は損傷も別途報告された。同日、マヒンダ・ラージャパクサが首相を辞任した。政府によると、この暴動との関連で3,300人余りが逮捕された。2022年7月、抗議活動参加者が当時のウィクラマシンハ首相の私邸を全焼させた。2023年2月、警察は地方選挙の延期に対する抗議活動が行われた際に催涙ガスと放水銃を使用し、野党の国民人民勢力 (NPP) の党員であったニマル・アマラシリ (Nimal Amarasiri) が催涙ガス吸引に関連する負傷が原因で死亡した。

3.56 タミル系野党所属の活動家が、超国粋主義者とされる立場を唱道する、及び／又は内戦関連の抗議活動(例えば失踪者又は土地返還に関連する抗議活動)に参加すると、監視される可能性が最も高くなる。地元の政治関連情報筋がDFATに語ったところによると、一部の政党の離散的な監視が、特に政府及び／又は軍隊を積極的に批判する人々を対象に行われる可能性がある一方、政党党員が公職者による嫌がらせ又は暴力に直面するリスクは低い。また地元の政治関連情報筋がDFATに語ったところによると、彼らは政治活動の結果として嫌がらせ又は暴力を経験したことはなかった。

3.57 地元情報筋によると、労働組合や左翼政治運動(反政府抗議活動を活発に行っている)に関わる人々はますます国家から関心的とされている。

現役政党

3.58 ラージャパクサ率いるSLPPは現在の議会で最大勢力の党で、2020年の選挙で145議席を獲得した(その後、数人の離脱者が出た)。SLPPにはスリランカ自由党 (SLFP) の党員が占める13議席が含まれ、SLFPは歴史的にスリランカの支配的政党の1つであるが、2020年の選挙でSLPPの傘下となった。統一人民勢力 (SJB) は最大野党で、54議席を占める(党首のサジス・プレマダサ (Sajith Premadasa) が正式に議会で反対派を先導する)。ランカ・タミル連邦党 (ITAK) は議会で3番目の勢力の党で6議席を占め、これに国民人民勢力 (NPP) が続き、3議席を占める。NPPは2015年に創設された社会主義政党の連合で、人民解放戦線 (JVP) のアヌラ・クマラ・ディッサナヤケ (Anura Kumara Disanayake) が率いており、2023年の地方選挙では大幅に議席数を伸ばすと予測されていた(しかし選挙は延期されたままである)。JVPは、以前のマルクス主義民兵組織としての顔で1970年代と1980年代にスリランカ南部で武装反乱を起こしていた。

3.59 ITAKは現在の政府では野党であるが、タミル族コミュニティを代表する単一最大の党であり、タミル国民連合 (TNA) を主として構成する党である。TNAはタミル族を代表する最大かつ最も穏健な政治集団である。他の構成政党-タミル・イーラム解放機構 (TELO)、タミル・イーラム人民解放機構 (PLOTE)、イーラム人民革命解放戦線 (EPRLF) -はそれぞれ現在の議会で3議席、1議席、無議席である。TELO、PLOTE、EPRLFは元々は民兵組織として結成され、タミル族分離独立主義を掲げて闘った。第13次憲法改正の完全実施を通じたものを含む単一国家内での政治的権限の委譲を通じた自治、内戦時代の戦争犯罪容疑に対する説明責任、タミル族の土地の返還、そしてタミル族居住地域の経済開発が、TNAの中核的優先事項である。ライバルの同盟であるタミル国民人民戦線 (TNP) は連邦化を唱道し、主たる構成政党は全セイロン・タミル会議 (AITC) であるが、2010年にTNAから離脱しており、現在の議会では2議席を占める。TNPの党首、G.G.ポンナムバラム (Ponnambalam) は2023年6月に逮捕され、これはジャフナで開催されたTNP

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の公開集会でCIDの警察官2人と口論になった後、警察の職務を妨害したとされる容疑であった（2人のTNPf活動家も逮捕された）。地元メディアの報道によると、私服姿であったこれらの警察官が身分証明書の提示を拒否した後、口論が始まった。地元メディアの報道によると、ポンナムバラムは自分が襲撃され、銃を突き付けられたと述べた一方、警察はポンナムバラムが警察官を威嚇し襲撃しようとしたのだ、と報告した。その後、ポンナムバラムは保釈された。

3.60 同じく現在の議会でタミル族の利益を代表し、AITCと同様にTNAの傘下には入っていないのは、親政府派のイーラム人民民主党（EPDP）（2議席と閣僚1人）、タミル人民解放のトラ（TMVP、旧カルナ・グループ）（1議席）及びタミル人民全国同盟（Thamil Makkal Thesiya Kuttani (Tamil People's National Alliance)）（1議席）である。EPDPとTMVPについては「旧タミル族民兵組織」を参照のこと。

3.61 統一国民党（UNP）は歴史的にSLFPと並ぶスリランカ最大の政党の1つであり、現在の議会では1議席を占める。UNPはその歴史の大半において、独立当時を含め、スリランカを統治してきたが、2020年に分裂し、プレマダサをはじめ党員の多くが離党してSJBを結成した。ウィクラマシンハ大統領がUNPを率いている。

3.62 同じく現在の議会に代表者を出しているものの、1議席しか有していないのは、国民会議（National Congress）、我らが人民の力の党（Our Power of People Party）、スリランカ・イスラム教徒会議（SLMC）、全セイロン人民会議（ACMC）、イスラム教徒全国同盟（MNA：Muslim National Alliance）である。SLMC、ACMC、MNAはイスラム教徒コミュニティの利益を代表する。

3.63 政府を先導する立場でなくなったものの、ラージャパクサ家は依然、政治的影響力を及ぼしている。彼らの党（SLPP）は議会で過半数を保持し、ウィクラマシンハ大統領はSLPPからの支持を基盤として任命された。マヒンダ・ラージャパクサ、息子のナマル・ラージャパクサ、マヒンダの兄のチャマル（Chamal）・ラージャパクサは今なおMPである（チャマルは議会の元議長で、ナマルと同じくゴーターバヤの大統領任期中に閣僚であった）。ゴーターバヤは2022年9月にスリランカへ戻ったが、もう正式には政治に関わっていない。現在の閣僚はほとんどがゴーターバヤ時代の閣僚の留任である。2023年11月、最高裁判所は、他にもいる中で特にゴーターバヤとマヒンダのラージャパクサ兄弟について、自分達の「行為、無為、指揮」を通じてスリランカの経済を崩壊させた責任があるとする裁定を下した。この判決では、原告の裁判費用を支払うこと以外に刑罰を科さなかった。

3.64 地元情報筋によると、確立した政党と提携関係にある人々が公的差別又は社会的差別に直面するリスクは低い。政治家は平均的な人々と比べ、十分に人脈があり国家による保護を上手く利用することができ、更には民間の保護サービスを利用する手段を有する場合もある。

3.65 法律又は政策において政治的意見を根拠とする差別はなく、DFATとしてはどの特定の集団に対しても体系的な政治的差別の証拠は見当たらなかった。DFATの評価としては、政党は、野党を含め、自由に活動し選挙を闘うことができる。2022年5月に与党と関係のある複数の政治家を標的とした攻撃があったとは言え、DFATの評価としては、政治家や政党党員は格付けが高くても低くても、暴力に直面するリスクは低い。またDFATの評価としては、タミル族の政党のうち、穏健派の党と比べ急進的な主義を信奉する党は活動を監視される可能性が高いが、概して自由に活動できる。

反政府抗議活動

3.66 市民は憲法により、結社及び平和的集会の自由を与えられる。少数派、労働組合、職業団体、学生など、広範囲に及ぶ人々の利益を代表する様々な集団が頻繁にこの権利を行使する。抗議デモを実施する場合、警察に許可を求めなければならない。

3.67 タミル族居住区域を含め、反政府抗議活動が発生している（例えば、失踪者や土地紛争

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に関連するもの)。ほとんどの場合、抗議活動は平和的に経過する。当局は、失踪者を含め、敏感な事案に関連する抗議活動を監視する（特に北部州で日常的な光景）。

3.68 大規模な全国規模のデモが2022年に行われた結果（アラガラヤ）、ゴーターバヤ・ラージャパクサ政権が辞任に追い込まれた。経済危機が誘因となったアラガラヤはスリランカ全土から民族的、宗教的、社会経済的な領域から参加者が集まった。抗議活動はコロンボを中心として行われ、国内の他地域からも人々が集まり、これには北東部から参加した限られた数のタミル族も含まれた（北東部での抗議活動自体は限定的で、発生しても小規模であった）。

3.69 アラガラヤ抗議運動との関連で4,000人余りが逮捕されたと考えられるが、正確な数は検証困難である。ほとんどは公共財産の損傷を理由に逮捕され、地元情報筋によると多くは逮捕当日中に釈放された。弁護士や活動家によると、逮捕の一部は適正手続に従っておらず、中には私服警官による逮捕や、逮捕された人々の消息に関する弁護士又は家族への報告の遅れといった例もあった。いずれもスリランカの刑事訴訟法（Criminal Procedure Code）及び強制失踪法（Enforced Disappearances Act）（2018年）に違反する。学生活動家3人がPTAの下で逮捕された。アラガラヤ抗議運動への参加を理由に逮捕された人々（3人の学生活動家を含む）はほとんどが既に釈放されており、地元情報筋の推定によると、2023年6月にDFATが訪問した当時、数百人が保釈中で、係属中の訴訟の対象であったと考えられる。拘禁された人々の一部は拘禁中に虐待されたと報告した。

3.70 抗議活動は2022年以来著しく減少してきたが、緊縮財政措置、生活費圧迫、地方選挙遅延を背景としたものを含め、比較的小規模の反政府デモは引き続き時々発生している。地元情報筋がDFATに語ったところによると、ウィクラマシンハ大統領は抗議活動に対して以前より強固なアプローチを取り、2022年7月以来、治安部隊が武力で抗議活動を解散させる頻度が高くなっている。

3.71 DFATの評価としては、アラガラヤ抗議運動への参加を理由に逮捕された人々は、国家による保護やサービスを求める能力を含め、公職者による嫌がらせや差別に直面するリスクは低い。より一般的に、抗議活動参加者は抗議活動の最中や終了後に暴力、嫌がらせ又は暴力に直面するリスクは低い。

タミル・イーラム解放のトラ（LTTE）

3.72 LTTEは武装分離独立主義者集団で、スリランカ国家に対する26年間に及ぶ戦争を行ってきた（「[国の概要](#)」参照）。LTTEはスリランカにおける禁止対象集団である。とりわけオーストラリア、米国、英国、カナダ、インド、欧州連合はLTTEをテロ組織として禁止している。オーストラリアは2001年12月21日に、テロ行為資金調達の防止と抑止に関する国連安全保障理事会決議第1373号に従って、LTTEをリストに挙げた。オーストラリアの法律の下では、資産（資金を含む）LTTEが利用できるようにすること、あるいはLTTEが所有又は統制する資産を使用又は取引することは、直接間接を問わず、刑事犯罪である。一部のLTTEメンバーは、戦争犯罪への関与及び内戦中に犯した重大な人権侵害を理由に、国際的難民保護の資格を認められない場合がある。

3.73 全盛期にLTTEは18,000人の軍隊のほか、別個に政治部門、事務管理部門、諜報部門を有していた。LTTEは、国外在住のタミル族を中心とする外国からの資金提供と、児童を含むタミル族の自発的及び強制的な徴用によって支えられていた。国外在住のタミル族からの資金提供は時々、地方の家族に対する脅迫や身代金目的の誘拐を含め、威嚇や強制といった手段を通じて達成された。LTTEはスリランカ国内の中流／上流階級のタミル族を強要目的で標的にすることも知られた。国際メディアの報道によると、LTTEは支配下に置く地域で反対意見を許容せず、タミル族のライバルや批判者を殺害してきた。LTTEは自爆攻撃の先駆者でもあった。LTTEは多数の政治家暗殺を実行し、例としてインドの元首相のラジーヴ・ガンディー（Rajiv Gandhi）（1991年）、スリランカ大統領のラナシンハ・プレマダーサ（Ranasinghe Premadasa）（1993年）及び複数のスリ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ランカの閣僚が挙げられる。

3.74 LTTEメンバーは、戦闘員と事務的な非戦闘員の役割を果たすメンバーの両方が、2009年の内戦終結時に大規模に拘禁された。ほとんどは政府が運営する更生施設へ送致された。裁判所制度を通じて訴追されたメンバーは少なかった。拘禁された元LTTEメンバーはほとんどが後に釈放されている。内戦との関連で今なお収監中のタミル族は少なく、ウィクラマシンハ大統領は彼らの釈放を急ぐと誓約した。例えば、直近では、地元のタミル系メディアの報道によると、終身刑で服役中のLTTE関連の囚人2人が、タイ・ポンガル (Thai Pongal) という、タミル族が祝うヒンドゥー教の祭典を記念しての大統領恩赦の一環として2024年1月に釈放された。司法・刑務所業務・憲法改革担当大臣 (Minister of Justice, Prison Affairs and Constitutional Reforms) によると、14人のタミル族政治囚 (一部はLTTEとつながりがあるとされる) が2024年1月18日時点で収監中であった。元LTTEメンバーは国家のサービスを利用でき、また政治を含め公的生活に参加するにあたり直面する法的障壁はなく、以前は選挙を闘ったこともある。

3.75 LTTEは国家部隊によって徹底的に打倒された。組織化された集団としては存在しなくなり、2009年の内戦終結以来、何らかの攻撃を実行したとは知られていない。LTTEに対する同情も多少は残る一方、地元情報筋がDFATに語ったところによると、タミル族コミュニティは軍備を放棄し、全面的に政治プロセスに献身している。スリランカではLTTEを賛美すること、あるいはLTTE指導者のプラバカランの誕生日 (11月26日) を祝うことは違法である。LTTEの旗やプラバカランの肖像を含め、LTTEのシンボルを公の場で掲示することもやはり禁止されている。これらの禁止に逆らうと (インターネット経由を含む)、テロ犯罪容疑で逮捕及び拘禁されるリスクを負うことになる。

3.76 当局は引き続き、LTTEの潜在的な再登場と、より広義にタミル族分離独立主義者の活動を大いに警戒している。治安部隊は引き続きタミル族居住区域での大規模な駐留を維持しており、地元情報筋によると、治安部隊は、情報提供者として働く元LTTEメンバーを含め、拡大的な諜報能力を有する。治安部隊は全国規模の「制止」リストと「観察」リストを維持している。制止リストには、既存の裁判所命令、逮捕令状又はスリランカのパスポートの没収命令の対象者の名前が記載されている。観察リストには、治安部隊が関心対象とみなす者の名前が記載され、分離独立主義者又は犯罪活動関係者と疑われる者も含まれる。地元情報筋によると、TID、空軍諜報部、海軍諜報部、特殊タスクフォース (Special Task Force) (警察の特殊部隊) が北東部全域で活動している。DFATの評価としては、ムライティブ周辺区域の村ごとに3人ないし4人の軍諜報担当士官が活動している。LTTE及び/又はタミル族国家樹立を支持した容疑での逮捕が、少数ではあるが定期的に発生している。

3.77 DFATの評価としては、元LTTEメンバーは、当人の知名度にもよるが (「要注目度の高い/低い元LTTEメンバー」参照)、テロ活動の疑いで監視される可能性がある。禁止対象集団であることから、DFATの評価としては、LTTE又はより広義にタミル族国家樹立を促進していると認められた者は監視、逮捕、拘禁に直面するリスクが高い。またDFATの評価としては、スリランカ国内の元LTTEメンバーがスリランカ人に影響力を与える能力は最小限である。

元LTTEメンバーの更生

3.78 歴代政権は元LTTEメンバーを対象に、内戦終結後の社会への再統合を支援すべく考案された大規模な義務的更生プログラムを運用してきた。本書公表時点で、複数の地元情報筋によると、このプログラムはもう運用されていなかった。更生には心理的、精神的、教育的、職業的な要素が含まれ、継続期間は典型的に1年間であった (非常に急進的とみなされた者については2年間に延長可)。政府のデータによると、12,195人の元LTTEメンバーが更生を完了し、これに600人近くの元児童兵士も含まれていた。

3.79 地元情報筋や複数のNGOによると、拘禁者は更生プロセスの間に性的暴力や身体的虐待な

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

どの虐待を受けていた。2016年に執筆された、拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告官の評価によると、更生施設内の状況は刑務所と比べ大幅に人道的であった。地元のタミル族情報筋はほとんどがこれに賛成であるとDFATに語った。

3.80 スリランカに残留する元LTTEメンバーはほとんどが更生プログラムを受けて社会に再統合した。当局はこれらの人々を把握している。更生プログラムを受けていない元LTTEメンバーはほとんどがスリランカを去ったか、又はごくわずかにLTTEとつながりを持つ程度であった。地元情報筋の推定によると、情報が開示されておらず更生プログラムを受けていない元LTTEメンバーが少数、スリランカで暮らしている。

3.81 DFATの評価としては、更生を完了した元LTTEメンバーは監視される可能性があるが、概して自由に生活できる。

要注意度の高い元LTTEメンバー

3.82 「要注意度の高い」元LTTEメンバーとは、LTTEの軍事部門、政治部門、諜報部門、文民事務管理部門で要職に就いていた者、内戦中にLTTEの代理としてテロ犯罪又は他の重大な刑事犯罪を犯した疑いのある者及びLTTEに武器、爆発物又は資金を提供した者を指す。これらの人々は監視されるリスクが最も高い。

3.83 LTTEの指導者はほとんどが内戦中に死亡した。少数の指導者が降伏した又は捕捉され、一部は訴追及び／又は更生施設へ送致された。要注意度の高い元LTTEメンバーの多くが内戦の前、途中又は終結後にスリランカを去った。他の者は政府に寝返り、LTTEと闘い、後に政治プロセスに加わった（例えばカルナ・アンマン）。要注意度の高い元LTTEメンバーのうち引き続きスリランカで暮らしている者は少なく、当局は全員とまではいかないまでもほとんどの消息を把握していると思われる。

要注意度の低い元LTTEメンバー

3.84 「要注意度の低い」元LTTEメンバーとは、元LTTE戦闘員、LTTEの事務管理又は他の業務に雇われた者及び内戦中に非軍事的支援をLTTEに提供した者を指す。要注意度の低い元LTTEメンバーで引き続きスリランカで暮らしている者はほとんどが更生プログラムを受け、その後解放されてコミュニティに加わった。DFATは、近年において要注意度の低い元LTTEメンバーがまだ更生プログラムを受けておらず拘禁されているという例を把握していない。

3.85 DFATの評価としては、要注意度の低い元LTTEメンバーは以前のLTTEとの関連を根拠に監視されたり嫌がらせを受けたりするリスクは低い。またDFATの評価としては、要注意度の低い元LTTEメンバーはまだ当局に知られていなければ分離独立主義者活動の監視対象になる可能性があるが、概して拘禁及び訴追されることにはならないであろう。

元LTTEメンバーの監視

3.86 地元情報筋によると、元LTTEメンバーは引き続き、通常は軍の諜報担当士官及び／又は警察の秘密捜査官によって監視されている。監視の例として訪問、電話、尋問のための警察署への出頭召喚が挙げられるが、報告によると脅迫又は身体的暴力は含まれない。地元情報筋によると、監視は過去と比べれば割と繊細で、間接的である。「タミル族」の下の「監視、嫌がらせ、逮捕、拘禁」も参照のこと）。

3.87 地元情報筋によると、彼らは元LTTEメンバーの監視の度合いについては異論がある（広範囲に及ぶと述べる者もいれば、監視は低レベルで時が経つにつれ減少してきたと述べる者もいる）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

一方、引き続き行われているという点には賛成であった。地元情報筋がDFATに語ったところによると、監視のレベルはその時点での政府や個別の担当司令官次第で上がったたり下がったりし得る。地元情報筋によると、（PTAの下で拘禁された後）最近刑務所から釈放されたばかりの者を含め、元LTTEメンバーが監視され続ける割合はごく小さい。監視のレベルと頻度は変動する一方、元LTTEメンバーからスリランカ人権委員会（HRCSL）への、監視や嫌がらせに関する報告は、時が経つにつれ著しく減少してきた。

3.88 DFATの理解としては、以前LTTEの政治部門や諜報部門に従事していた者、LTTEの資金調達に関与した者、爆発物に精通している元LTTEメンバー及び禁止対象とされた国外在住のタミル族の個人又は集団とのつながりが疑われる者は、当局の関心の的にされ続ける可能性が最も高い。上記のプロファイルに該当する元LTTEメンバーは、監視される可能性がより高い。

3.89 DFATの評価としては、過去にLTTEとつながりがあったが政治的に敏感な問題に関与していないタミル族は、監視される可能性はあるものの、概して公職者による差別又は嫌がらせに直面するリスクは低い。

社会的差別

3.90 地元のタミル族情報筋によると、元LTTEメンバーは程度の差こそあれ、社会から差別されたり疑いの目で見られたりする。強制徴用、拷問及び他の虐待を含め、他のタミル族に対する重大な人権侵害を行ったと疑われる者、分離独立主義又は他の活動について国の関心の的になりそうな者及び／又は報酬を支給される情報提供者として治安部隊と協力していると疑われる者は、社会的差別を受ける可能性が最も高い。元LTTEメンバーに対する社会的差別が起こった場合、元LTTEメンバーはほとんどが下級カーストであることから、差別はカーストに関連する可能性もある。

3.91 タミル族コミュニティのメンバーは大抵、元LTTEメンバーと付き合いながら、それは国家による監視の原因になることを恐れていることである。同じ理由から、雇用主は元LTTEメンバーの雇用を嫌がり、彼らの生計の機会が制限される。元LTTEメンバーは国に雇われた情報提供者であると疑われた場合も、周囲から避けられる可能性がある。地元情報筋によると、元LTTEメンバーは「極めてぜい弱である」。このぜい弱性は、内戦関連の障害を抱え、地元情報筋によると国からの支援をほとんど又は全く受けていない者の場合、一層顕著である。元LTTEメンバー、特に戦闘員の役割を果たした者は、正式な教育又は訓練を受けていないことや汚名が原因で雇用されない、又は不安定な雇用形態から抜け出せない可能性がより高い。また、貧困に陥ったり精神病を患う可能性もより高い。代替りの方策がない状況で、中には犯罪活動に頼る、あるいは国から報酬を支給される情報提供者になる者もいる。

3.92 地元情報筋によると、女性の元LTTEメンバーは、性的嫌がらせのリスクの増大を含め、付加的な困難に直面する。報告によると、彼女らはLTTEでの過去や、内戦中に強姦されているかもしれないという認知を背景に、結婚が一層難しくなる（「北部と東部における女性の状況」参照）。LTTEから強制的に徴用された女性は、自発的に参加した女性よりもコミュニティに受け入れてもらいやすい。

3.93 DFATは、LTTEとつながりのあったタミル族の数を判断できない。地元のタミル族情報筋がDFATに語ったところによると、北東部では「誰もが」、LTTEに属する友人又は親類を通じて、LTTEの事務管理部門との交流を通じて、あるいは自身がLTTEメンバーであることを通じて、何らかの類のLTTEとのつながりを持ち、強制徴用された人々もこれに含まれる。こうしたつながりは、内戦が最終段階で集中し、LTTEの砦であったヴァンニ地域で最も強い。地元情報筋によると、ヴァンニの住民は軍事部門又は事務管理部門のいずれを問わず、LTTEのために働く以外に選択肢がなかった。地元情報筋によると、LTTEが支配していたバツティカロアの人々は当然ながらLTTEの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

事務管理業務に従事した一好むか好まざるかを問わずLTTEを避けることはできなかった。

3.94 DFATの評価としては、要注意度の低い元LTTEメンバーは、強制徴用された者及び／又は子供の頃に徴用された者を含め、社会的差別に直面するリスクは低い。またDFATの評価としては、元LTTEメンバーのうち、内戦中における他のタミル族に対する重大な人権侵害を疑われる者、要注意度の高い者及び国から情報提供者として雇われた者は、社会的差別に直面するリスクが中程度である。

LTTEメンバーの家族

3.95 2021年9月の唱道集団の国際真実・正義プロジェクト (ITJP) の報告によると、スリランカ国内在住の人々が、現在国外で暮らす元LTTEメンバーの家族であるとの理由で嫌がらせを受けたり拘禁されたりしている。DFATはこの申立てを検証できなかったが、地元情報筋によると、現在国外で暮らし、過去におけるLTTEとの関わり合いを疑われている及び／又は（インターネット上を含め）公然と分離独立主義を促進しLTTEを賛美する者の、スリランカを拠点とする近親者は、監視及び尋問されるリスクを負う。

スリランカ国外在住の元LTTEメンバー

3.96 少なくとも100万人のスリランカ系タミル族がスリランカ国外、ほとんどはカナダ、欧州（英国、フランス、スイスに大きなコミュニティがある）、オーストラリア、そしてインドのタミル・ナドゥ州で暮らしている。国外在住のスリランカ系タミル族は、これらの国々及び他の国々の市民又は合法的居住者の場合もあれば、二重国籍の場合もある。

3.97 国外在住のタミル族は定期的に、休暇やビジネス目的でスリランカへ戻り、家族を訪問する。国外在住のタミル族からの送金はスリランカ経済の重要な収入源であり、国外在住のタミル族は訪問や経済への投資を奨励される。国外在住のタミル族は政治的なものを含め組織化され、活発に活動しており、地元情報筋によると、国外在住のタミル族はスリランカ国内のタミル族政治家との強固なつながりを持ち、それらの政治家に影響力を及ぼしている、国外在住のタミル族は概して、スリランカ国内のタミル族住民と比べ、より過激な政治観を持つと捉えられている。

3.98 就任後、ウィクラマシンハ大統領はスリランカを再建すべく国外在住のタミル族と密接に協力することを誓約した。2023年1月、政府は国外在住のタミル族やもっと幅広いスリランカ人との協力を向上させるため、在外スリランカ人局 (Office for Overseas Sri Lankans) を創設した（「調停」参照）。2022年8月、政府はテロ組織 (LTTE) の支援や資金提供を理由に以前禁止対象とされていた6つの国外タミル族組織と個人316人（ほとんどが国外在住のタミル族）をリストから除外した。リストから除外された集団には、現在オーストラリアで活動している豪州タミル族会議 (Australian Tamil Congress) と全地球タミル族フォーラム (Global Tamil Forum) が含まれていた。オーストラリアを拠点とする1つの組織 (タミル族青年機構 (Tamil Youth Organisation) (他にも複数の国に存在する) とタミル族の個人3人は引き続きスリランカの禁止対象者リストに記載されている。

3.99 国外在住のタミル族の中には内戦中にLTTEの資金調達、武器及び他の物的支援提供者として、またタミル族国家樹立を目指す政治的唱道者として、中心的役割を果たした者もいる。スリランカ政府の評価によると、国外在住のタミル族分子は依然、タミル族の独立国家の樹立に向けて尽力している。国外の独立支持派集団、特にスリランカの法律の下で禁止された国外の集団のメンバー及び／又はLTTEを賛美する人々は、居住国においてタミル族国家樹立を促進しているとみなされる公共デモなどの活動への参加を理由に、スリランカ当局の関心の的となる可能性がある。地元のタミル族情報筋によると、当局はこのプロファイルに該当する国外在住のタミル族のソーシャルメディアを監視している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.100 英国の上級審判所（Upper Tribunal）は、英国内での活動に関与したタミル族に関して2021年5月に下した裁定の中で、国外での一連の政治活動はスリランカ政府から脅威として認知される可能性があり、また帰還後に公職者による嫌がらせの誘因になり得る、と認定した。これらの活動の例として、会合、デモ、内戦関連の記念行事への参加、請願書への署名、LTTEの紋章入りの旗又は横断幕の掲示及び資金調達が挙げられる。

3.101 地元情報筋によると、国外から帰還したタミル族は移住前の犯罪を理由に逮捕される可能性がある。地元情報筋は、LTTEとのつながりを疑われる場合を含め、近頃は帰還者が政治的理由で逮捕されたという例を知らないとのことであった。

3.102 当人の要留意度次第では、当局が国内のタミル族を、スリランカへの帰還時を含め監視する可能性がある。国外のタミル族集団、特に急進的な考えの持ち主であるとスリランカ政府がみなす集団の指導的立場にある者、かつてLTTEに所属していた者、特に要留意度の高い役割を担っていた者、内戦中にLTTEの資金を調達していた疑いのある者及びタミル族国家樹立を積極的に唱道する者は、特に当局の関心の的になる。国外で暮らし、LTTEとつながりのある要留意度の高いタミル族及び／又はテロリストとしてスリランカ政府から禁止対象にされているタミル族は、自発的にスリランカへ帰還するとは考えにくい。

関心の的となる集団

国内避難民（IDP）

3.103 内戦（1983年から2009年まで）によって900,000人余りがスリランカ国内で避難民となり、そのほとんどが北部州と東部州のタミル族とイスラム教徒であった。国内避難民（IDP）のほとんどが既に再定住し、ほとんどが出身地に戻っている。2022年6月時点で、8,540人が内戦による国内避難民のままであった（北部で7,712人、ほとんどがジャフナで暮らし、東部で828人、ほとんどがトリンコマリーで暮らしている）。洪水や地滑りなど自然災害が短期的な強制移転の原因になる可能性もあり、現在のスリランカでは国内避難の主な要因である。

3.104 内戦関連のIDPは北部州（ジャフナ、キリノッチ）と東部州（トリンコマリー）に集中している。ほとんどがコミュニティ内で暮らし、437人はIDP専用の15の福祉施設（全てジャフナにある）で暮らしている。強制移転させられたままの人々は、今なお軍隊の手中にある土地の出身であるため、強制移転が長期化している（ほとんどが出身地での再定住を望んでいる）。出身地での経済的機会と基本的サービスの欠如や、場合によっては以前の土地を取り戻すための必要書類がないことも、この集団の強制移転が続く別の要因である。IDPは、福祉施設で暮らす人々を含め、完全に自由に移動できる。都市開発・住宅供給省を介しての政府援助は、飲用水の提供と、福祉施設の基本的な補修／保守に限られる。通学と生計は世帯の責任である。政府は福祉施設以外で暮らす人々には支援を提供しない。地元情報筋がDFATに語ったところによると、IDP福祉施設における水道／衛生設備は「お粗末」である。

3.105 一部の長期IDP（内戦による避難民）は出身地に帰還しないことを選択したか、又は帰還できない状態が続いている。これらの人々にはLTTEが1990年10月に北部州から強制排除して北西部州のブッタラムへ移転した約75,000人のイスラム教徒のほとんどが含まれる（イスラム教徒はLTTEから親政府派とみなされていた）。追い出されたイスラム教徒のうちごく少数が、北部の出身地に戻った。地元情報筋によると、帰還した人々は財産の奪還、投票権の証明及び仕事の確保の面で困難に見舞われてきた。他地域に再定住した人々はほとんどがマナーとトリンコマリー（東部州）で暮らし、新たな生計を確立しており、出身地への帰還を望むとは考えにくい。

3.106 国内避難モニタリング・センター（Internal Monitoring Displacement Centre）（ノルウェー難民評議会（Norwegian Refugee Council）の一部）の評価によると、スリランカは国内避難への

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

対処に向けた包括的な国策を維持している。2016年、スリランカは「紛争の影響を受けた避難民のための永続的解決策に関する国策（National Policy on Durable Solutions for Conflict-Affected Displacement）」を採択した。この政策は、紛争、自然災害又は人災、気候変動及び開発プロジェクトによる避難民を含むIDPの権利を定めるものであり、将来の強制移転を防ぐとともに永続的な解決策を促進するための措置が含まれる。

タミル・ナドゥ州からの帰還者

3.107 インドには90,000人余りのスリランカ系タミル族がおり、ほとんどが南部のタミル・ナドゥ州で暮らしている。多くのスリランカ系タミル族が歴史的にインドに祖先を持ち、タミル・ナドゥ州（最も近い地点でジャフナから35 kmに位置する）の人々と文化、言語、宗教を共有する。タミル・ナドゥ州で暮らすスリランカ系タミル族はほとんどが1980年代に内戦から逃げてきた、又は逃亡者の子孫である（多くはインド生まれの二世又は三世である）。約60,000人が、タミル・ナドゥ州政府が中央政府から資金提供を受けて運営する106か所の更生キャンプで暮らしている。残りはキャンプ外のコミュニティで暮らしている。キャンプ在住のスリランカ系タミル族はタミル・ナドゥ州政府に登録され、教育、医療、社会保障の支援を受ける。第三期学位保有者を含め、高学歴者が多い。

3.108 スリランカ系タミル族は、キャンプ在住か否かを問わず、公式経済での就労面で難題に直面し、経済的／社会的な前進に向けた長期的な展望が限られる（仕事の選択肢が日雇い労働又は自営業に限られる傾向にある）。キャンプ外で暮らすスリランカ系タミル族の中にはビジネスで成功を収めた者もいるものの、キャンプ在住者と比べ、受けられる社会的サービスが少ないため、経済状況は概して危うい。

3.109 インド在住のスリランカ系タミル族の一部、特にインドで生まれた人々は、インドの市民権を求め、これを目的に法的選択肢を試してきた（例えば、歴史的にインドに祖先を持つことを根拠とする市民権の追求）。これまでのところ、市民権獲得に成功したのはごく少数で、非常に特異的な状況に限られる。タミル・ナドゥ州政府はスリランカ系タミル族を対象とする市民権の選択肢の調査を続けているが、現在、インドの憲法、市民権法（Citizenship Act）（1955年）、改正市民権法（Citizenship Amendment Act）（2019年）の下では道筋が限られる。

3.110 2009年の内戦終結後、インドとスリランカの政府はタミル・ナドゥ州政在住のスリランカ系タミル族に対し、国連難民高等弁務官（UNHCR）が援助する自発的帰還を通じ、スリランカへの帰還を奨励してきた。既にそうした人々の割合はごく少なく、ほとんどはスリランカに強い家族ネットワークや社会的ネットワークを持つ高齢者である（UNHCRは2011年から2022年5月にかけて9,705人の帰還を推進した）。スリランカの経済状況、土地や住宅供給をめぐる不確実性、スリランカ政府からの限られた再定住援助、それにLTTEと関係があった可能性のある人々の場合には嫌がらせを受けるという不安が、大規模な帰還の妨げになっている。インド政府からの出国許可や、インド生まれの人々の場合にはスリランカの市民権及び国民身分証明書（NIC）を含め、帰還を円滑化するために必要な書類の取得が困難であることも、報告によると、また別の阻害要因である。地元情報筋によると、キャンプ外で暮らす一部のスリランカ系タミル族はスリランカへ戻るには罰金を支払わねばならない可能性があるが、報告によるとUNHCRが金額を低減できる（典型的に100,000インドルピー（約1,800豪ドル）への減額）。

3.111 UNHCRは100,000スリランカルピー（約465豪ドル）の再統合現金助成金と、その後の輸送援助を、スリランカへの帰還者に提供するほか、住宅供給、土地、財産の問題に関連する法的助言も提供する。非公式に帰還する（すなわちUNHCRのプロセス外での帰還）者はこの援助を受ける資格を与えられない。国際移民機関（IOM：International Organization for Migration）も出国前後の支援サービスを提供し、書類作成や生計に関連する支援が含まれる。スリランカ政府による再定住援助は総じて2019年に終了した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.112 UNHCRが推進する自発的帰還はコロナ禍の18か月間、一時休止となったが、2021年10月に再開した。帰還は2022年5月に再び一時休止となり（スリランカの経済危機に伴う社会的不安が原因）、2023年3月に再開した。2023年の2月から10月にかけて、ごく限られた数のスリランカ系タミル族が送還された。一部は家族やコミュニティとの再会を目的に帰還する一方、送還を支持する理由として主に引き合いに出される理由の1つは子供のために完全なスリランカのパスポートを取得できるという展望であり、取得できれば子供が学業又は労働のために渡航する機会を得られる。地元情報筋によると、彼らはタミル・ナドゥ州とスリランカを結ぶ旅客フェリーサービスの再開に伴って帰還のペースが早くなるかもしれないと考え、フェリーは2023年10月14日に40年近くぶりに部分的に再開しており、空路よりも大量の荷物を運ぶことができる（旅客1人につき最大60 kg）。チェンナイ（Chennai）とジャフナ間を毎日結ぶ直行航空便が2023年7月から就航している。

3.113 2023年7月、スリランカ政府はインド在住のスリランカ系タミル族へ、チェンナイで多国間パスポートを発給すると発表した。これにより、一部のスリランカ系タミル族はパスポートを取得するためにスリランカへ戻る必要なく、インドから第三国へ直接渡航できることとなった。以前は、チェンナイにあるスリランカ副高等弁務官事務所（Deputy High Commission）が、インド生まれの児童を含め、インド在住のスリランカ系タミル族へ片道パスポートのみ発給でき、当時はこれらの人々は通常のパスポートを申請するにはスリランカへ戻らねばならなかった。DFATの理解としては、インド在住の適格なスリランカ系タミル族は現在、多国間パスポートを申請でき、一部では既に多国間パスポートが発給されている。申請するにはスリランカのNICと出生証明書が必要である。適切な身分証明書のない申請者は片道パスポートでスリランカへ戻る必要がある。DFATの理解としては、多国間パスポートは10年間有効で、取得費用は11,000インドルピー（約200豪ドル）である。スリランカへの片道パスポートは無料である。多国間パスポートは、発給されたら、インド在住のスリランカ系タミル族が第三国へ渡航するための付加的な法的選択肢を提供することになる。地元情報筋によると、ほとんどの人々がオーストラリアと同様にカナダや英国にいる家族と合流するためにこのパスポートを使いたがっている。

3.114 少数のスリランカ系タミル族が2022年3月以来、スリランカの経済的困難の最中、タミル・ナドゥ州に避難所を求めてきた。新たに到着した人々はラメスワラム（Rameswaram）県にあるマンダパム（Mandapam）キャンプ（チェンナイから南へ700 km）に收容され、食糧、衣類、避難所を提供される（長期居住者を收容するキャンプには受け入れてもらえない）。DFATの理解としては、スリランカとタミル・ナドゥ州の間で多少の違法移動が発生し続けている。インドに滞在できる合法的地位を持たないスリランカ国民がタミル・ナドゥ州で見つかった場合、審問が行われ、スリランカへ強制送還されるまで、トリッチー特別キャンプ（Trichy Special Camp）（刑務所）へ送致される可能性がある。

3.115 地元情報筋によると、インドから最近帰還したスリランカ系タミル族は、スリランカへ帰還して以来、公職者による嫌がらせ又は差別を受けていなければ、身の安全に対する脅威も経験していない。地元情報筋がDFATに語ったところによると、インドからの帰還者の処理は単純明快で、スリランカ入国管理局からのお決まりの質問を受ける程度であり、最近の帰還者は社会的汚名に直面するわけでもない。地元情報筋によると、帰還者の主な懸念は、差別又は身の安全に対する脅威よりむしろ、適切な土地と住宅にアクセスできるかどうか、そして自分が持つ資格に見合う仕事を見つけられるかどうかである。

3.116 DFATは、現実の又は認知されたLTTEとのつながりを理由にタミル・ナドゥ州からの帰還者が拘禁されているという例を把握していないが、タミル・ナドゥ州からスリランカへ帰還したと考えられている元LTTEメンバーはほとんどいない。DFATの理解としては、LTTEにおける低レベルの、戦闘以外の職務を遂行した、要注目度の低い少数の元LTTEメンバーが、UNHCRの援助によりタミル・ナドゥ州からスリランカへ帰還している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.117 DFATの理解としては、インドからのスリランカ系タミル族帰還者の一部が密かにインドへ戻っており、これはスリランカでは生計を立てる機会や再定住援助が限られることが主な理由である。以前送還され、タミル・ナドゥ州へ戻った人々はインドで法的地位を取り戻す（又は長期居住者を収容するキャンプに受け入れてもらう）ことができず、それに伴い、より広範囲に及ぶ社会保障の恩恵にあずかる権利も取り戻すことができない。

3.118 タミル・ナドゥ州在住のスリランカ系タミル族を親に持つ子供は、スリランカの市民権を取得する資格を与えられる。スリランカの市民権を取得するには、出生をチェンナイのスリランカ副高等弁務官事務所に登録し、市民権申請書を提出しなければならない。地元情報筋によると、この手続は煩雑で広範囲に及ぶ書類が必要になる可能性があるが、様々なNGOや国連機関が援助できる。地元情報筋によると、一部のスリランカ系タミル族の若者が、市民権を認めてもらい、それに伴って第三国へ合法的に移住するには、他に合法的な道筋がない場合に限り、スリランカへの帰還を希望する（第3.112項と第3.113項を参照のこと）。

3.119 地元情報筋によると、スリランカ市民の子としてインドで生まれたが、チェンナイにあるスリランカ副高等弁務官事務所に未登録である、又はスリランカ市民権申請書を提出しており、第三国で庇護請求したが不成功に終わった者は、スリランカへ戻るにはその国にあるスリランカの高等弁務官事務所又は大使館に一時渡航文書を発行してもらわなければならない。スリランカの大使館から一時渡航文書を取得するには、少なくとも父親か母親の出生証明書と両親の婚姻証明書を提出しなければならない（一部の使節団はタミル・ナドゥ州キャンプ登録カードの提出を要求する場合もある）。DFATの理解としては、このプロフィールを満たす人々はスリランカ到着後に大して苦勞することなく入国管理官から入国を許可され、そしてスリランカ政府の登録長官局（Registrar General's Department）の中央記録室（Central Record Room）に自分の出生を登録すれば、自由にスリランカの市民権を申請できる。市民権を申請するには、自分の出生証明書、両親の出生証明書、両親の婚姻証明書、スリランカへの帰還時に使用した渡航文書（庇護の確保に失敗した国にあるスリランカ大使館が発行したもの）、タミル・ナドゥ州キャンプ登録カード又は警察への報告書、父方又は母方の祖父母に関連する書類及び地元のグラマ・ニラダリからの書簡（スリランカ居住を証明するもの）を提出しなければならない。市民権申請が受理されたら、SISが検証プロセスを行い、これは地元情報筋によると早くても3か月ないし6か月かかる可能性がある。検証プロセスが完了したら、申請者は5,750スリランカルピー（約27豪ドル）の罰金の支払を要求され、その後、スリランカ市民権が付与される（市民権申請が遅れた場合、年額500スリランカルピー（約2.30豪ドル）の罰金が適用される）。地元情報筋がDFATに語ったところによると、このプロセスは合計で1年ないし2年かかる可能性がある。スリランカの市民権を得たら、このプロフィールを満たす者はNICを申請できる。

3.120 DFATの評価としては、インドから帰還したスリランカ系タミル族はスリランカで公職者による嫌がらせ又は社会的差別に直面するリスクが低い。LTTEとつながりのある者は監視対象となる可能性がある。第三国への移住は、スリランカでの苦難を伴う経済状況、インドでの限られた正式雇用や市民権取得への道筋、そしてスリランカ政府による限られた再定住援助を踏まえると、スリランカ系タミル族にとっては大いに魅力的である。人身取引業者は、インド在住のスリランカ系タミル族の違法な船旅という発想を積極的に売り込んでいる。国際メディアが、第三国への違法な船旅に加わる目的で近頃インドに渡航するスリランカ系タミル族について報じた。

市民社会と人権団体

3.121 憲法では言論と表現の自由、平和的集会の自由、結社の自由を保障している。広範囲にわたる利益や大義を代表する様々なNGOが、人権や少数派コミュニティに関連するものを含め、スリランカで活動している。市民社会は、ゴーターバヤ・ラージャパクサ政権を転覆させたアラガラヤ抗議運動に大いに積極的に参加した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.122 NGOは全国非政府組織事務局（National Secretariat for Non-Governmental Organizations）（公安省（Ministry of Public Security）に属する）に登録し、四半期ごとに業務計画書と進捗報告書を提出しなければならない。2024年2月時点で、600余りのNGOが全国レベルで登録されていた。全国レベルでの登録に加え、多くのNGOが、活動する県内の管区事務局にも登録するように指示されている（ゴーターバヤ・ラージャパクサ大統領の任期中に導入された要件であるが、正式な法的根拠がないため、一貫性のない形で適用されている）。本書公表時点で、ウィクラマシンハ政権はNGO部門を規制するための新法制の導入を進めていた。法案は、国外の資金源を含め、政府によるこの部門の監督を強化するよう考案されている。

3.123 敏感な問題、特に北東部での問題に取り組むNGOから相変わらず、監視や嫌がらせの報告がある。内戦関連事案（例えば歴史的な人権侵害の嫌疑についての説明責任、失踪者の状態、土地紛争）など敏感な事案に取り組むNGO、少数派の権利を唱道するNGO及び／又はHRCプロセスに参加する個人又は事業体を含む国際コミュニティと協働していることが知られているNGOによると、これらのNGOは警察官又は諜報機関員からの訪問や電話を受け、資金源、国外の連絡先、渡航歴について尋問され、事務所を捜索され書類を押収されたとのことである。地元情報筋によると、私服の警察官及び／又は諜報機関員が頻繁に、市民社会組織が主催する公開行事に参加していた。南部の一部の市民社会関係者によると、アラガラヤ抗議運動を背景に、政府の対応を公然と批判した弁護士を含め、彼らは監視されている。地元情報筋によると、監視はまだ続いている。DFATは、NGO職員又は市民社会活動家の、監視の域を超えた身体的暴力、威嚇又は強制失踪といった最近の事件を把握していない。

3.124 一部のNGOの運営環境は困難を伴う可能性があり、特に北東部のNGO又は敏感とされる問題に取り組むNGOの場合がそうである。DFATの評価としては、このプロフィールに該当するNGOは国家による監視や尋問という形で嫌がらせを受ける可能性がある一方、この嫌がらせの程度は弱くなっており、そうしたNGOが身の安全に対する脅威に直面するリスクは低い。DFATの評価としては、全体的にほとんどのNGOが自由に活動できる。

内部告発者

3.125 汚職を暴露した人々は時々、公務員を含め、暴露された人々やそのネットワークから脅迫、嫌がらせ、暴力を受けることがある。DFATの理解としては、高レベルの行為者、国家の代理人及び／又は影響力を持つ人々が関係する汚職活動の報告は、報告者自身や家族に対する報復の恐れから、とりわけ躊躇される。こうした状況での内部告発者は、政治家又は警察とのつながりがない限り、国家による保護をあまり頼りにできない。DFATは、複数の国家行為者が違法な砂採掘に関与していたとされるジャフナでの1人の内部告発者の事例を把握しているが、この例では内部告発者が告発を止めるよう警告され、それを拒否したところ、報告によると脅迫と襲撃を受けた。CID所属の複数の警察官が、当時の政府のメンバー（ラージャパクサ家を含む）が関係したとされる複数の殺害又は強制失踪という象徴的な事件を捜査していたために標的にされた。2人のCID捜査官、すなわち監察官のニシャンタ・シルヴァ（Nishantha Silva）とディレクターのシャニ・アベイエサカラ（Shani Abeyesakara）が、ゴーターバヤ・ラージャパクサが創設した大統領直属審問委員会（Presidential Commission of Inquiry）により、これらの事件における証拠のねつ造、偽造、不当拘束を理由として告発された。ニシャンタ・シルヴァはゴーターバヤの当選後にスイスで庇護を求め、受け入れられた。アベイエサカラは降格となり、2020年7月に裁判前拘禁され、2021年6月に保釈され、2023年8月に無罪放免となった。

3.126 新たな汚職防止法（*Anti-Corruption Act*）が2023年7月に採択され、同法では内部告発者の法的保護を成文化している。例として訴訟における黙秘権や、内部告発者が威嚇、嫌がらせ、傷害又は脅迫を受ける恐れがある場合における物理的保護が挙げられる。汚職防止法（2023年）では内部告発者を、汚職を暴露する情報の提供を理由とする民事上又は刑事上の賠償責任、報復又

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は他の形態の懲罰的措置からも保護する。

3.127 DFATの評価としては、有力な政治家、企業又は犯罪者の利益を暴露する内部告発者は威嚇や、潜在的に暴力に直面するリスクが中程度である。さらにDFATの評価としては、内部告発者はそうした状況に置かれると国家による保護をあまり受けられない。

メディアとジャーナリスト

3.128 憲法では言論と表現の自由を保障している。国境なき記者団（Reporters Without Borders）は2023年版の「世界報道自由指数（World Press Freedom Index）」の中でスリランカを180か国中135位に格付けし、これは前年からすると11位の格上げであった。スリランカは内戦中とその直後の期間、ジャーナリストにとって世界で最も危険な場所の1つと捉えられていた。政府に批判的であった複数の著名なジャーナリストが殺害された又は行方不明となり、それらについて本書公表時点で、説明責任が全く明確にされていなかった。以来、ジャーナリストにとっての状況は大幅に改善した。国境なき記者団及びジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）によると、1人のジャーナリスト又はメディア労働者が2009年以来の当人の仕事の結果としてスリランカで殺害されたことが確認済みである。

3.129 スリランカのメディア情勢は、高度に整理統合されている。国有報道機関が支配的である一方、最大手の民間メディアグループ（レイク・ハウス（Lake House））がスリランカの出版社の過半数を所有する。独立系メディアのコンテンツは限定的で、ほぼ完全に電子版である。国有と独立系の報道機関はシンハラ語、タミル語、英語で出版と放送を行う。報道評議会（Press Council）はマスメディア省（Ministry of Mass Media）に属し、報道部門を規制する。フェイク又は中傷的な新聞記事は報道評議会による調査に付され、場合によっては法的措置が取られる可能性がある。政府の推定によると4,000人のジャーナリストが、非常勤やフリーランスのジャーナリストを含め、スリランカの主流メディアで働いている。

3.130 ジャーナリストは公然と政府を批判するが、概して報復の心配はない。コロンボを拠点とする報道機関が最も自由度が高い環境で活動するが、地元情報筋によると、これは人権や政治家の私生活など、特定のトピックを避けるのが条件と考えられる。地元情報筋によると、北東部での人権（歴史的な人権侵害の嫌疑、失踪者、土地紛争、内戦関連の記念行事を含む）について報じるタミル族ジャーナリストは相変わらず嫌がらせを受けている。数人のジャーナリストがコロンボでアラガラヤ抗議運動を取材中に治安部隊によって拘禁及び／又は襲撃された。

3.131 地元情報筋がDFATに語ったところによると、北部での敏感な問題について報じたジャーナリストが当人の報道について、訪問又は電話を含め、尋問されるのは珍しくない。結果として、ジャーナリストは自己検閲することが多い。地元情報筋によると、北部におけるジャーナリストの空間は現政権下で若干改善してきたものの、やはり監視され続けている。地元情報筋によると、監視は現在、より繊細になり、私服警官による偵察や、コミュニティからの、関心の的となる人物の動向や私生活に関連する情報といった情報収集が含まれる。地元情報筋によると、北部のあるジャーナリストが軍の諜報機関から電話があった際にトーンを抑えるよう要求され、通話中、発信者は最近の、別段に開示されていないような当のジャーナリストの個人的な状況の変化にも言及した。

3.132 タミル族ジャーナリストは、バツィカロアを拠点とするジャーナリストのバラシingham クリシュマクマール（Balasingham Krishnakumar）やセルヴァクマール・ニランタン（Selvakumar Nilanthan）を含め、LTTEを支持し復活を追求したとの容疑で、コロンボ市内でのTIDによる尋問のため召喚されたことがある。ニランタンはフリーランスのジャーナリストであると同時にバツィカロア県ジャーナリスト協会（Batticaloa District Journalists Association）の書記も務め、アラガラヤ抗議運動について報じ、バツィカロアの地元行政府の汚職に関する報告を調査しており、2016年以来、TIDやCIDによる複数回の尋問を含め、繰り返し嫌がらせを受けてきた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

複数のNGOや人権擁護者によると、尋問の間、ニランタンは自身の収入源や、ソーシャルメディアのログインの詳細、電子メール、銀行口座について尋ねられた。

3.133 ソーシャルメディアプラットフォーム、特にフェイスブック（Facebook）は人気があり、幅広く利用されている。政府は周期的にソーシャルメディアプラットフォームへのアクセスをブロックし、例えば2022年4月のアラガラヤ抗議運動中（アクセスは16時間後に復旧した）や、2018年3月に仏教徒とイスラム教徒のコミュニティ間で衝突が起こった後（ヘイトスピーチの拡散を制限するためであったとされる。「イスラム教徒」参照）などがそうであった。2022年4月、警察はアヌルッダ・バンダラ（Anuruddha Bandara）という、フェイスブックの「Go Home Gota（ゴタよ、家に帰れ）」グループの管理人を、公衆の不安を引き起こしかねない材料を公表した容疑で逮捕した。バンダラは逮捕当日に保釈され、彼に対する訴訟は2022年6月に取り下げられた。

3.134 新たなオンライン安全法（*Online Safety Act*）（2024年）ではインターネット上のコンテンツを規制し、利用者の安全性を増進し、虚偽、悲惨、又は別段に有害とみなされるコンテンツに関する苦情を検討するオンライン安全委員会（*Online Safety Commission*）の創設を義務付けている。5人の委員からなるオンライン安全委員会はオンラインプラットフォームやインターネット上の行為者に影響を及ぼす規制及び指令を發布するとともに、不適合と評価するプラットフォームに罰金を科し、運用を停止させる又はアクセスをブロックする、幅広い権限を有することになる。同委員会から違法とみなされるコンテンツを投稿した人々は罰金及び5年以下の懲役に処せられる。政府によると、同法は児童虐待、データ盗難、オンライン詐欺、インターネット上での嫌がらせを含むサイバー犯罪と闘う目的で考案されている。同法の草案の合憲性について最高裁判所に異議を申し立てたことのある市民社会は、オンライン安全法（2024年）は表現の自由を制限することになるという懸念を表明した。アップル（Apple）、アマゾン（Amazon）、グーグル（Google）、メタ（Meta）、エックス（X、旧ツイッター（Twitter））がメンバーに連なるアジア・インターネット連合（*Asian Internet Coalition*）は新法を「役に立たない」と表現した。

3.135 DFATの評価としては、ジャーナリストは概して自由に活動でき、当局から不当に干渉されることもない。しかし、DFATの評価としては、敏感なトピック—例えば内戦関連のトピックなどを取り上げるジャーナリストは当局による監視や尋問という形での公職者による嫌がらせに直面するリスクが中程度である。

女性

3.136 憲法では性別を根拠とする差別を禁じている。ドメスティックバイオレンス防止法（*Prevention of Domestic Violence Act*）（2005年）ではドメスティックバイオレンスと強姦を刑事罰と規定しているが、夫婦間強姦は夫婦が合法的に別離している場合に限り犯罪に当たる。セクシャルハラスメントは5年以下の懲役に処せられる。セクシャルハラスメントの実行者は被害者に補償金を支払うよう命じられる場合もある。女性は民事及び刑事の法律の下で男性と同じ権利を有するが、一部のコミュニティでは、イスラム教徒コミュニティを含め、婚姻、離婚、子の監護権、相続を含む家庭事案が、男性に有利になりがちな個人慣例法によって律則される。

3.137 法定最低婚姻年齢は18歳であるが、イスラム教徒はイスラム個人法に従って、より低年齢で結婚できる（「イスラム教徒女性」参照）。児童婚が発生しているが、多くはない。地元情報筋がDFATに語ったところによると、児童婚はイスラム教徒コミュニティ内及び北部州の内戦の影響を最も受けた地域（例えばムライティブ）で最も頻発している。16歳未満の女子との性行為は法律の下で制定法上の強姦に相当するが、この規定は12歳以上の既婚のイスラム教徒女子には適用されない。強制結婚は北部ではまれである—発生する場合について、地元情報筋がDFATに語ったところによると、通常は女性が国外在住のタミル族の誰かと強制的に結婚させられる例が関係する。妊娠中絶は違法であるが、母親の命を救うことが目的の場合は例外である（他の理由だ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

と刑事犯罪に当たる)。

3.138 スリランカは産婦死亡率が低く、女性の学業成績が高い。大学卒業者は男性より女性が多い(女性の15.6%が第三期教育を受けているのに比べ、男性は8.7%である)。とは言え、女性はワーキングプアの過半数を占め、非公式経済(労働者の67%)や衣類・繊維部門の低賃金労働で占める割合も過剰である。全体的に、労働力における女性の参加(30.6%)は男性の参加(68.5%)と比べ著しく低く、家庭における女性の役割に関する保守的、男性支配的な社会規範(及びそれに付随する、女性を主たる介護者と捉え、男性を主たる稼ぎ手と捉えるジェンダーステレオタイプ)、無給の家事や介護者としての責任、それに手頃で上質な育児サービスの不足が、そうした問題に寄与する要因である。世界経済フォーラム(World Economic Forum)は2023年に公表した「世界ジェンダー格差報告書(Global Gender Gap Report)」の中で、経済的な参加と機会に関してスリランカを146か国中124位に格付け、不平等度が高いことを示した。IMFは女性の労働力参加の改善を、救済プログラムの条件の1つとして強調した。

3.139 スリランカの経済危機は女性に著しい影響を与え、例として性的/生殖的保健サービスの混乱、緊急産婦医療や避妊へのアクセスの阻害による影響が挙げられる。UNFPAによると、主産を予定している一部の女性が公立病院を訪れた際に出産に必要な手袋、刃物及び他の基本材料を供給するよう要求されたとのことである。地元情報筋によると、経済的苦難によって売春を余儀なくされた女性が増えた。

3.140 女性は積極的に政治に参加し、大統領や首相を含め、高レベルの政治的役職に就いてきた。シリマヴォ・バンダラナイケ(Sirimavo Bandaranaike)は1960年6月に選出された、世界初の女性首相であった。2017年に議会は地方レベルと州レベルの政府に女性が占める割合について25%の定足数を義務付ける法制を採択し、そして2018年にコロンボは初の女性市長を選出した。とは言え、経済と同様に、政治の世界でも女性が占める割合はひどく低い。本書公表時点で、女性は議会の議席に占める割合が6%足らずで、ウィクラマシンハ政権では女性閣僚が1人だけである(野生生物・森林保全担当大臣(Minister of Wildlife and Forest Conservation)と灌漑担当大臣(Minister of Irrigation)を兼務するパヴィトウラ・デヴィ・ワンニアラッチ(Pavithra Devi Wanniarachchi))。女性は1948年の独立以来、投票権を有している。

3.141 2023年3月、ウィクラマシンハ大統領はジェンダー平等と女性の権限付与に関する国策を開始した。この政策には、女性のための平等な権利の促進と、女性の労働力参加の増進に向けた、「ジェンダー平等法案(Gender Equality Bill)」を含む多数の法案が含まれる。同月、スリランカは初の「女性、平和、安全保障に関する国家行動計画(National Action Plan on Women, Peace and Security)」を採択した。本書公表時点で、独立的な「全国女性委員会(National Women's Commission)」及び女性の権利とジェンダー平等を促進するオンブズウーマン制度の創設が検討中であった。

3.142 女性に対するジェンダーベースの暴力(GBV)がまん延しており、2019年に実施されたある調査の結果、スリランカ女性が4人に1人の割合で15歳以降に身体的及び/又は性的暴力を経験していたことが分かった。GBVは家庭環境で最も発生しやすく、典型的に近親者による暴力が多い。ドメスティックバイオレンスの被害者は12か月間の保護命令を得ることができるが、地元情報筋がDFATに語ったところによると、ほとんどは報告されずに済まされてしまう。実行者からの報復の心配、不名誉、それに社会文化的規範(それによって家庭争議は秘匿を期待される)を背景に、女性は警察に報告し支援を求めることを思いとどまってしまう。地元情報筋によると、ドメスティックバイオレンスは全国規模の問題であり、特定の地域又はコミュニティに特有の問題ではない。地元情報筋によると、ドメスティックバイオレンスの発生率がここ3年で増大しており、これは経済危機やコロナ禍でのロックダウンに起因する所得損失や経済的圧力(及びそれらに伴うアルコールと薬物の乱用の増加)と一致する。

3.143 地元情報筋によると、女性に対するセクシャルハラスメントや性的暴力(性的虐待を含

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

む) が、特に公共交通機関でまん延している。報告によるとまん延度はここ2年間で高まっており、未成年の(多くの場合近親相姦による)妊娠が懸念として増大している。地元情報筋によると、セクシャルハラスメントや性的暴力の被害者は、警察に報告する又は医療支援を求めることを躊躇し、これは不名誉の感情、社会的汚名を着せられるリスク、そして経験が幅広く知れ渡ってしまった場合に結婚できなくなるという不安が原因である。

3.144 GBVやセクシャルハラスメントの被害者向けの支援サービスを利用できるが、経済崩壊に伴って公的資金拠出レベルが低下した。地区事務局に属する女性課(Women's Unit)と児童課(Children's Unit)が、カウンセリングと社会経済的支援のサービスを被害者に提供する。政府も全国女性委員会(女性・児童問題・社会的権限付与省(Ministry of Women, Child Affairs and Social Empowerment)の一部)に属する係官を通じて法的扶助とカウンセリングを提供する。女性は公立病院や警察署に設けられた女性専用デスクにハラスメントや虐待を報告できる。スリランカ警察の児童・女性虐待局(Children and Women Abuse Bureau)は全国各地の45か所の警察署に1,500人の係官を配属し、国外の法執行機関から能力強化支援を受けている。地元情報筋によると、同局は過重労働に加えリソース不足のため、遠隔地域の施設やカウンセリングが標準に満たないことが多い。女性は全国女性委員会が運営する24時間対応のヘルプラインを通じて申立てを届け出ることにもできる。2021年の1月から6月にかけて(データを入手可能な最新の期間)、このヘルプラインに女性に対する暴力、セクシャルハラスメント又は差別の申立てが2,157件寄せられた(ほとんど-1,461件-がドメスティックバイオレンス関連)。様々なNGOも同様に、法務、カウンセリング、心理社会的支援を含む支援サービスを提供する。最も有名なNGOの1つ、ウィミン・イン・ニード(Women In Need)は24時間緊急ヘルプラインを運営し、シンハラ語、タミル語、英語で対応する。ウィミン・イン・ニードは、女性が暴力を受けたことを報告してきた場合に警察に注意を喚起し、法的扶助を提供し、複数の女性避難所を運営している。

3.145 政府や様々なNGOが運営する女性避難所は、GBV被害者向けに一時的な宿泊、精神衛生ケア、カウンセリング、法的援助を提供する。スリランカには女性避難所が少なくとも11か所あり、例としてコロombo、ジャフナ、ムライティブ、バットィカロア、マタラ(Matara)(南部州)、ガンパハ(西部州)、アヌラダプラ(Anuradhapura)(北中部州)、モナラガラ(Monaragala)(ウーワ州)、ラトナプラ(Ratnapura)(サバラガムワ州)が挙げられる。避難所を利用するには女性は裁判所命令を受けているか、あるいは警察又は病院からの照会がなければならない。女性は避難所に最長6か月間滞在できる。子供を連れていてもよいが、期間に限られる(地元情報筋によると1か月間)。それとは別に、地元情報筋によると、18歳未満の女子は全国児童保護庁(National Child Protection Agency)がキリノッチなどで運営している隠れ家を利用できる。

3.146 地元情報筋によると、女性向けの支援サービスの利用可能性と認知度は改善してきた一方で、依然として不十分である。地元情報筋がDFATに語ったところによると、ドメスティックバイオレンスに対する**警察**や**司法機関**の対応は配慮を欠く場合がある。多くの場合、警察は申立てを真摯に受け取らず、性的暴行事件で証拠を集める訓練を十分に受けておらず、被害者は男性警察官からの共感不足を経験する可能性もある。訴訟に持ち込んでも執行猶予付きの判決となることが多い。

3.147 DFATの評価としては、女性は概して公的差別に直面するリスクは低く、またドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、性的暴行を含め、GBVに直面するリスクは中程度である。国家による保護機構と支援サービスを利用できる一方、それらは不十分で、許容力不足である。女性は国家による保護を受けたい場合に著しい文化的/制度的な障壁にも直面する。北部と東部での女性の経験に関する特異的な評価については下記を参照のこと。

北部と東部における女性の状況

3.148 北東部では数千人もの女性が内戦中に夫や他の家族を失った。LTTEに積極的に参加した者

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

もいれば、強制徴用された者もいた（LTTEには女性だけの軍事部門もあった）。2011年の国連事務総長直属の専門家パネル（Panel of Experts）及び2015年のOISLは、内戦当時のタミル族女性に対する戦争犯罪に相当すると予想された性的暴力の嫌疑の概要をまとめた。DFATは、2009年と2010年に拘禁キャンプに収容されたり、軍が運営する更生施設に収容された元LTTE女性メンバーに対する性的暴力の報告について、信ぴょう性があると捉えている。地元情報筋によると、軍人による女性へのセクシャルハラスメントは内戦終結直後の期間に北部で発生していたことが知られているが、現在はまれである。

3.149 支援サービスは北東部で女性が利用できる。国内の他地域と同様に、地区事務局に女性課と児童課があり、カウンセリング及び他の支援サービスをGBV被害者に提供する（本書公表時点で35の課が北東部で業務を行っていた）。同様に、スリランカ警察の児童・女性虐待局もタミル族が多数派を占める区域に駐在している。バツィカロア教育病院（バツィカロアの主要な公立病院）にはGBVケア施設がある。様々なNGOも、避難所の運営を含め、活発に取り組んでいる。地元情報筋がDFATに語ったところによると、現在、北部州に避難所が3か所あり（ジャフナ、ムライティブ、キリノッチ）、4か所目も設置予定である（マナー）。バツィカロアに女性避難所が1つある（ウィミン・イン・ニードが管理）。地元情報筋がDFATに語ったところによると、東部州での女性向けの支援サービスは良い意味でコロomboでのサービスと同等で、場合によってはコロomboより優れている。

3.150 北東部でタミル語を話す女性がGBVに見舞われた場合、国家による保護を求める際に言葉が障壁となる－ほとんどの警察官がシンハラ族で、タミル語を話さない。地元情報筋によると、警察署の女性警察官不足、（夫に報告した場合の）コミュニティの認知や社会的汚名に関する不安が、女性が警察への相談を躊躇する要因になり得る。地元情報筋がDFATに語ったところによると、事件が報告された場合、女性は警察から、帰宅して夫と一緒に問題を解決するよう促され、再び被害に遭うリスクを負ってしまうこともある。

3.151 地元のタミル族情報筋によると、女性の元LTTE戦闘員はタミル族コミュニティ内での地位が低い。多くは市民安全保障部（Civil Security Department）（市民防衛隊（Civil Defence Force）としても知られ、国防省が管理する補助部隊である）の一部として軍が運営する農場で働いている。地元のタミル族情報筋がDFATに語ったところによると、軍が運営する農場で働く女性の元LTTE戦闘員は割と給与が高く、これらの女性は軍隊への情報提供者の役割も果たし、コミュニティにおける疑惑を伝達するという「言外の合意」が存在する。女性の元LTTE戦闘員が内戦中に性的暴力を受けていたというコミュニティの認知は、彼女らの結婚を妨げる要因になり得る。

3.152 スリランカ国内の他地域と同様に（「女性」参照）、北東部でも女性向けの国家による保護／支援サービスが存在する一方、DFATの評価としては、それらのサービスは概して不十分で、許容力が足りず、言葉の壁に起因する例を含めて利用が難しい場合もある。またDFATの評価としては、女性の元LTTE戦闘員は、強制徴用であったか否かを問わず、社会的差別に直面するリスクも中程度であるが公職者による嫌がらせに直面するリスクは低く、特に市民安全保障部で働いている場合がそうである。

女性世帯主世帯

3.153 内戦中に多数の男性が死亡及び失踪した結果、スリランカには著しい数の女性世帯主世帯が残った。4分の1近くの世帯が女性世帯主世帯で、ほとんどが北東部に集中する。女性世帯主世帯は未婚者と離婚者が含まれる場合もある。

3.154 女性世帯主世帯は貧困や性的搾取に見舞われやすい。多くは負債を抱え、小規模金融業者から高金利融資を受けている。女性世帯主世帯の雇用条件と全般的な生活の質は経済危機に伴って減退し、また女性世帯主世帯は食糧不安に陥る可能性がより高い。米国国務省によると、数人の女性が、行方不明の夫に関する情報又は政府のサービスや給付と引き換えに公職者から性的

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

接待を要求されたと報告した。

3.155 政府及び様々なNGOが、女性世帯主世帯向けに生計面、住宅供給面、心理社会面での支援を提供するが、地元情報筋によると、それらのサービスは最小限で、概して不十分である。子供がいれば、少額ではあるが月々の政府給付を受ける資格を与えられ、基本は500スリランカルピー（約2.30豪ドル）で、子供の人数に応じて増える。本書公表時点で、政府は女性世帯主世帯特有のぜい弱性をより明確にし、支援戦略を策定するための「女性世帯主世帯に関する国家行動計画（National Action Plan on Women Headed Households）」（2019年に策定）を更新中であった。

3.156 スリランカでは現在、過去の数世代と比べ離婚が増加しており、特にコロンボなどの第大都市圏や中流階級がそうである。離婚は農村部や、より宗教色の強いコミュニティではさほど多くなく、これは姿勢がより保守的で、社会的汚名を着せられる可能性が高いことが背景にある。離婚を成立させるための法的手続は長い期間を要し（地元情報筋によると最長10年）、制限が厳しい。現在、離婚を成立させるには、申請者は次に挙げる根拠のうち1つを裁判所で証明しなければならない：（1）配偶者による不貞、（2）悪意のある遺棄、又は（3）婚姻時点での性的無能。離婚とは別に、婚姻時点で配偶者の片方又は両方が18歳未満であった場合も婚姻が無効になり得る。配偶者は正式に婚姻を解消せずに別居を要求することもできる。本書公表時点で、離婚をより行いやすくするための立法プロセスが進行中であったが、例として、提案された婚姻事件法（*Matrimonial Causes Act*）を通じた手続が挙げられ、これは採択された場合、離婚の「無過失を基本とする」原則を認識し、その結果、申請者の負担が軽くなると想定される。この原則の下、裁判所は、理由が何であれ婚姻が取り返しのつかないほど破綻しており、両当事者が婚姻を平和的に継続することは不可能である、と判断すれば、離婚を認めることができる。一方、提案された外国離婚判決認識法（*Recognition of Foreign Divorce Judgments Act*）では、国外の裁判所で認められた離婚をスリランカで受け入れることになる。

3.157 地元情報筋によると、独身女性はある種の社会的汚名を着せられる。伝統的な姿勢では、女性は一定の年齢までに結婚して子を産むべきであると決めつけ、こうした社会的期待に一選択による場合を含め一応えられない女性は非難を浴びせられる。しかし、地元情報筋がDFATに語ったところによると、独身女性は都市部や村で十分な生活を送ることができる場合が多く、彼女らは大抵、家庭ネットワークを拡大しており、家族—高齢者、甥／姪を含む—を支える能力を高く評価される。

3.158 DFATの評価としては、女性世帯主世帯は公的又は社会的な差別に直面するリスクは概して低い。より広義に女性全般と同様に、女性世帯主世帯はセクシャルハラスメントや性的暴行を含め、GBVに直面するリスクが中程度である。当局は家族がLTTEとつながっていると疑われる女性世帯主世帯を監視する可能性がある。DFATの評価としては、独身女性は公的又は社会的な差別に直面するリスクは低い。

イスラム教徒女性

3.159 イスラム教徒コミュニティにおける婚姻は、イスラム教徒婚姻・離婚法（1951年）（MMDA）によって律則される。MMDAはイスラム法に由来し、イスラム教徒に限り適用される。憲法ではMMDA及び成文化されていない慣習法の有効性を、たとえ基本的権利と合致しない場合でも認めている。クアジとして知られる裁判所制度によってMMDAが施行される。MMDAに従って、男性のみクアジに就任できる（正式な法務研修を必要としない）。クアジによる裁定は概して男性に有利である。

3.160 地元のイスラム教徒情報筋によると、MMDAはイスラム教徒女性に対して非常に差別的である。MMDAでは一夫多妻制を認め、12歳という幼い女子の婚姻を認め、女性の同意のない婚姻登録を認め、女性がクアジに就任することを禁じている。MMDAの見直しと改革に向けた政府の取組は、18歳を最低婚姻年齢とすること、一夫多妻制の禁止、クアジメンバーの最低学歴要件の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

導入、女性のクアジ就任の許可を含め、長年に及んでいるが、イスラム教徒MPからの反対を含め、引き続き反対に直面している。本書公表時点でMMDAは改革が進んでいないままであった。MMDA改革や、イスラム教徒女性の他の権利を唱道するイスラム教徒女性は、イスラム教徒コミュニティの指導者や他のメンバーから嫌がらせやいじめを受けている。

3.161 MMDAでは夫婦間強姦を認識せず、またクアジ裁判所制度にはドメスティックバイオレンス事件における裁判権がない。地元のイスラム教徒情報筋がDFATに語ったところによると、クアジは大抵、イスラム教徒女性に対し、ドメスティックバイオレンスに耐え、夫の元へ戻るよう要求する。地元情報筋によると、この点でクアジの考え方は警察よりひどいとまでは言わずとも、警察と同じである。イスラム教徒女性はドメスティックバイオレンスに防止法（2005年）の下で救済を求めることができる。しかし実際にはそうしない人が多い。イスラム教徒属人法改革行動グループ（Muslim Personal Law Reforms Action Group）によると、他の女性集団と比べ、ドメスティックバイオレンスへの介入措置として保護命令を求めるイスラム教徒女性は更に少ない。

3.162 地元情報筋によると、2019年4月の復活祭の日曜日に起こったテロ攻撃後の大規模なイスラム教徒男性の拘禁の結果、イスラム教徒の女性世帯主世帯の集団が生じた。地元情報筋によると、イスラム教徒女性はほとんどが労働力に参加していない。夫がいない状況で、報告によると一部は子供に学校を辞めさせ、極端な場合には生き残るために売春に従事させた。

3.163 女性器切除（FGM、スリランカでは「スンナット（Sunnat）」又は「カトナ（Khatna）」としても知られる）はイスラム教徒コミュニティ内で行われていることが知られている。米国国務省によると、この慣行は特に、小規模なダウッディ・ボーラのコミュニティでまん延しており、義務的儀式と捉えられている。2018年、保健省は医療実務者による女性器切除の実施を禁ずる回覧状を発付したが、まだ刑事罰化はされていない。地元情報筋によると、女性器切除は典型的に、医療専門家ではなく年長のイスラム教徒女性によって行われる。

3.164 DFATの評価としては、イスラム教徒女性は、現在制定されているとおりのMMDAを理由に、個人的地位との関連で公的差別に直面するリスクが高い。平等な権利を唱道するイスラム教徒女性は、イスラム教徒コミュニティ内からの社会的差別に直面するリスクが中程度である。DFATの評価としては、MMDAでは女性を夫婦間強姦から保護する規定がない。イスラム教徒女性、特にダウッディ・ボーラのコミュニティに属する女性はFGMに直面するリスクが高い。

性的指向とジェンダー同一性

3.165 同性同士の性行為は、たとえ合意の上でも違法である。憲法には性的指向の自由を保護する規定がなく、性的指向、ジェンダー同一性又はジェンダー表現を根拠とする差別を防止する法律も存在しない。

3.166 刑法（1885年）の下、「自然の秩序に反する性交」（第365条）及び「他人との甚だしいわいせつ行為」（第365A条）への関与は刑事犯罪である。これらの規定は一般的に、同性同士の性行為に適用され、10年以下の懲役に処せられ得ると理解されている。第399条（「なりすましによる不正行為」）及び放浪罪条例（*Vagrants Ordinance*）（1841年）では公の場での徘徊する者を拘禁する権限を警察に与えており、これらの法令もレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、同性愛者、インターセックス又はエイセクシャル（LGBTQIA+）のコミュニティに属する人々に対して使用されていることが知られている。現在、これらの法律は実際には概して執行されていない。

3.167 イコール・グラウンド（Equal Ground）という地元NGOの推定によると、2021年に人口の最大12%がLGBTQIA+として特定された。この調査では、LGBTQIA+の人々の住民に占める割合が最も高いのは北西部州と北中部州であることが分かった。西部州（コロンボが所在する州）はLGBTQIA+の人々の数がスリランカで最も多い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.168 近年ではLGBTQIA+コミュニティに関して肯定的に進展している。同性同士の関係を非犯罪化する法案が2022年8月に導入され、2023年3月に議会での検討事項として官報で発表された。最高裁判所は2023年5月にこの法案の合憲性を追認した。ウィクラマシンハ大統領は、自分の政権はこの法案に反対しない意向であると述べ、同時に、合意の上での同性同士の性交との関連で刑法規定を執行しないと誓約した。ジェンダー平等と女性への権限付与に関する国策が2023年3月に立ち上げられ、この政策にはトランスジェンダーコミュニティと多様なジェンダー同一性の漸進的な考慮が含まれる。2022年、スリランカ警察はLGBTQIA+コミュニティに対する、より慎重な相互交流及び警察活動を目標に取り組む、専任の副監察長官（Deputy Inspector General）を任命した。このプロセスの一環として、スリランカ警察は、トランスジェンダーコミュニティに対する非差別的な警察活動に関する、非拘束的ガイドラインを警察署宛てに発行した。2021年8月、精神衛生と精神医学に関する主要な医学関連機関であるスリランカ精神科医カレッジ（Sri Lanka College of Psychiatrists）は、同性愛を精神病とみなさないと宣言し、同性愛の非犯罪化を呼び掛けた。

3.169 地元情報筋によると、同性同士の関係に対するコミュニティの姿勢は漸進的な形でゆっくりと変遷しつつあり、特にコロomboなど大都市圏がそうである。教養のある都会のスリランカ人ほど寛容で、このプロファイルに該当し、高所得層と中所得層の間を行き来する人々は、自分達の性的傾向に関して、より開放的と考えられる。地元情報筋がDFATに語ったところによると、彼らは現在、LGBTQIA+問題について以前よりも公然と話せるようになり、LGBTQIA+関連行事を企画する自由度が向上した。地元情報筋によると、LGBTQIA+コミュニティが直面するリスクのレベルは地域差があり、リスクは、より活発なコミュニティと支援ネットワークのある大都市圏で最も低いと認知されている。コロomboは最もリベラルで進歩的と捉えられており、LGBTQIA+コミュニティのメンバーはコロomboに引っ越すことで知られている。コロomboのLGBTQIA+コミュニティは毎年、プライド活動を開催する（「コロombo・プライド（Colombo Pride）」）。プライドマーチは2022年にコロomboで初めて開催され、2023年に再び開催された。プライドマーチはジャフナでも2022年と2023年に開催された。地元情報筋によると、東部ではLGBTQIA+コミュニティが成長しており、人々は10年前よりも自分の性的傾向について開放的になっているが、北部ではさほどでもない。とは言え、LGBTQIA+コミュニティに対する全体的な姿勢は依然として敵対的で、特に農村部や、イスラム教徒の間ではそうである。

3.170 地元情報筋がDFATに語ったところによると、執行されることはまれであるが、警察はLGBTQIA+コミュニティのメンバーに対し、金銭又は性的接待の要求を含め、嫌がらせをする目的で、法律の下で逮捕脅迫を用いる。ジャフナでは、同性カップルが公の場で手をつないでいると、同じような形で嫌がらせを受ける可能性がある。LGBTQIA+コミュニティのメンバーに対する嫌がらせが発生しても、総じて報告されずに済まされる。被害者は身の安全に関する懸念や、自分の性的指向に関心を引くことへの躊躇を背景に、申立てを届けることを恐れる。ブリッジ・トゥ・イクオリティ（Bridge to Equality）というNGOが文書にまとめた、2021年8月から2023年3月にかけて起こったLGBTQIA+コミュニティに対する人権侵害235件のうち、160件が警察に報告されていなかった。侵害の申立てのほとんど（96件）が警察自体に関係していた。

3.171 地元情報筋によると、LGBTQIA+コミュニティのメンバーは脅迫、家族からの身体的及び／又は言葉での虐待に直面し、また強制的に異性間結婚させられる場合もある。地元情報筋がDFATに語ったところによると、LGBTQIA+コミュニティのメンバーは家族からの嫌がらせや虐待を避けるために自分の性同一性を隠す、又は家を離れる。過去に例のない裁定の中で、2022年8月、コロombo市内の裁判所があるレズビアン女性について、性的指向を理由に彼女に虐待を加えていた両親から彼女を保護する仮命令を付与した。「転換療法」がスリランカでは許可されており、一部の家庭はLGBTQIA+の家族について強制的に、専門の営利施設で、又は魔術師を通じて治療的処置を受けさせようとするのが知られている。

3.172 地元情報筋によると、トランスジェンダーの人々や公言しているゲイ及びレズビアンの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人々は職場、教育、医療の場で差別やいじめに遭う。イコール・グラウンドが2021年に実施した調査の回答者の10%が、性的指向やジェンダー同一性を理由に雇用を拒否されたと回答し、12%が職場、教育又は自宅から強制排除されたと回答した。この調査のデータは、職場での差別が民間部門ではさほどまん延していないことを示唆した。回答者の6%は、医療処置を拒否されたと回答した。ブリッジ・トゥ・イクオリティが文書にまとめた、2021年8月から2023年3月にかけて起こったLGBTQIA+コミュニティに対する人権侵害235件のうち、64件が医療従事者に関係していた（警察に次いで2番目に多い）。ブリッジ・トゥ・イクオリティが実施した調査によると、LGBTQIA+コミュニティのメンバーは、報告対象期間中に、強制的な肛門及び膣の検査や同性愛者嫌悪的な中傷を含め、医務官及び他の病院職員による身体的、性的及び言葉での嫌がらせを受けていた。スリランカの「全国ジェンダー平等・女性権限付与政策（National Gender Equality and Women's Empowerment Policy）（2023年から2033年までの政策で、2023年3月に採択）によると、LGBTQIA+コミュニティのメンバーは医療へのアクセスを回避又は延期する、不適切又は同性愛者やトランス女性と比べ劣るケアを受けることが多く、また医療現場で秘密が守られる状態で治療を受けられない場合もある。結果として、LGBTQIA+コミュニティのメンバーの多くが、可能であれば、自分の性的指向を隠すことに努める（トランス男性とトランス女性はあまりそうすることができない）。地元情報筋によると、ゲイとレズビアン人のタミル族は概して自分の性的傾向を明かさず、それは家族からの排斥や社会的差別が危惧されるからである。

3.173 以前より目にする頻度が高くなっている範囲で、トランスジェンダーの人々、特にトランス女性が直面するリスクは、より深刻である。ブリッジ・トゥ・イクオリティが報告した2021年8月から2023年3月にかけて起こった人権侵害235件のうち、87件がトランス女性に関係していた。地元情報筋によると、トランス女性が家族に殴打される、又は一般市民から身体的攻撃、言葉での虐待、性的暴力を受けるのはよくあることであった。そうしたリスクは、報告によるとジャフナやバットикаロアではより顕著で、コロンボではやや低めであった。トランスジェンダー児童に対する差別、暴力、いじめが報告によると学校でよく起こり、学業を全うできない児童が多い。雇用主はトランスジェンダーの人々を雇いたがらない場合があり、またDFATは、トランスジェンダーの人々がジェンダー同一性を理由に解雇されたという話を複数承知している。トランスジェンダーの人々はおおむね医療を受けることができる一方、医療従事者からの嫌がらせや批判的なコメントを受けることが多い。保健省はトランスジェンダーコミュニティ向けに専門的精神医学サービスを提供する。

3.174 2016年、保健省はジェンダー認識証明書（Gender Recognition Certificate）制度を定め、これにより18歳以上の人々が法律上のジェンダーを変更したり、NICを含む政府発行の身分証明書を修正できるようになった。法律上のジェンダーの変更プロセスは報告によると面倒である。国際レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランス・インターセックス協会（International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association）によると、ジェンダー認識証明書を請求する人々は医療専門家による精神医学的評価を受け、国際疾患分類（International Classification of Disease）に基づいて「トランスセクシャリズム」と診断され、ホルモン治療と外科治療を受けなければならない。地元情報筋がDFATに語ったところによると、ホルモン治療と性別適合手術のサービスはまれな上に多額の費用を要する。彼らによると、たとえ患者が成人でも、性別適合手術を受けるには病院から親の同意を要求され、それがアクセスに対する障壁になっている。多くの人々が手術のためにインドへ行ったとのことである。術後ケアはスリランカで受けることができたが、不十分であった。2023年6月に地元情報筋が報告したところによると、トランス男性が必要とする注射は受けられない状況である。

3.175 地元情報筋がDFATに語ったところによると、レズビアンとバイセクシャルの女性は特に農村部で、伝統的な家族の期待や価値観を背景に、自分の性的傾向を打ち明けることができないという付加的な困難に直面する。地元情報筋がDFATに語ったところによると一家父長制社会としてのスリランカでは女性であること自体が困難を伴うものであり、レズビアンであることの困

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

難はなおさら大きい。報告によるとレズビアン女性は異性間結婚するよう家族から圧力を受け、スリランカ在住のほとんどの女性と同様に、公共交通機関を含め、公の場での嫌がらせに直面する。

3.176 LGBTQIA+コミュニティにはいくつかの支援機構があるものの、全体的に限られており、都市部に集中している。少数の地元NGOが、唱道又はサービス提供を通じてLGBTQIA+の権利を支援している。最も有名なイコール・グラウンドはコロンボを拠点とし、LGBTQIA+コミュニティのメンバーに法的扶助や精神衛生カウンセリングを提供する。シンハラ語、タミル語、英語で利用できるヘルプラインも運営しており、レズビアン女性とトランスジェンダーの人々向けの別々のラインも含まれる。2021年時点で、イコール・グラウンドはスリランカの25県のうち18県と、全国各地の50余りの町や村で活動していた。国内に1か所、LGBTQIA+の避難所が（コロンボに）ある。女性避難所はトランス女性を受け入れてくれない。

3.177 DFATの評価としては、公言しているゲイやレズビアンの人々は公職者による嫌がらせに直面するリスクが中程度で、また社会的暴力を含め、社会的差別に直面するリスクも中程度である。DFATの評価としては、嫌がらせや差別のレベルと頻度は当人の社会経済的地位、宗教、地理的所在地次第で異なる場合がある。DFATの評価としては、トランスジェンダーの人々トランス女性又はトランス男性—はゲイの男性やレズビアン女性よりも公職者による嫌がらせや社会的差別に直面する場合のレベルが高く、また社会的暴力に直面するリスクは中程度である。LGBTQIA+コミュニティ向けに国家による保護機構は存在するものの、DFATの評価としては、実際のところ概してアクセス可能、平等、効果的又は保護的ではない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4. 補完的保護の申立て

恣意的な生命剥奪

4.1 国連によるOISLの報告書—2002年から2011年までが対象—では、場合によっては戦争犯罪や人道に対する罪に相当する可能性のある重大な人権侵害が、スリランカの内戦中、特に北東部のタミル族が多数派を占める区域で行われたと考えられる、と認めた。考えられる侵害の例として、超法規的殺害、強制失踪、身代金目的の誘拐が挙げられる。同報告書ではこれらの原因は主として国家部隊、LTTE及び民兵組織にあるとした。超法規的殺害、強制失踪、身代金目的の誘拐は、現実の又は認知された元LTTEメンバーが関係する事件を含め、今ではあまり起こらなくなっている。内戦中にそうした侵害を実行したとして妥当に告発された人々に関しては、刑事免責の文化が存在する（「調停」参照）。国連や他の人々から人権侵害に加担したと報告された人物が複数、本書公表時点で影響力のある地位に就いていた。

超法規的殺害

4.2 国家部隊による超法規的殺害の発生は、内戦とその終結直後の期間以来、著しく減少してきた。現在、国家部隊による超法規的殺害の被害者のほとんどは、警察との衝突時に殺害された組織犯罪集団の構成員である。そうした殺害が発生した場合、警察は通常、自己防衛行動であった、又は犯罪容疑者の逃亡を制止しようとしていたと主張する。地元のタミル族情報筋によると、こうした状況での超法規的殺害は主に南部で発生している。HRCSLは2020年1月から2023年8月までの期間における警察が関係した「出会い頭の死亡」を13件記録し、これに2023年の前半に発生した2件の死亡が含まれる。2023年12月、HRCSLは留置場での死亡及び出会い頭の死亡の防止に関するスリランカ警察宛てのガイドラインと勧告の草案を發布した。

4.3 世間の注目を集めた多数の歴史的な超法規的殺害事例は、ジャーナリストのラサンタ・ウィクラマトウンゲ（Lasantha Wickrematunge）やラグビー選手のワシム・タジュディーン（Wasim Thajudeen）を含め、ただしこれらに限らず、本書公表時点で未解決のままであった。2020年3月、当時のゴーターバヤ・ラージャパクサ大統領は、2000年に北部州でタミル族の民間人8人（児童4人を含む）の殺害により2015年に死刑判決を受けたスニル・ラトナヤケ（Sunil Ratnayake）曹長（Staff Sergeant）を赦免した。

4.4 アラガラヤ抗議運動を背景に、治安部隊によるものを含め、多数の死亡が報告された。2022年4月、警察は4人の警察官—上級警視1人を含む—を、抗議者への発砲（抗議者1人が殺害された）を理由に逮捕した。2022年7月、薬物使用者の治療に使用される北中部州のカンダカドゥ更生センター（Kandakadu Rehabilitation Centre）という施設の入所者1人の死亡との関連で、4人の軍隊員が逮捕された（軍人は当時、同センターでカウンセラーとして勤務していた）（「恣意的な逮捕及び拘禁」も参照のこと）。

4.5 DFATの評価としては、組織犯罪集団構成員ではない普通のスリランカ人が治安部隊の手で超法規的に殺害されるリスクは低い。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

強制又は非自発的な失踪

4.6 公式データはないが、スリランカにおける行方不明者又は失踪者の数は、世界で最も多い部類に属すると考えられている。ほとんどの失踪が内戦を背景に発生しており、LTTEのメンバー又は認知された支持者が関係している。2018年のOMPによる推定によると、1983年以来少なくとも20,000人が説明もなく失踪し、依然行方不明である。2023年8月時点で、OMPは15,000人分の案件を抱えていた。少数の失踪が、国外移住した人々に関連する。行方不明又は失踪したとされる人々は、死亡したものと想定される。

4.7 マークが付いていない白いバンを使用した体系的な誘拐（「白色バン失踪」）は、当人がその後全く再び目撃されないという強制失踪につながる 경우가多く、内戦中とその直後の期間に発生していた。DFATの理解としては、白色バン失踪は2015年以来発生していない。

4.8 2016年5月、スリランカは「強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約（International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance）」を批准した。議会は同条約を施行し強制失踪を刑事罰化するための国内法制（強制失踪法）を2018年3月に可決した。2016年8月、議会はOMPを創設し、これは内戦中及びその他、1970年代と1980年代に発生したマルクス主義者反乱などの政情不安又は市民生活の混乱の期間における行方不明者又は失踪者—強制的性質を帯びた失踪を含む—の結末と消息を明確にするためであった。OMPは2017年9月から活動しているが、これまでのところ進歩は限定的である（「調停」参照）。

4.9 2021年9月、ITJPは2019年11月以来の治安部隊による北東部でのタミル族の誘拐、拷問、強姦の事例15件の詳細を報告し、これらは報告によるとLTTE関連の記念行事又は抗議活動への参加、あるいは国外からの資金受領が理由である。同報告書の公表時点で、問題とされた人々は英国での保護を求めていた（「拷問」も参照のこと）。強制又は非自発的な失踪に関する国連作業部会（UN Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances）は2020年5月から2021年5月までの期間における強制失踪の報告を全く受けなかった。2022年には国家当局又は国家当局の代理人による強制失踪の報告がなかった。

4.10 地元のタミル族情報筋がDFATに語ったところによると、彼らは国家が認めた強制失踪事件の最近の例を把握しておらず、ジャフナやバットィカロアでもそうした例はなかった。

4.11 DFATの評価としては、北東部を含め、強制失踪のリスクは低い。

留置場での死亡

4.12 刑務所局（Department of Prisons）によると、2022年に囚人130人が死亡し、2021年の147人と比べ減少した。ほとんどが自然死であった。HRCSLは、2020年11月に公表したスリランカの刑務所に関する調査の中で、「囚人や刑務官が実行し、最終的に死亡の原因となった暴力」の事例について、薬物離脱症状又は精神障害に苦しむ受刑者が関係するケースが多いと認めた。またHRCSLは、医療処置へのアクセスの制限及び／又は遅延に起因する複数の受刑者死亡事例も認めた。2020年11月、ガンパハ県（西部州）内のマハラ（Mahara）刑務所の複数の守衛が、新型コロナウイルス発生をめぐるパニックがきっかけで暴動を起こした複数の囚人に発砲し、11人が死亡した。2022年6月、ポロンナルワ県（北中部州）にあり薬物使用者の治療に使用されるカンダカドゥ更生センターで入所者1人が死亡した（「恣意的な逮捕及び拘禁」参照）。検視の結果、死因は鈍器外傷とされた。

4.13 警察留置場での死亡は発生し得るが、頻繁ではない。政府によると、2021年の1月から11月にかけて9人が警察留置場で死亡した。HRCSLは、2020年1月から2023年までの期間における警察留置場での死亡24件を記録し、これに2023年前半の死亡6件が含まれる。DFATは、2023年後半に犯罪容疑者が警察留置場で死亡した事例を少なくとも2件把握している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.14 留置場での不審死の責任は場合によっては立証可能であるが、必ずしもそうとは限らない。2021年の1月から11月にかけて政府が報告した警察留置場での死亡9件との関連で、警察官2人が起訴され、7人が懲罰措置を受けた。2023年5月にウェリカダ (Welikada) (コロンボ市内) で女性1人が留置場で死亡した事件との関連で、複数の警察官が停職処分となった(報告によるとこの女性は殴打された)。2022年6月にカンダカドゥ更生センターで発生した死亡との関連で、4人のカウンセラー(全員軍人)が逮捕された。2022年1月、コロンボ市内の高等裁判所は元刑務所長官(Prisons Commissioner)のエミル・ランジャン・ラマヘワ(Emil Ranjan Lamahewa)に対し、2012年11月にウェリカダ刑務所で発生し受刑者27人が死亡した暴動を理由として死刑を言い渡したが、この事件の第一被告人のネオマル・ランガジーワ(Neomal Rangajeewa)警部補(Inspector of Police)は全ての罪状について無罪放免となった。

4.15 2023年2月、最高裁判所は警察監察長官(Inspector General of Police)に対し、警察留置場での死亡の防止に向けたガイドラインを策定、発布、施行するよう命じた。この命令は2008年に警察留置場で死亡したある男性の妻が届け出た基本的権利請願との関連であった。最高裁判所はさらに、国と関係者に対し、請願者へ別途補償金を支払うよう命じた。2023年12月、HRCSLは留置場での死亡及び出会い頭の死亡の防止に関するスリランカ警察宛でのガイドラインと勧告の草案を発布した。

死刑

4.16 スリランカは殺人と薬物取引について死刑を法律で規定し続けているが、実際には廃止論者であり、死刑執行に関して事実上の一時停止を遵守している。最後の処刑は1976年に実行された。処刑方法は絞首刑である。法律の下、死刑判決は全て自動的に上訴され、被告を弁護する法律扶助弁護士が任命される。死刑判決を執行するには大統領の承認が必要である。大統領は宗教行事や国にとって意義のある日を記念して死刑判決を終身刑に減刑する。刑法では18歳未満の者又は妊娠中の女性に死刑判決を下すことを禁じている。

4.17 刑務所局によると、2022年に47件の死刑判決が下された(ほとんどが殺人罪)。2022年に死刑を言い渡された者の過半数(28人)がシンハラ族であった。ちなみに、2021年に33件の死刑判決が下され、2020年は93件、2019年は144件であった。アムネスティ・インターナショナルによると、2022年12月時点で、1,000人余りの囚人が死刑囚であった。

4.18 2019年6月、当時のシリセーナ大統領は死刑執行再開を認可したが、最高裁判所で覆された。死刑判決は引き続き下されているが、頻度は低下しており、スリランカの長期間にわたる死刑一時停止はまだ続いている。ウィクラマシンハ大統領は、在任中は死刑を執行しないつもりであると述べた。

拷問

4.19 憲法及び他の法律において、拷問を禁じている。スリランカは1994年1月に「拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰の禁止に関する国連条約(UN Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)」を批准し、2017年12月に同条約の選択議定書に加盟した。PTA事件を除き、自白は法廷で証拠として認められない。拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰禁止条約法(Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment Act)(1994年)では拷問について、7年以上10年以下の懲役に処すると規定している(訴追と有罪判決は歴史的にほとんどない)。ウィクラマシンハ政権は拷問に対し、十分な証拠があれば全ての嫌疑を捜査し容疑者を訴追するという誓約を含め、不寛容のアプローチを明確に示した。拷問の嫌疑の捜査はスリランカ警察の特別捜査課(Special Investigation Unit)が実施し、法務長官局内の拷問実行犯訴追課

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(Prosecution of Torture Perpetrators Unit) が監視する。

4.20 様々な地元組織と国際組織が軍隊、諜報部隊、警察部隊が拷問を行ったと申し立てしており、そのほとんどが内戦直後の期間以降の、LTTEとのつながりをなすり付けられた人々が巻き込まれた嫌疑である。2015年のOISL報告書では「政府部隊が実行した内戦関連の拷問（中略）概してタミル族で、多くはPTAや緊急事態規制（Emergency Regulations）の下で（中略）政府が支配する区域で逮捕及び拘禁された」と認めた。OISLは、LTTEの降伏に続く内戦終結直後の期間における「スリランカ治安部隊による特に残虐な拷問の使用」を文書にまとめた。

4.21 2016年10月、HRCSLは国連拷問禁止委員会（UN Committee against Torture）へ報告書を提出し、それによると「拷問は習慣的性質を帯び（中略）国内全域で行われ、主に警察による拘禁に関連する」とのことであった。HRCSLは更に、警察は容疑者の罪状の性質に関係なく、取調べ中や逮捕時に拷問を使用する、と主張した。2018年、人権と基本的自由の促進と保護に関する国連特別報告官は「拷問や虐待の習慣的かつ体系的な使用及び拘禁状況、特にアヌラダプラにある刑務所の嚴重警備棟における非人道的状況」について懸念を表明した。

4.22 ITJPは2021年9月に公表した報告書の中で、2020年から2021年にかけて申立てのあった、警察及び軍隊の留置場におけるタミル族15人の殴打、火傷、窒息、性的暴行を含む拷問を文書にまとめた。報告された事例のうち13件は北部州で、残り2件は東部州で発生した。拷問は申立てによると軍士官やTIDメンバーによって行われた。同報告書の公表時点で、問題とされた人物は英国におり、英国で保護を求めている。彼らは報告によると、内戦で殺害されたタミル族の記念行事に参加していた、ゴーターバヤ・ラージャパクサ大統領に反対するタミル族政党のためにボランティアとして働いた、あるいは偵察対象者の代わりに国外から資金を受け取った。15人のうち3人は、元LTTEメンバーであると回答した。DFATは、ITJPの所見を検証できない。ITJPは他にも、2015年から2017年にかけて申立てのあった76件を含む拷問の申立てを文書にまとめている。

4.23 HRCSLは年間数百件もの、拘禁中の身体的及び／又は精神的な拷問の申立てを受ける。2022年（データを入手可能な最後の年）、HRCSLはそうした申立てを560件受け、それらのうち419件はコロombo、49件は北部州（24件はジャフナ、16件はヴァヴニヤ、6件はマナー、3件はキリノッチ）、41件は北中部州（全てアヌラダプラ）、19件が中部州（全てキャンディ）、15件は南部州（全てマタラ）、8件は北西部州（全てブッタラム）、そして8件は東部州（5件はアンパラと、パッティカロア、カルムナイ、トリンコマリーで1件ずつ）で受領された。2023年12月のHRCSLの報告によると、拷問は「スリランカで繰り返し起こる現象」である。

4.24 虐待と拷問の報告はほとんどが警察官に関係する。地元情報筋がDFATに語ったところによると、警察は捜査中に犯罪容疑者を習慣的に虐待しており、自白を引き出す手段としての虐待も含まれる。地元情報筋によると、虐待はとりわけ、平手打ち、蹴り、精神的虐待及び／又は家族への脅迫といった形態を取り得る。

4.25 地元情報筋によると、虐待は、場合によっては拷問に相当するものを含め、刑務所でも頻発する。HRCSLは2020年に実施した調査の中で、身体的暴力が刑務所内で刑罰の一形態として、特に低い社会経済的背景を持つ囚人に対して用いられることが多く、規律と秩序の維持における「一体的要素」を形成している、と認めた。HRCSLによると、囚人はこん棒やワイヤーなどの道具によって、大抵はひざまずいている間に殴打される、又は手首を縛られて吊るされる。さらに、HRCSLによると、暴力に関与した刑務官が制裁措置を受けることはまれで、刑事免責の風潮につながっている。

4.26 地元情報筋によると、虐待や拷問のリスクは特定の地域又は民族集団に限ったことではない—あらゆるコミュニティに影響を及ぼし得る全国規模の問題である。地元情報筋によると、薬物取引への関与やPTAの下でのテロ犯罪容疑（同法の下では、脅迫された状態での自白を含め、容疑者のいかなる供述も法廷で証拠として認められ得る）を理由に拘禁された人々は、特に虐待や拷問を受けやすい。テロ行為容疑で拘禁された人々の弁護士によると、TIDによる取調べ中に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

拷問が行われ、これには北部州ヴァヴニヤにあるワンニ治安部隊本部（ヨセフ・キャンプ（Joseph Camp）としても知られる）での拷問も含まれる。

4.27 拷問の申立てを届け出るための機構が存在し、例として国家警察委員会やHRCSLが挙げられる。HRCSLはどの拘禁場所にも出入りでき、拷問の申立てがあった場所を即座に訪問する迅速対応課（Rapid Response Unit）を有する。HRCSLは2020年11月に公表した報告書の中で、訪問は刑務官に対する抑止効果があると判断した。2022年2月、HRCSLは拘禁施設の訪問実施によって拷問を防ぐことを目的に、別個の全国予防機構（National Preventive Mechanism）を創設した。2022年9月時点で、この機構は既に15の拘禁施設を訪問し、500人余りの拘禁者を調査した。付託事項の一環として、HRCSLは訴追目的の場合を含め、申立てを調査し国家機関に対して勧告を行うことができるが、独力で訴追を行う権限がない。地元情報筋がDFATに語ったところによると、HRCSLは訴追に持ち込むことはできないものの、拘禁場所の精査及び実行者への警告により、ある種の保護を提供することはできる。最高裁判所は、拷問を含めた基本的権利侵害の申立てを審理し判断を下す裁判権を有する。2023年12月、1つの道標となった裁定の中で、最高裁判所は、スリランカ警察の副監察長官のデシャバンドゥ・テンナクーン（Deshabandu Tennakoon）（警察部隊責任者）を含む警察官4人について、拷問を行ったと認定し、被害者への補償金として各自500,000スリランカルピー（約2,320豪ドル）を支払い、懲罰措置を受けるよう命じた。被害者は元軍士官で、2010年に強盗容疑で逮捕され、犯行を自白するまで繰り返し殴打されたり両手を縛られて吊るされたりしたと申立てていた。拷問はコロンボで行われた。

4.28 虐待や拷問を防ぐための保護手段は存在するが、歴史的に効果を発揮していない。2021年7月、刑事訴訟法が改正され、治安判事は少なくとも月1回の頻度で警察署を自ら訪問し、警察留置場にいる容疑者が逮捕の途中と逮捕後に虐待又は拷問を受けていないことを確認するよう要求されるようになった。2022年3月に議会で採択されたPTA改正の下、PTAの下で誰かを拘禁した場合は必ずHRCSLに報告しなければならない。提案された新たなテロ対策法制は、理論的には、テロ犯罪容疑で拘禁された人々のための保護手段を更に強化するものと予想される。

4.29 軍隊、諜報機関又は警察によって拷問が行われるリスクは、内戦終結以来、減少してきたが、拷問は相変わらず、警察活動のお決まりの手段としての使用を含め、使用されている。スリランカ国内では拷問の報告がほとんど検証されないことから、拷問の正確なまん延度の判断は難しいが、国内外の様々な情報筋が拷問を日常茶飯事と捉えている。

4.30 DFATの評価としては、一般住民が拷問に直面するリスクは低い。またDFATの評価としては、犯罪活動の容疑で逮捕及び拘禁された人々は拷問に直面するリスクが中程度である。これは特に、薬物取引やテロ活動への関与を疑われる人々に当てはまる。

残虐、非人道的又は品位を傷付ける取扱い又は刑罰

恣意的な逮捕及び拘禁

4.31 憲法では恣意的な逮捕及び拘禁を免れる自由を基本的権利として認識している。法律では全ての人が法定代理人を立て、自分の逮捕又は拘禁の合法性に異議を唱える権利を有すると規定しているが、拘禁場所での取調べ中に弁護士又は通訳を依頼する権利を明示的に規定していない。当局は法律により、拘禁された人に逮捕理由を説明し、軽微な違反の場合は24時間以内、重大な違反の場合は48時間以内、テロ関連違反の場合は72時間以内に治安判事法廷に当人を召喚するよう義務付けられている。保釈可能な違反で告発された容疑者は、治安判事の面前に出頭する前に保釈される権利を与えられる。法廷召喚の代わりに、容疑者は指定される裁判前審問日に裁判所へ報告することを条件に、拘禁後24時間以内に釈放され得る。保釈不可の違反（例えばPTAやICCPR法の下での違反）で告発された容疑者は、治安判事の面前に出頭した後に限り、かつ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

治安判事の裁量権で保釈を認められ得る。容疑者は、警察署、拘禁施設又は刑務所のほか、非正規の拘禁場所で拘束され得る。

4.32 恣意的な逮捕や拘禁が発生している。2022年（データを入手可能な最後の年）に、HRCSLは恣意的な逮捕及び拘禁の申立てを919件受けた。過半数（518件）はコロomboでの受領であった。米国国務省によると、警察は時々、拘禁者を隔離状態に置くことがあり、弁護士は依頼人に面会するには許可を申請しなければならない。

4.33 複数の国際NGOによると、法執行当局が、平和的集会の権利を行使するためにアラガラヤ抗議運動に参加していた数人を、適正手続を経ずに逮捕した。場合によっては、アムネスティ・インターナショナルによると、逮捕は私服警官によって「誘拐方式」で行われた。

4.34 軍隊は、以前は元LTTEメンバーの更生を目的に使用されていた場所で薬物関連違反者向けの更生施設を運営している。薬物更生施設の入所者は、一般的に家族からの要請で発布される裁判所命令に従って入所する。更生プログラムは1年間続き、（1）心理療法や精神修養を含む精神／身体状態の回復、及び（2）職業訓練の6か月ずつの2段階で構成される。更生局（Bureau of Rehabilitation）によると、2023年4月時点で、2013年以来延べ9,000人近くが薬物更生施設に入所していた。地元メディアの報道によると、1,900人近くが2023年12月17日から2024年1月17日にかけて、ユクティヤという麻薬撲滅作戦の一環として更生施設へ送致された。これまでに寄せられた報告によると、薬物更生プログラムを受けている人々が強制労働、殴打及び他の形態の虐待にさらされている。2022年6月、カンダカドゥ更生センターの入所者1人が鈍器外傷により死亡し、4人の軍人が逮捕された。

4.35 2023年1月、議会は更生局法（Bureau of Rehabilitation Act）（2023年）を採択し、同法は「薬物依存者又はその他、法律に従って更生を要する者として特定され得る者」の更生を認可するものである。以前のバージョンの法案には「元戦闘員、暴力的過激派集団及びその他の集団の構成員」の更生への明示的言及が含まれていたが、これらの規定は最高裁判所によって無効とされた。本書公表時点で、地元情報筋によると新法はまだ適用されていなかった。

4.36 2021年3月新たな「非急進化」規制が発布され、これにより暴力的過激思想に関連する「更生」を目的に法的手続を経なくても個人を最長2年間、行政拘禁できるようになった。2021年8月、最高裁判所は、同規制を、最終裁定を待つ形で一時停止する暫定命令を発布した。最高裁判所は2023年11月、同規制を法的に無効と宣言した（「イスラム教徒」も参照のこと）。

4.37 軍隊は以前、元LTTEメンバー向けの義務的更生プログラムを運用していた。これは現在もう運用されていない。

テロ防止法（PTA）

4.38 テロ防止法（PTA）は1979年に、分離独立主義者による反乱に対応する形で一時的措置として制定された。同法は1982年に恒久化され、本書公表時点で引き続き法的効力を有し続けている。PTAは正規の刑事関連法の一部ではないが、テロ行為の幅広い定義が盛り込まれ、不特定の「不法な活動」を理由とする逮捕を許可し、容疑者の72時間に及ぶ（すなわち容疑者が治安判事の面前に出頭させられる前）初期拘禁及び犯罪が実行されたという十分な証拠が存在する場合には最長12か月間（以前は18か月間）の未告訴拘禁を認め、そして自白（弁護士が立ち会わない状況で得られた自白を含む）を法的に許容され得るものとして認識している。PTAは、スリランカの安全保障に脅威をもたらすと評価された人々の長期間に及ぶ拘禁（大抵は未告訴拘禁）を可能にする手段として習慣的に使用されている。HRCSLによると、PTAの下で逮捕された人々の中には最長20年間にわたり裁判前拘禁された者もいる。PTAは導入以来、拷問及び他の人権侵害を助長してきたという、強固な証拠が存在する。

4.39 PTAは主に民族的少数派に対して、歴史的にはLTTEとの関わり合いを疑われたタミル族に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

対して、また2019年4月以来、復活祭の日曜日のテロ攻撃への関与を疑われたイスラム教徒に対して使用されている。アラガラヤ抗議運動の指導者3人（全てシンハラ族）も、PTAの使用が事実上一時停止となっていたにもかかわらず、PTAの下で拘禁された。彼らはその後釈放され、全ての容疑が晴れた。様々な地元組織や国際組織が、国連を含め、PTAに対して極めて批判的で、拷問を受けながら引き出された自白が法的に許容され得ることがテロ行為とは無関係の事例におけるPTAの使用を促しているという懸念を表明した。

4.40 HRCSLは2020年11月、PTAの下での拘禁者が刑務所で特別警備体制の対象とされ、刑務所での作業、職業訓練、屋外で過ごす時間に参加する能力を制限されているという状況の概要を記述した。PTAの下での一部の囚人がHRCSLに語ったところによると、彼らは暴力で脅され、食事を差し止められ、そして要求された通りの供述を拒否した場合には家族が脅迫された。地元情報筋によると、PTAの下で拘禁された人々の刑務所における状況は一般の受刑者より著しく悪いというわけではないが、この主張に異議を唱えた者もいる。

4.41 政府はPTAの下での拘禁者のほとんどを既に釈放したと報告し、また2022年6月、PTAの事実上の一時使用停止を実施したと発表した。しかし、その後も数人の逮捕が発生しており、例として2022年8月に逮捕されたアラガラヤ抗議運動参加者3人や、ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、2023年11月に逮捕されたタミル族9人（マーヴィーラル・ナールの記念行事との関連）が挙げられる。政府によると、2023年8月時点で21人がPTAの下で再拘禁されており、更に25人が有罪判決を受け服役中であった（これらの数は2023年11月時点での最新の逮捕者データより古い）。DFATは、オーストラリアからスリランカへの帰還者がPTAの下で起訴されたという例を把握していない。

4.42 ウィクラマシンハ政権は、PTAに代えてもっと「人道的な」テロ対策法制を導入すると誓約し、そして2023年9月、テロ防止法案（ATB：Anti-Terrorism Bill）を議会での検討事項として官報で発表した（この法案は2024年1月に審議入りした）。ATBは拘禁中に得られた自白を法廷で証拠として認められなくし、法定代理人と保釈へのアクセスを改善し、拘禁に対する治安判事とHRCSLによる監督の強化につながると予想される。さらに、拷問及び恣意的な逮捕や拘禁からの自由を含む基本的権利の侵害の申立てを調査する独立的な審査パネルの創設も予想される。以前のバージョンのATB（2023年3月に公表）ではテロ殺人罪について死刑を規定していたが、これは後に撤廃された。PTAではそもそも死刑を規定していない。

4.43 複数のNGO及びOHCHRによると、ATBは国際標準に届いていない。最大の懸念として、ATBではテロ行為の定義を拡大し、財産損害や必須サービスの途絶など、市民の不服従行為が含まれることになる。複数のNGOによると、これが集会や政治的抗議の自由を制限する目的で使用される可能性が危惧される。またATBでは、12か月間の裁判前拘禁と軍隊による捜索／逮捕権限を認めるPTAの規定も保持している。本書公表時点で、PTAに代わる新たなテロ防止法制はまだ採択されていなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5. その他の検討事項

国家による保護

5.1 スリランカには、宗教又は民族性を根拠として国家による保護へのアクセスを妨げる法律又は政策はない。全ての市民が警察、司法機関、HRCSLを通じて救済の場を利用できる。実際には、これらの場は言葉の壁やリソース不足によって制限される場合がある。北東部では一部の民族的少数派が警察をあまり信頼せず、そのため警察を通じた救済をあまり求めようとしないと考えられる。軍隊は内戦中に間違いなく重大な人権侵害、場合によっては戦争犯罪や人道に対する罪に相当する侵害に加担したとされているが、これまでのところほとんど説明責任が果たされていない。警察はリソース不足の状態にあり、地元情報筋によると警察の汚職は日常茶飯事である一方、司法手続はなかなか進まない場合があり、特に刑事事件ではそうである。HRCSLの独立性と有効性がゴーターバヤ・ラージャパクサ大統領の任期中に疑問視されたが、政権交代と新長官の任命以来、多少の独立性を取り戻したと捉えられている。

軍隊

5.2 軍隊には約300,000人の隊員がおり、陸軍、空軍、海軍の3部門に分かれている。陸軍は隊員約210,000人で、群を抜いて最大規模である。沿岸警備隊は海域での法執行を担当し、海軍の指揮下で活動する。兵役は志願制で、男女双方に門戸が開かれ、最低採用年齢は18歳である。引退は22年間勤務後に認められる。徴兵制はない。軍隊はシンハラ族が圧倒的に多い。募集活動ではタミル族を対象にしてきたものの、あまり成功していない。

5.3 軍隊は内戦後期に大幅に成長し、内戦後の期間も拡大し続けた。世界銀行のデータによると、軍隊の規模は2017年から2019年までの期間がピークで、317,000人の隊員がいた。2023年1月、政府は陸軍を2024年までに135,000人、そして2030年までに100,000人にまで規模縮小する計画を発表し、これは財政的整理統合活動の一環である。国防支出は2023年予算では総じて手付かずで、引き続き保健や教育への支出を上回っている。

5.4 政府は国内安全保障の支援策として軍隊に出動要請することができる。例えば、軍隊は新型コロナウイルスの拡散抑制に向けた取組で積極的な役割を果たし、また2022年にアラガラヤ関連で出された非常事態宣言の間には警察による法と秩序の維持を支えた。報道によると、軍隊は2023年12月に開始されたユクティヤとして知られる全国規模の麻薬撲滅作戦の一環として、警察を支援した。国連は軍隊が他の当事者同様、内戦中に重大な人権侵害を行ったと申し立て、そして現在の国防省長官（Secretary of the Ministry of Defence）（退役したカマル・グナラトネ（Kamal Gunaratne）将軍）と国防司令長官（Chief of the Defence Staff）（シャヴェンドラ・シルヴァ（Shavendra Silva）将軍）が関与したとみなしている。これまでのところ、スリランカ国内ではほとんど説明責任が果たされていない。

5.5 一部の観測筋が前政権を、現任の又は元軍士官（人権侵害疑惑が持たれている士官を含む）を、典型的に文民の性質の役職を含む主要な行政部門の役職に就かせたことによって政府機能を軍隊化させたとして非難した。国連人権高等弁務官は2020年から2022までの期間における、食糧安全保障や有機肥料分配を監督する役職を含め、そうした事例を28件特定した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.6 内戦終結後、軍隊は農業や他の商業活動に従事し、それらのほとんどが北部州で行われ、本書公表時点では引き続き経済活動も積極的に行っていた。薬物関連違反者向けの更生施設も運営している。

警察

5.7 スリランカ警察は国内における刑事関連法の執行及び法と秩序の維持に責任を負う。スリランカ警察には約90,000人の職員に加え、総勢11,000人の特殊タスクフォースも有する。後者は軍隊との連携による対テロ作戦や対反乱作戦を受け持つ。警察部隊に女性が占める割合が増加しており、地元情報筋によるとおそらく最大10～15%を占め、更なる増員に向けた取組が続いている。副監察長官を含め、上級の役職に就く女性もいる。地元情報筋によると、警察はリソース不足の状況にあり、それが2022年の経済危機後に深刻化し、ほとんどの警察官が現代的な警察手続の訓練を受けていない、あるいは高度な科学的捜査手法を行うための機材を利用できない。

5.8 軍隊と同様に、警察職員のほとんどが、タミル族居住区域を含め、シンハラ族である。警察職員募集は全国レベルで行われ、警察官は在任中、全国各地に転勤する。北東部ではほとんどの警察官がタミル語を話さない。タミル語を話す人を採用するための取組が続いているが、あまり成功していない。警察の基礎訓練はシンハラ語で行われ、タミル語を話す人々のほとんどにとってはアクセス可能性が限られてしまう。地元情報筋がDFATに語ったところによると、北部では警察への就職を熱望するタミル族の若者が増えているが、なかなか解消しない警察不信を背景に、家族やコミュニティから阻止されている。カーストも別な検討事項となる場合があり、タミル族の警察官は報告によると低級カースト出身であるためである。地元情報筋の推定によると、北部では警察官の20%がタミル族である。

5.9 地元情報筋によると、個別の警察官が習慣的に、収入を補うために賄賂（別の言い方をすれば「手数料」）を要求する。報告によると、人々が軽微な交通違反の反則金を逃れるために賄賂を支払うことがよくある。報告によると、賄賂は北東部の検問所でも要求される。地元情報筋によると、人々は自分に対する刑事訴訟を終わらせる目的で警察に賄賂を支払うことが知られている。彼らによると、北部では、薬物取引に関与した者を含め、犯罪者が警察から保護を受け、それが、人々が犯罪活動を報告する又は警察に保護を求める際の妨げになっている。一部の地元情報筋によると、警察と海軍が北東部で薬物取引に関与している。DFATはこの主張を検証できない。

5.10 一般市民が警察による汚職又は他の不正行為の嫌疑について申立てを提出する場が存在し、例として、地元警察署の担当警察官、国家警察委員会（NPC、2015年に創設され、警察による不法な行為及び／又は無為からの一般市民の保護を付託されている）、CIABOC及びHRCSLへの直接提出が挙げられる。申立てはインターネットでも、スリランカ警察のウェブサイト経由で届け出ることができる。NPCは2017年から2022年にかけて、不法な逮捕、虚偽の罪状、暴行、拷問、職権乱用の嫌疑を含め、警察に対する9,200件余りの申立てを受けた。DFATの理解としては、警察官が汚職や職権乱用で逮捕される例が目立って増えてきた。

5.11 地元情報筋によると、警察は軍隊を含めた国家行為者が関係する申立てを捜査したがない。地元情報筋によると、警察部隊は政治的な圧力と干渉に影響され、これに抵抗した警察官が時々、転属させられた例もある。軍隊、警察又はラージャパクサ家が関係したとされる犯罪を捜査して注目を集めた警察官が過去に嫌がらせを受けたり、あるいは国外逃亡せざるを得なくなった例がある。

5.12 人々は個人的な紛争の結果として脅迫に直面した場合、又は強要目的で犯罪集団から標的にされた場合、警察に保護を求め、法律が破られている場合は法制度を通じて救済を求めることができる。実際には、攻撃者が影響力のある立場の人物で、国家とつながっている場合、報復の恐れから警察が対応したがない可能性がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.13 リソース面での難題とは関係なく、警察部隊は法と秩序を維持し、市民に保護を提供する能力を有するが、言葉の壁、歴史的な不信、それに警察はシンハラ族コミュニティに好意的であるという認知が、民族的少数派にとってはアクセスの阻害要因になり得る。GBVや、女性及びLGBTQIA+コミュニティのメンバーに対する社会的暴力行為の報告に対して非差別的かつジェンダーとトラウマに配慮する形での警察の対応能力は低い、外国の法執行機関から定期的に捜査や面接の訓練を受けることを含め、向上しつつある。とは言え、リソース調達は依然続く難題である。汚職は個別の、通常は階級の低い警察官が行うと考えられる。現政権における、より広範な汚職防止推進活動の一環として、汚職撲滅に向けた取組が行われている。

法制度

5.14 最高裁判所はスリランカで最上位の司法機関であり、最終の上訴法廷である。上訴裁判所（Court of Appeal）が第2位の司法機関で、続いて州レベルの高等裁判所（High Court）と下級裁判所の順となり、刑事事件を扱う治安判事裁判所と民事事件を扱う県裁判所が含まれる。最高裁判所と上訴裁判所はコロンボを拠点とする。タミル族や他の民族的少数派は、裁判官及び他の裁判所職員に占める割合が少ない。司法部門はこれまで独立性を保っており、特にレベルが高いほどそうである。地元情報筋がDFATに語ったところによると、汚職は理論的には、特に下級の裁判所で起こり得るが、裁判官は概して誠実、公正、公平である。

5.15 法制度により、危害又は虐待の被害者は、基本的権利の請願を最高裁判所に直接届け出ることを含め、保護と救済を国家に求めることができる。人々は基本的権利の請願を自由に提出できる一方、コロンボへ出向く必要があるため、遠隔地で暮らす人々にとっては実際的でなく、法外な費用がかかってしまう可能性がある。

5.16 裁判所は全国各地にある。刑事訴訟法では、刑事法廷で告発された人及び権利を侵害された人は全て、法廷で弁護士に代理を務めてもらう権利を有すると規定している。北東部では法廷手続が概してタミル語で行われる。別の場での手続は、コロンボを拠点とする最高裁判所や上訴裁判所での手続を含め、シンハラ語又は英語で行われる。タミル族は憲法により、事件の審理をタミル語で行うことができない場合には通訳サービスを利用する権利を与えられる。実際には通訳が不足しているため、必ずしも通訳サービスが利用できる又は必要な質であるとは限らない。DFATは、個別の裁判所職員がシンハラ語又は英語の書類しか受け付けない、及び／又はタミル族の当事者が関係する事件で通訳サービスを拒否するという事例を複数把握しているが、これらは傾向としては孤立的な事例である。

5.17 地元情報筋がDFATに語ったところによると、法制度は極めて非効率である。一部の推定によると、スリランカの刑事法廷は40,000件の未解決事件を抱えており、極端な状況だと事件が審理に至るまで最長15年もかかる可能性がある（2022年12月31日時点で、囚人の65%が裁判待ちであった）。刑事裁判は長期間に及びなかなか進まない可能性があり、遅れるのが普通である。一審理の終結に至るまでの平均所要期間は10年間である。政府は司法管理プロセスの迅速化に向けたより広範な司法改革の一環として、司法機関職員の増員と裁判所の新設を誓約した。

5.18 法的扶助を受ける権利はICPP法（2007年）により、法律に盛り込まれている。国費で運営されるスリランカ法的扶助委員会（Legal Aid Commission of Sri Lanka）は低所得層に法的扶助を提供する。月収15,000スリランカルピー（約70豪ドル）未満の人々は、同委員会からの援助を無償で受ける資格がある。この基準は特定の状況において緩和され得る（例えば離婚した女性の場合）。薬物関連容疑で逮捕された人々（囚人に占める割合がずば抜けて多い）は法的扶助を受ける資格がない。政府は高等裁判所や上訴裁判所での刑事事件における経済的に困窮した被告人へ法定代理人を提供するが、これは下級裁判所での事件の場合には利用できない。ウィミン・イン・ニードなどのNGOも、何らかの法的扶助サービスを提供する。法制度に詳しい地元情報筋がDFATに語ったところによると、彼らは国が提供する法的扶助の質を疑問視しているとのことである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る。

5.19 2020年11月、HRCSLは、効果的に法定代理人を立てることができない状況が、低い社会経済的境遇の被告人の主な不満であり、これらの人々は特に長引く刑事裁判において裁判費用の支払に苦勞し、資産売却に頼らざるを得ない、と認めた。被告人は長期間に及ぶ裁判で裁判費用を支払う余裕がなくなった場合、国選弁護人を割り当てられる。HRCSLは国選弁護人について全般的な認知として、職務を勤勉に行っておらず、例えば被告人とのコミュニケーションが限られ、潜在的に結果として低い社会経済的境遇の人々が有責性よりむしろ財政状態を理由に、より過酷な判決を言い渡されている、と評した。

5.20 地元情報筋や複数のNGOによると、GBVを報告した女性を保護するための法制度に不備がある。「女性」、「北部と東部における女性の状況」及び「イスラム教徒女性」を参照のこと。

5.21 法律では刑事訴訟法（1979年）の下で二重の危険を禁じている。地元情報筋によると、彼らが知る限り、国外での犯罪で裁判に掛けられたスリランカ国民をスリランカで再び裁判に掛けることはできない。DFATは、最近の二重の危険の事例を把握していない。

5.22 DFATの評価としては、法制度は必ずしも効率的ではないとしても、独立性があり、公平である。またDFATの評価としては、スリランカ人は誰でも、少数派コミュニティ出身者や犯罪被害者を含め、法制度を通じて救済を求めることができるが、タミル族が多数派を占める区域外ではタミル語を話す人々にとって言葉が障壁になり得る。

全国的人権機関

5.23 スリランカ人権委員会（HRCSL）は1996年に創設され、その付託事項は、憲法で規定されている基本的権利の侵害の申立てを調査すること、基本的権利を保護し国際的人権標準に準拠する法律や政策を政府が策定する際に助言と援助を提供すること及び人権意識を促進することである。委員は憲法評議会の勧告に基づいて大統領から任命され、3年間を任期とし、再任され得る。現議長は元最高裁判所裁判官のL.T.B.デヒデニヤ（Dehideniya）で、2023年7月に任命された。コロンボにある本部に加え、HRCSLは北東部を含め全国にまたがる10か所の地域事務所も運営する。HRCSLは一般市民からの申立てを受け付け、また自発的に調査を開始する場合もある。訴追権限はない。2021年11月、国内人権機関世界連合（GANHRI）はHRCSLの認定地位を「B」（部分的に準拠）に格下げし、その際、委員の任命への干渉を含む政府による干渉をめぐる懸念に言及した。以前は「A」の格付けであった。

5.24 HRCSLは2022年（データを入手可能な最後の年）に9,219件の申立てを受けた。HRCSLが2022年に受けた申立ての中で最も多かったのは、個人の自由の侵害の報告に関連するもので（2,228件）、これに恣意的な逮捕及び拘禁（919件）と身体的及び／又は精神的な拷問（560件）が含まれる。2番目に多かった申立て（1,863件）は政府機関による無為の報告に関連し、うち1,267件が警察に関連していた。3番目に多い申立てのカテゴリーは雇用関連であった（1,730件）。

5.25 HRCSLの信用性と公平性は、2021年11月にGANHRIが公表した最新の評価以来、改善している。DFATはHRCSLが全国規模で駐在することに注目するとともに、評価としては、全てのスリランカ人が利用でき、一部の人々にとっては警察よりもHRCSLに申立てを届け出る方が安心できる。リソース調達にHRCSLにとって依然続く難題である。

拘禁と刑務所

5.26 米国国務省は刑務所の状況を「劣悪」と表現し、古いインフラ、過密、不十分な医療／衛生設備を引合いに出した。HRCSLがスリランカの刑務所に関して2020年11月に実施した調査によると、「囚人の取扱いと拘禁条件は基本的な生活水準の閾値をはるかに下回る（中略）。状況は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

囚人1人当たりの空間、換気、照明、温度に関して許容される標準に適合せず、多くの場合、非人道的な生活条件に相当する」。地元情報筋は刑務所の状況を「悲惨」と表現した。

5.27 2024年1月時点で、スリランカの刑務所体系は31,294人の囚人を収容しており、理論上の収容定員の2倍を超えていた。非効率的な刑事司法制度、多数の再拘禁囚人人口、そして多くの場合厳格な保釈条件と軽微な違反による収監（特に罰金の不払い）といった要因が全て、過密に寄与している。政府によるユクティヤ（麻薬撲滅作戦）は2023年12月に開始され、その結果、囚人数が急増した。

5.28 再拘禁囚の数は既決囚を大幅に上回る。2024年1月時点で、囚人の65%が裁判待ちであった。刑務所局が提供した2022年（データを入手可能な最後の年）分の統計によると、再拘禁囚の65%は刑務所で過ごした期間が6か月未満、11%が1年から2年の間、そして7.1%は2年を超えていた。再拘禁の状態で過ごした期間は、裁判官の裁量権で当人の最終量刑の一部とみなされる場合がある。要注意度が高いとされる拘禁者（例えばテロ犯罪容疑での拘禁者）は一般囚人から隔離される。男性刑務所と女性刑務所が分けられている（2024年1月に女性が刑務所人口に占めた割合は4.3%であった）。女性は自分の5歳未満の子供と刑務所で一緒にいることを許可される。少年犯罪者（スリランカでは16歳～22歳と定義される）向けの施設が別にある。囚人の過半数がシンハラ族である（2022年の時点で既決囚の55%、未決囚の59.3%）。薬物関連違反が群を抜いて多い既決囚の違反の категорияである。

5.29 囚人は量刑のうち一定期間の服役を終えると、司法省の承認を条件に「帰宅休暇」を認められる。帰宅休暇を認められた囚人（2022年に275人）は刑務所へ戻る前の所定の期間、家族と一緒にいることができる。身体障害又は精神障害を抱える囚人の場合、保健省が、請願書を受領した上で、医療審議会（Medical Board）を招集し、温情的な理由により囚人を釈放してよいかどうか判断する場合がある。

5.30 HRCSLとICRCは拘禁場所及び囚人の区分を問わず（テロ犯罪による囚人を含む）訪問し、非公開で拘禁者と話す権利を有する。HRCSLは予告なしで訪問することができる。裁判官も刑務所を訪問する。囚人は裁判官やHRCSLが訪問した際、申立てを提出できる。刑務所には内部申立てメカニズムがあるが、囚人は概して信頼していない。

国内移住

5.31 憲法では全てのスリランカ市民の移動の自由を規定している。国内転居に対する公的な障壁はなく、人々は自由に転居する。多数の人々がコロomboへ、北東部を含む国内の他地域から経済的理由のため引っ越した。国内転居する人々は、政府のサービスへのアクセスを村レベルの役場（グラマ・ニラダリ）を通じて利用できる。

5.32 国内転居に対する公的な障壁はない一方、実際には財源不足、言葉の壁、又は家族のつながりが無いことなどの障壁が人々の選択肢を制限し、貧困層には不釣り合いに影響を及ぼす可能性がある。軍隊が私有地を占拠し続けていることや、土地所有権の立証が難しいことも国内転居を複雑にする可能性があり、特に北部がそうである（「国内避難民」も参照のこと）。

5.33 スリランカの治安部隊は国内全域の実効支配を維持し、人々は国内で密かに転居できるとは考えにくい。軍隊、諜報機関、警察は北東部へ帰還したIDPに対する高レベルの意識を維持している。監視のレベルは低下してきたが、一部の人々によると、彼らは観察され続けている。

5.34 当局は包括的な全国規模の、テロ活動又は重大な刑事犯罪への関与が疑われる人々の「制止」及び「観察」リストを保持している。人々はいずれかのリストに記載されると、治安部隊からの悪い意味での関心を避けることができなくなる。

5.35 DFATの評価としては、当局は概して国内転居の権利を尊重する。更にDFATの評価としては、地方レベルの公職者による些細な問題を理由とする監視及び／又は嫌がらせを最小限に抑え

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

るために国内転居しようとする人々は、安全にそうすることができるが、構造的、経済的、社会的な障壁が時々、そうした人々にとって国内転居の妨げになり得る。

帰還者の処遇

出入国手続

5.36 移民法（1948年）（I&E法）はスリランカからの出国とスリランカへの入国を律則する。スリランカから船で非正規に出国した者が帰還する場合、I&E法（1948年）の下での違反を犯したとみなされる。I&E法（1948年）の第34条と第35条(a)項ではそれぞれ、承認された港経由以外での、及び／又は有効なパスポートがない状態でスリランカからの出国を、違反と規定している。I&E法（1948年）の下での違反は、合法的にスリランカを出国した帰還者には適用されない。スリランカ市民が国外で庇護を求めることは犯罪には当たらない。

5.37 スリランカ人がオーストラリアでの庇護を確保できなかった場合、商用便又はチャーター便のいずれかでスリランカ（コロンボ空港）へ帰還する。場合によっては、治安当局者が帯同する可能性がある。庇護請求失敗者が集団で帰還し、処理される場合がある。そうした人々には自発的帰還者と非自発的帰還者の両方が含まれる。庇護請求失敗者に加え、集団での帰還者には人格を理由にオーストラリアから強制送還となった人々が含まれる場合もあり、例としてオーストラリアで犯罪を犯し、懲役刑を完了した人々が挙げられる。

5.38 コロンボ空港に到着後、庇護請求失敗者は入国審査を受け、身元が確認される。有効なパスポートを有する帰還者の場合、このプロセスはすぐ終わる。一時渡航文書に基づいて帰還する人々の場合、手続がもっと長くなる。地元情報筋によると、庇護請求失敗者がチャーター便で帰還する場合、事前に身元が確認済みであることから、かなり迅速に処理される。

5.39 スリランカからの出国状況（すなわち合法的に出国したか又は違法に出国したか）、個人履歴（すなわちスリランカでの犯罪的の有無）及び一時渡航文書による渡航であるか否か次第では、庇護請求失敗者はスリランカ入国管理局、SIS、海軍諜報部（SLNI）及び警察（CID）からの更なる尋問に直面する可能性がある。これらの機関は渡航文書と身元情報を、入国管理局と諜報機関が有する未解決の犯罪事案に関するデータベースや記録と照合する。このプロセスでは、犯罪又はテロリストの背景を隠そうとする者、あるいは裁判所命令又は逮捕令状を回避しようとする者が特定されるはずである。DFATは、帰還者がこのプロセスの間に虐待されたという最近の例を把握していない。

5.40 当局が特に関心を持つのは、人身取引密航の計画者と推進者（船長や乗組員を含む）、及びスリランカ出国前に実行された犯罪に関する未解決の裁判所命令又は逮捕令状の対象者である。人身取引密航の計画者及び推進者として特定された人々は、法律に従って再拘禁され裁判に掛けられる。同様に、帰還者が未解決の逮捕令状の対象者である場合も法律に従って拘禁され裁判に掛けられることになる。地元情報筋によると、それらの人々は良くも悪くも異なる扱いを受けるわけではない。DFATは、オーストラリアからの帰還者が違法出国以外の問題を理由に拘禁されたという例を把握しておらず、またオーストラリアの帰還者がLTTEとのつながりを理由に、あるいは国外で行った活動又は国外で表明した見解を理由に関心対象者として特定されたという例も把握していない。

5.41 スリランカを違法に出国したが庇護請求に失敗した者は、入国管理局によって身元を確認されたら、更なる尋問のために空港で入国管理事務所へ連行され、これは典型的に30分～45分かかる。その後、尋問のためSISとSLNIへ移送される。これはもっと長いプロセスである。SISとSLNIは特に、当人が参加した違法な船旅の計画者と推進者に関する情報に関心を寄せる。諜報機関が尋問を完了したら、帰還者は更なる尋問のためにCIDへ移送され、その後、入国管理法違反容疑で起訴される。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.42 帰還者が大人数の帰還者集団に属する場合、到着地から最長で8時間、空港に滞在する可能性がある（大人数の集団に属する人々は集団全体の処理が終わるまで空港から出ることができない。空港で対応する職員の制約も遅延の原因になり得る）。少人数の集団での帰還又は個別帰還の場合、尋問に要する時間は大幅に短くなる（地元情報筋によると3~4時間）。児童は必ず、このプロセスの間は家族と一緒にいる。児童自身は尋問されない一親のみである。DFATは、同伴者のいない未成年者がオーストラリアからスリランカへ送還されたという最近の例を把握していない。

5.43 SIS、SLNI、CIDによる尋問を含め、空港でのプロセスが完了したら、スリランカを違法出国して庇護請求に失敗した者はネゴンボ（コロンボ空港に近い）市内の裁判所に出頭させられ、保釈される。DFATが知る限り、夫婦や家族と一緒に帰還する場合、裁判所手続で別々にされることはなく、帰還者は虐待も受けない。保釈後、帰還者は自由の身となる一刑務所で時間を過ごすことはない（保釈金も要求されない）。このプロセス全体（空港での尋問、裁判所への出頭、保釈、釈放）は、帰還者の人数にもよるが、概して完了までに到着地点から12時間ないし24時間かかる。帰還者の出頭前にネゴンボの裁判所が閉まる場合（裁判所は16時30分に閉まる）、再拘禁され、翌日に裁判所に出頭させられる。オーストラリアからのチャーター便は通常、午前の非常に早い時間帯に到着するため、通常は帰還者を空港で処理して裁判所へ閉鎖時刻前に移送するまでの時間は十分にある。スリランカを合法的に出国したが国外での庇護請求に失敗した者は、何ら法律に違反していないため、このプロセスには直面しない。

5.44 地元情報筋から、オーストラリアで庇護を確保できなかったジャフナ及びバットィカロア在住のタミル族の実体験について報告があった。全員が非正規の船便でオーストラリアに到着し、IOMの支援を受けてスリランカへ自主帰還した。ほとんどが最近帰還したばかりであった（最も早かった者が2019年）。これらの庇護請求失敗者によると、彼らはコロンボ空港での尋問の様々な段階で虐待されたわけではなく、手続は「単純明快」であった。最近帰還した人々によると、入国管理官から簡単な質問を受け、諜報機関と警察による尋問は以前ほど広範囲に及ばず、少なくとも犯罪記録のない者の場合はそうである。DFATは、帰還者が報告によると3時間にわたり尋問されたが虐待は受けなかったという例を1件把握している。尋問が完了した後、ほとんどの帰還者がネゴンボ市内の治安判事裁判所に出頭させられ、入国管理法違反の容疑を掛けられ、24時間以内に釈放され、その段階で自由の身となった。

5.45 地元情報筋がDFATに話したところによると、バットィカロア在住の最近の帰還者（2023年と2022年に帰還した人々を含む）はスリランカからの違法出国について刑事訴訟を起こさず、入国審査を通過した後、自由の身となった（すなわち諜報機関又は警察による尋問がなかった）。地元情報筋によると、これは個別の入国管理官の裁量権によるもので、また1件の事例では、帰還者が入国管理官に賄賂を渡してI&E法（1948年）の下での容疑を免れることができた。

5.46 IOMは自発的帰還者（すなわち強制送還者ではない）に空港での入国許可後に面会し、現金を支給し、その後の移動を援助する。法的扶助は、違法出国容疑で起訴された人々を対象に、法的扶助委員会から提供される。オーストラリア国境警備隊（Australian Border Force）はオーストラリアからの非自発的帰還者へ、帰還援助として多少の現金を支給する。

5.47 DFATは、庇護請求失敗者がコロンボ空港での処理やその後の裁判所での審問の際に虐待を受けたという例を把握していない。

I&E法に抵触する違反

5.48 スリランカからの違法出国によってI&E法（1948年）に違反した場合の刑罰には5年以下の懲役と罰金が含まれ得るが、DFATは、違法出国だけを理由に懲役を言い渡されたという例を把握していない。違法な船旅の乗船者は保釈され解放される一方、船旅の計画の共謀者として特定された者は、より重大な違反の容疑を掛けられ、典型的に保釈を拒否され、再拘禁される。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.49 I&E法（1948年）の下で起訴された人々は、事案の審問が最初に行われた場所にある裁判所、通常はコロombo空港に近いネゴンボ裁判所への出頭を要求される。出廷の頻度は治安判事次第であるが、ほとんどの被告人が最初の12か月間は3か月おきに保釈審問のために出廷する。DFATの理解としては、最初の12か月間の後に審問の頻度が減る（10か月おきになる場合もある）。違法出国による訴訟は典型的に完了まで12か月ないし24か月かかるが、刑事司法制度の負担が過剰で、法廷手続が遅くなる可能性があるため、もっと長い期間を要する場合もある。法廷審問では被告人に訴訟費用と交通費の両方の負担が生じる。被告人が保釈審問のため出頭を怠る場合、法律に従って当人の逮捕令状が発布される。DFATの理解としては、これらの帰還者のほとんどがI&E法（1948年）違反による有罪を認める。自分自身の審問に加え、違法出国容疑で起訴された者は違法な船旅の計画者と推進者に対する訴訟で証人として召喚される場合もある。地元情報筋によると、庇護請求失敗者は審問のためにコロomboへ戻るのは不便で多額の費用がかかると知り、また訴訟が係属中でパスポートを没収されている間は国外渡航できない。

5.50 違法出国の罪で有罪判決を受けた人々は、理論的には施設内処遇に直面すると考えられる一方、地元情報筋がDFATに語ったところによると、実際には罰金が常に科せられる。本書公表時点で、この罰金は50,000スリランカルピー（約230豪ドル）であった。罰金額は、スリランカを複数回違法出国した者の場合に増えるわけではない。罰金は3回以内の分納とすることができる。地元情報筋によると、この罰金を納付できない者は最長14日間再拘禁される。DFATは、そうした状況での拘禁の発生状況を検証できない一決定は個別の治安判事の裁量権に委ねられる。スリランカは違法出国の容疑で起訴された者に5年間の渡航禁止も課す。

5.51 スリランカでは刑事責任が発生する年齢は12歳である。スリランカの法律の下、容疑とされる違反の時点で12歳以上であれば誰でも、成人として扱われる。したがって、児童でも12歳以上であれば、容疑とされる違反の時点で12歳以上であったならばI&E法（1948年）違反で起訴され得る。12歳未満の児童又は容疑とされる違反の時点で12歳未満であった児童は罪状を賦課されない。

5.52 DFATは、オーストラリアからの帰還者がPTAの下で起訴されたという例を把握していない。オーストラリアからの帰還者の一部が入国管理関連犯罪や出国前に実行したとされる刑事犯罪の容疑で起訴されている。

帰還者にとっての状況

5.53 2013年7月から2023年9月にかけて、1,478人が制定法上の（上訴可能な）プロセスを経た保護ビザ申請を拒否された後にオーストラリアのコミュニティからスリランカへ自主帰還した（これらのうち92人が2013-14年、139人が2014-15年、259人が2015-16年、165人が2016-17年、184人が2017-18年、200人が2018-19年、143人が2019-20年、23人が2020-21年、92人が2021-22年、87人が2022-23年に帰還し、2023年は30人未満であった）。同じ期間中、440人が制定法上の（上訴可能な）プロセスを経た保護ビザ申請を拒否された後にオーストラリアの入国管理拘禁施設から排除されスリランカへ送還された（排除及び強制送還された人数の内訳は2013-14年が31人、2014-15年が37人、2015-16年が106人、2016-17年が46人、2017-18年が88人、2018-19年が43人、2019-20年が26人、2020-21年がなし、2021-22年が21人、2022-23年が11人、2023年が5人未満であった）。ほとんどの帰還者が北東部出身で、ほぼ全員がタミル族である。個別の経験に差があり得るが、大部分は既存の家族やコミュニティとのつながりを活用できる出身地に戻る。

5.54 IOMは、庇護請求に失敗してIOMの後援下でスリランカへ自主帰還した人々へ、3,300米ドル（約5,000豪ドル）の現金助成金という形での再定住／再統合援助を提供する。庇護請求失敗者の実体験を報告した地元情報筋によると、多くの人々がこの助成金を使って事業を始めていた。IOMは、渡航文書に関する支援を含め、到着前支援も提供する。庇護請求失敗者の一部は帰還後に適切な雇用や信頼できる住宅を見つけるのに苦労する場合がある一方、家族やコミュニティの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ネットワークを頼りに支援を得られることが多い。IOMは、対面訪問や電話連絡を通じたものを含め、帰還者の福祉を観察する。非自発的帰還者の場合、家族やコミュニティのネットワークから提供される範囲を超えて受ける支援は最小限である。スリランカの法定書類を持たない非自発的帰還者（例えばインドで生まれスリランカで暮らしたことがない者）は、非効率なお役所仕事のせいで書類の取得の遅れに見舞われる可能性があり、それが結果的に、彼らにとって社会福祉プログラムの利用や銀行口座開設の妨げになる。

5.55 ジャフナやバットィカロアの出身で最近庇護請求に失敗した人々の実体験を報告した地元情報筋によると、彼らがスリランカへ戻って以来、国家による偵察又は自宅訪問を含め、公職者による嫌がらせ又は身の安全に対する脅威の証拠はなく、コミュニティに戻った後の社会的差別の証拠もない。地元情報筋によると、庇護請求失敗者はLTTEとのつながりを疑われる場合を含めて過去に受けたTID又はCIDによる訪問の可能性を軽視するわけにいかない一方、そうした訪問は現在では非常にまれで、最近の帰還者にはこのような経験がなかった。

5.56 地元情報筋によると、最近の自主帰還者はIOMから支援を受ける、家族やより広範なコミュニティからも支援を受ける。最近の帰還者はコミュニティから歓迎され、就職先を見つけ、中にはスリランカへの帰還以来企業を設立し、場合によってはコミュニティのメンバーを雇用している者もいる。

5.57 地元情報筋がDFATに語ったところによると、彼らは、LTTEとのつながりを疑われた人々を含め、庇護請求失敗者がスリランカへの帰還後に監視あるいは公的差別又は社会的差別を含む公職者による嫌がらせを受けたという例を把握していない。地元情報筋によると、犯罪歴のある庇護請求失敗者は監視される可能性があるが、その場合でも犯罪歴が根拠であって民族性によるものではない。違法な船旅の乗船者がスリランカへ帰還後に違法出国について有罪判決を受けた場合、監視対象になる可能性は低いと思われる。

5.58 DFATは、オーストラリア滞在中に犯罪を犯し、服役後にスリランカへ強制送還された帰還者が、帰還後に悪い意味で公職者の関心対象となった又は社会的差別を受けたという例を把握していない。オーストラリアへ出発する前にスリランカで実行した犯罪について未解決の裁判所命令又は逮捕令状の対象となっている帰還者は、より強く当局の関心の的となった。

5.59 DFATの評価としては、庇護請求失敗者はスリランカへ帰還後に公職者による嫌がらせや社会的差別に直面するリスクが低い。

文書

5.60 ほとんどのスリランカ人が何らかの類の身分証明書を持っている。「紛争の影響を受けた避難民のための永続的解決策に関する国策」（2016年に採択）では、出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書を含む代替の身元確認書類をIDPと難民帰還者へ提供すること、及びこれらの書類の再発行に関する法的情報や援助を無償で提供することを国家に委ねている。

5.61 内戦はLTTE支配区域で暮らす人々が行政書類作成サービスを利用する能力に影響を及ぼし、これは一部の区域に補助登録長官（ADR）がないことに起因する場合も含まれる。ADRが存在していた場合でも、地元情報筋がDFATに語ったところによると、病院又は自宅での出生が正しく登録されないことが多く、多数の親が自分の婚姻自体が未登録であったために子の出生を登録できない（場合によっては子の徴兵を避ける手段として用いられた未成年結婚が背景にあった）。地元情報筋によると、スリランカのNICはLTTE支配区域では発行されなかった（LTTEは独自の身分証明カードを発行した）。2009年の内戦終結後、政府は以前LTTEに支配されていた区域の県レベルと地区レベルで出生及び婚姻の登録やNICの発行のためのモバイルサービスを開始した。以前は未登録であった婚姻や出生のほとんどがこのサービスを通じて登録された。

5.62 農村部に居住する人々によると、身分証明書を取得するために大きな町まで行く必要が

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

あることが阻害要因である。北東部ではタミル語を話す職員がいないために書類作成プロセスが遅れる可能性がある。

5.63 国外在住のスリランカ人は、スリランカの大使館又は領事館を通じ、市民権やパスポートを含め、身分証明書を申請できる。

出生／死亡証明書

5.64 病院は出生を記録し、登録のために情報を地区事務局（地方行政単位）へ送る。自宅出産の場合、親は出生の発生から7日以内にグラマ・ニラダリへ通知しなければならない。次いでグラマ・ニラダリは登録のために情報を地区事務局へ送る。出生登録の不履行は処罰対象となる違反であるが、登録長官局は出生をまだ登録されていなかった14歳未満の児童へ「推定年齢証明書」の発行に対応できる。地区事務局は登録プロセスが完了したら出生証明書を発行する。謄本を、証明書が最初に発行された区域内の地区事務局から取得できる。2020年、スリランカは「デジタル出生証明書」を発行する予定であると発表し、これは固有の通し番号とQRコードが付帯し、以前は必須であった民族集団、宗教、親の婚姻に関連する詳細が省略される。本書公表時点で、デジタル出生証明書はまだ発行されていなかった。

5.65 国外でスリランカ市民の子として生まれた子供は、出生国にあるスリランカの大使館又は領事館で登録できる。国外で生まれた児童がスリランカの市民権を得るには、出生時点で少なくとも両親のどちらかがスリランカ市民であるか、又は二重市民権を有していなければならない。市民権申請の一環として提出することになる文書の例として、子の地元の出生証明書、両親の出生証明書、両親の婚姻証明書、両親のパスポート、子の出生国における居住状態の証拠及び両親のうち1人が作成した法定申告書が挙げられる。子の出生時点で両親が結婚していなかった場合、事務弁護士が証明する、親権及び市民権申告に関する宣誓供述書が必要である。本書公表時点で、オーストラリアで生まれた子をオーストラリアにあるスリランカ大使館を通じて登録する際の費用は163豪ドルであった。国外で生まれた子が1歳になった後に、スリランカの市民権を得るために登録される場合、罰金が適用される。オーストラリアで生まれた1歳以上の子がオーストラリアにあるスリランカ大使館を通じてスリランカの市民権を得るために登録される場合、本書公表時点で、罰金は出生の初年以後は毎年12豪ドルずつであった。国外で生まれた子の市民権は、12歳に達したら無効となり、その時点で当人はスリランカの市民権又は出生国の市民権のどちらかを保持する、あるいは両方を保持するかを決めなければならない。スリランカは二重市民権を認めている。

5.66 ある人が死亡した場合、グラマ・ニラダリは速やかに通知を受けなければならない。地区事務局は5日以内に通知を受けなければならない。死亡証明書の謄本は、死亡が発生した地区内の地区事務局から取得でき、居住区域と異なる場合でも同様である。死亡が住宅で発生した場合、グラマ・ニラダリは死亡を証明する報告書を提供しなければならない。死亡が病院で発生した場合、担当医務官が報告書を提供しなければならない。死亡証明書は土地の権利証書を寡婦となった女性に移転する際に必要である（「女性世帯主世帯」も参照のこと）。

5.67 2016年、死亡登録（仮規定）法（*Registration of Deaths (Temporary Provisions) Act*）が改正され、失踪者の家族へ不在証明書を発行できるようになった。不在証明書は、ある人が行方不明であることを証明するもので、近親者はこれを失踪者に帰属する政府給付、土地、銀行口座にアクセスする際に死亡証明書の代わりに使用できる。OMPによると、現在、不在証明書を所持している失踪者の家族の割合はごく少ない。

国民身分証明書（NIC）

5.68 国民身分証明書（NIC）は、ほとんどのスリランカ人の主たる身分証明書である。出生証

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

明書、運転免許証、パスポートも頻繁に使用される。16歳以上のスリランカ市民は、民族性、宗教、言語又は地理的所在地に関係なく、NICを申請する資格を有する。NICは当人のグラマ・ニラダリ又は住民登録局（Department for Registration of Persons）を通じて取得され、スリランカ国内に限り取得可能である。NICは民族性又は宗教を明記せず、シンハラ語で、又はタミル語を話す人の場合はタミル語で発行される。更新期間はない。

5.69 NICは、公衆衛生や教育を含む政府のサービスを利用する際に必要で、銀行口座の開設やクレジットの取得にも必要である。NICは、パスポートを含め、他のあらゆる身分証明書を取得する際に使用できる。

5.70 2023年4月、住民登録局は、出生証明書を持たないことが原因で以前NICを取得できなかったスリランカ人からのNIC申請を呼び掛けた。

パスポート

5.71 入出国管理局（Department of Immigration and Emigration）はスリランカ国内でパスポートを発給し、スリランカの大使館と領事館は国外のスリランカ人へパスポートを発給する。現在、成人パスポート取得に必要なのは、既存のパスポート（保有している場合）、出生証明書原本、NIC原本、婚姻証明書（該当する場合、結婚後の氏名変更を確認するため）、生体認証データ、職業の証拠（該当する場合）である。生体認証情報は、指紋データ及び国際的に認められている写真標準を含め、2015年にパスポートに導入され、2018年から義務化された。パスポートは機械可読型で、典型的に10年間有効である。受給者の生体データを格納したチップ付きの電子パスポートが2019年を目処として発表されたが、本書公表時点でまだ展開されていなかった。

5.72 パスポートを持たないスリランカ人は、スリランカの大統領又は領事館が発行する、緊急パスポート（Emergency Passport）又は非機械可読パスポート（Non-Machine Readable Passport）としても知られる一時渡航文書に基づいてスリランカに再入国できる。一時渡航文書は3か月間有効で、スリランカへの再入国が目的の場合に限り使用できる（すなわち他国への入国には使用できない）。「タミル・ナドゥ州からの帰還者」も参照のこと。

不正の横行

5.73 スリランカではほとんどの公式記録がハードコピー形式で1か所に集中保管され、政府省庁はコンピューター化された情報データベースを持たない。

5.74 出生証明書やNICを含め、偽の補助文書を提出することによって真正な身分証明書が取得されている。偽造文書は、NIC、パスポート、運転免許証を発行する際の不正の主な原因である。スリランカでは偽造パスポートを取得可能である。偽造パスポートを求める人々の例として、「制止」リストと「観察」リストに記載された者、就職するために年齢を偽りたい者、又は以前強制送還されたことのある国へ戻ることを希望する者などが挙げられる。

5.75 偽造文書使用未遂はよく起こり、国外移住が目的の場合も含まれる。DFATは、ビザ申請者がスポンサーや雇用に関する偽の書簡を提示する例を把握している。不正に取得された銀行取引明細書や土地権利証明書も、個人の財務状況を示す証拠として提示されている。複数の庇護目的地からの報告によると、庇護請求者の申請に使用するために古いLITEの制服を着用した人々の写真を撮影した写真スタジオの例などのように、庇護申請者から偽の書類が提出されている。

5.76 DFATの評価としては、スリランカでは書類詐欺が日常茶飯事で、紛失した文書の再発行プロセスに不正が入り込む隙間がある。